

# 資 料 編



## 〔防災関係機関等〕

### ○防災関係機関連絡先一覧

#### 1 市

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中央市役所	中央市白井阿原301—1	055—274—1111	———
〃 田富庁舎	〃	055—273—2111	055—274—7130
〃 玉穂庁舎	〃 成島2266	055—274—1119	055—274—1124
〃 豊富庁舎	〃 大鳥居3866	055—269—2211	055—269—2413
中央市田富防災会館	〃 白井阿原字川向1903—39	055—274—8519	(危機管理課)
中央市コミュニティ防災センター	〃 布施1555—1	055—274—8519	(危機管理課)

#### 2 県

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
県総務部防災危機管理課	甲府市丸の内1—6—1	055—223—1432	055—223—1429
中北地域県民センター	韮崎市本町4—2—4	0551—23—3057	0551—23—3012
中北建設事務所	甲府市貢川2—1—8	055—224—1660	055—224—1675
中北保健福祉事務所（中北保健所）	〃 太田町9—1	055—237—1381	055—235—7115
中北農務事務所	韮崎市本町4—2—4	0551—23—3077	0551—23—3080
中北林務環境事務所	韮崎市本町4—2—4	0551—23—3087	0551—23—3097
中北教育事務所	韮崎市本町4—2—4	0551—23—3006	0551—23—3020
山梨県教育委員会	甲府市丸の内1—6—1	055—223—1741	055—223—1744
山梨県立防災安全センター	中央市今福991	055—273—1048	055—273—9457

#### 3 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
総務省消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関2—1—2	03—5253—7527	03—5253—7537

#### 4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1—10—1	055—252—8884	055—252—8891
甲府地方気象台	〃 飯田4—7—29	055—222—9101	055—222—3784
関東農政局（甲府地域センター）	〃 丸の内1—1—18 甲府合同庁舎10階	055—254—6055	055—254—6008
関東財務局（甲府財務事務所）	〃 甲府市丸の内1—1—18 甲府合同庁舎8階	055—253—2261	055—253—3310

山梨労働局（甲府労働基準監督署）	〃 下飯田 2—5—51	055—224—5611	055—224—5618
関東運輸局（山梨運輸支局）	笛吹市石和町唐柏1000—9	055—261—0880	055—263—1418
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1—2—1 九段第 3 合同庁舎	03—6238—1600	03—6238—1629

## 5 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市青沼 1—12—13	055—231—4511	055—231—4500
(株)NTTドコモ山梨支店	〃 丸の内 2—31—3	055—236—1251	055—236—1322
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	〃 丸の内 1—10—7	勤務時間内 055—215—5110 勤務時間外 0120—995—882	055—241—8943
東京ガス山梨(株)	〃 北口 3—1—12	055—253—1341	055—253—1350
東海旅客鉄道(株)東花輪駅	中央市東花輪388	0556—62—1211	———
〃 小井川駅	〃 上三條295—2	0556—62—1211	———
田富郵便局	〃 臼井阿原270—1	055—273—3793	———
田富花輪郵便局	〃 西花輪4582—1	055—274—3123	———
田富流通団地郵便局	〃 山之神流通団地 2—1—1	055—273—3511	———
玉穂下河東簡易郵便局	〃 下河東3052—23	055—273—6228	———
豊富郵便局	〃 大鳥居3644—8	055—269—2001	———
日本放送協会甲府放送局	甲府市丸の内 1—1—20	055—255—2148	055—255—2126
日本赤十字社山梨県支部	〃 池田 1—6—1	055—251—6711	055—254—0351
日本通運(株)山梨支店	〃 丸の内 2—26—1	055—222—4102	———
中日本高速道路株式会社（八王子支社）	東京都八王子市宇津木町231	042—691—1171	———

## 6 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
(株)山梨放送	甲府市北口 2—6—10	055—231—3232	055—235—9194
(株)テレビ山梨	〃 湯田 2—13—1	055—232—1114	055—237—4423
(株)エフエム富士	〃 丸の内 2—7—23	055—228—6969	055—228—1128
(社)山梨県バス協会	笛吹市石和町唐柏1000—7	055—262—1201	055—262—1202
山梨交通(株)敷島営業所	甲斐市島上条914	055—277—8911	———
〃 鯉沢営業所	南巨摩郡富士川町鯉沢1519	0556—22—4272	———
山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000—7	055—262—5561	055—263—2036
(社)山梨県エルピーガス協会	甲府市宝 1—22—11	055—228—4171	055—228—4173
中巨摩郡医師会	甲斐市富竹新田1179—1	055—234—5511	055—234—5512

## 7 警察

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
南甲府警察署	甲府市中小河原404—1	055—243—0110	055—243—0139
〃 花輪駐在所	〃 西花輪44	055—273—3647	———
〃 下河東駐在所	〃 下河東620	055—273—2031	———
〃 成島駐在所	〃 成島3508—7	055—274—3833	———
〃 豊富駐在所	〃 大鳥居4556—1	055—269—2210	———

## 8 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
甲府地区広域行政事務組合消防本部	甲府市伊勢3—8—23	055—222—1190	055—222—7583
〃 南消防署	〃	055—233—1490	055—233—1490
〃 玉穂出張所	中央市成島2384—1	055—273—0699	055—273—0699
〃 田富出張所	〃 白井阿原275—3	055—273—0999	055—273—0999
〃 中道出張所	甲府市右左口町3187	055—266—4042	055—266—4042

## 9 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第1特科隊	忍野村忍草3093	0555—84—3135
自衛隊山梨地方協力本部	甲府市北新1—7—9	055—253—1591

## 10 一部事務組合

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	055—273—5665	055—273—5665
〃 清掃センター	〃 一町畑1189	055—273—5711	055—273—5711
〃 衛生センター	〃 乙黒1083—3	055—273—4167	055—273—4167

## 11 その他公共的団体

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中巨摩東部農業協同組合小井川支所	中央市布施3280	055—273—2108	———
〃 忍支所	〃 藤巻2958—1	055—273—2107	———
〃 田富支所	〃 西花輪4321	055—273—2313	———
〃 玉穂支所	〃 成島2410—2	055—273—2002	———
〃 玉穂種苗センター	〃 下河東2648	055—273—2020	———
甲斐酪農協同組合	〃 西花輪4514—1	055—273—2326	———
笛吹農業協同組合	笛吹市八代町南561	055—265—1605	055—260—1620

” 豊富支所	中央市大鳥居3781—1	055—269—2216	055—269—2466
中央市社会福祉協議会	” 下河東620	055—274—0294	055—274—0319
中央市商工会	” 布施1555	055—273—4141	055—273—4742
甲府市水道局	甲府市下石田2—23—1	055—228—3311	055—237—4331
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110	055—273—1111	————
中巨摩医師会	甲斐市富竹新田1179—1	055—234—5511	055—234—5512
(株)日本ネットワークサービス	甲府市富士見1—4—24	055—251—7111	055—251—0588
山梨県ボランティア協会	” 丸の内2—35—1	055—224—2941	055—232—4087

## ○中央市防災会議委員名簿一覧

	職 名	防災会議条例第3条該当条項
1	中央市長	第2項（会長）
2	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所 長	第5項第1号（指定地方行政機関）
3	山梨県中北地域県民センター地域防災幹	第5項第2号（県の職員）
4	南甲府警察署長	第5項第3号（県警）
5	中央市副市長	第5項第4号（市の職員）
6	中央市政策秘書課長	
7	中央市総務課長	
8	中央市市民課長	
9	中央市福祉課長	
10	中央市農政課長	
11	中央市会計課長	
12	中央市議会事務局長	
13	中央市教育長	第5項第5号（教育長）
14	甲府地区広域行政事務組合消防本部消防長	第5項第6号（消防長）
15	中央市消防団長	第5項第6号（消防団長）
16	中央市自治会連合会会長	第5項第7号（自治会連合会長）
17	中巨摩医師会会長	第5項第8号（指定公共機関・医療事業者）
18	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社渉外担当 課長	第5項第8号（指定公共機関・電気事業者）
19	東日本電信電話(株)山梨支店災害対策室長	第5項第8号（指定公共機関・電気通信事業者）
20	中央市健康推進課保健師長	第5条（専門委員）
21	中央市愛育会会長	第5条（専門委員）
22	中央市日赤奉仕団委員長	第5条（専門委員）
事務局	危機管理課長	第5項第4号（市の職員）
事務局	危機管理課リーダー	
事務局	危機管理課主任	
事務局	危機管理課防災担当	

## ○中央市上水道給水装置工事事業者一覧

平成26年6月13日現在

No.	指 定 工 事 店 名	住 所	電話番号
1	(株) 関 総	中央市臼井阿原314-1	055-273-3315
2	佐 野 工 建 (株)	中央市西花輪4027-8	055-273-1230
3	パ イ ピ ン グ 赤 池	中央市山之神921-62	055-273-7262
4	(有) カ ワ ス ミ	中央市今福393	055-273-5366
5	(有) 丸 松	中央市関原394	055-269-2010
6	川 口 設 備	中央市布施2426-3	055-273-3080
8	(株) 丸 藤 建 設	中央市大田和852	055-273-1055
9	(有) 金 丸 組	中央市布施1938	055-273-3842
10	田 中 設 備	中央市臼井阿原858-1	055-273-6394
11	(株) 水 電 社	西八代郡市川三郷町大塚4403	055-272-4741
12	笹 本 住 宅 設 備	甲府市千塚5-9-26	055-252-6612
13	(有) 前 澤 設 備	甲府市貢川本町7-10	055-222-3674
14	中部プロパン瓦斯 (株)	南巨摩郡富士川町鯉沢1554-1	0556-22-2177
15	(有) 長 田 設 備	甲府市七沢町134	055-273-4402
16	カ ネ ト 工 業 (株)	甲斐市西八幡3484	055-276-6351
17	山 梨 相 互 工 業 (株)	甲斐市篠原3007	055-276-5210
18	(有) 小 林 住 宅 設 備	甲府市山宮町3121	055-251-1259
19	(株) 山 梨 管 工 業	甲府市中小河原1-9-17	055-241-6011
20	(株) 永 田 工 業 所	甲府市千塚5-10-2	055-252-7161
21	(株) 清 水 商 事	南アルプス市六科1565	055-285-0649
22	甲 府 住 宅 設 備 (株)	甲府市德行2-10-40	055-226-3017
23	(株) 栄 進 設 備 工 業	南アルプス市加賀美3374	055-284-5466
24	(株) 緑 ヶ 丘 設 備	甲府市山宮町3359-10	055-252-9099
25	ダ イ ワ 設 備	甲府市朝気1-1-5	055-235-5221
26	(有) 浅 川 住 宅 設 備	笛吹市石和町河内224-2	055-262-8924
27	(有) ア ー ト 住 設	甲府市富竹4-3-38	055-228-9341
28	甲信ユニット設備 (株)	甲斐市西八幡635-4	055-276-5053
29	(有) 野 崎 設 備	甲府市武田3-2-23	055-251-7439
30	(株) サ イ エ ン ス 設 備	甲府市西下条町918	055-243-1239
31	(株) カ イ 空 衛	甲府市大里町1063-1	055-241-1777
32	日 昇 総 合 設 備 (株)	甲府市德行3-6-23	055-237-8891
33	丸 昭 村 松 組 土 木 (株)	甲府市朝気1-1-2	055-232-5321
34	有 泉 工 業 (株)	甲府市里吉1-4-1	055-235-0587



35	秋葉設備工業	甲斐市下市之瀬1329	055-284-0254
36	三和住設(株)	南アルプス市小笠原435-2	055-284-1133
37	(株)渡辺工業所	甲府市国母5-9-24	055-224-6353
38	(株)丸真冷熱	甲府市上町2135	055-241-4422
39	(株)司水道	甲府市七沢町502-15	055-235-5754
40	時空管工業	甲府市東光寺2-24-8	055-237-6908
41	富士冷暖(株)	甲府市上石田3-17-13	055-226-1451
42	高橋商事(有)	南巨摩郡富士川町鯉沢1792	0556-22-0135
43	村松設備	甲府市高畑1-4-16	055-226-2569
44	(有)総合整備石坂	甲府市富士見1-15-7	055-253-3140
45	新津設備	甲斐市富竹新田1171	055-276-6918
46	(有)石田工業	中巨摩郡昭和町清水新居1008	055-226-6366
47	(株)米山実業	甲府市堀之内町861	055-243-7711
48	三建設備	甲府市富士見2-7-4	055-254-0039
49	(株)和田電気設備工業	南アルプス市下今井474-1	055-282-5164
50	(有)塩谷工業	南アルプス市有野3021	055-285-4171
51	(株)M J S	甲斐市西八幡2301-2	055-275-7104
52	(株)国母設備	甲府市国母5-7-20	055-226-4619
53	鷹野設備工業(株)	甲斐市篠原2352	055-275-7104
54	東京ガス山梨(株)	甲府市北口3丁目1-12	055-255-6650
55	一木設備	中央市下三條504-7	055-274-6035
56	田口工設	笛吹市御坂町井之上863-4	055-261-1228
57	落合設備	笛吹市境川村石橋2174	055-266-3339
58	(有)井上設備工業	南巨摩郡富士川町最勝寺1276-5	0556-22-7501
59	(有)佐藤設備	甲斐市西八幡1522-16	055-279-0502
60	(有)金丸水道設備	南アルプス市曲輪田2074	055-283-1221
61	(有)山田設備	甲府市青葉町7-11	055-273-1897
62	積和建設山梨株式会社	甲府市住吉4丁目2-24	055-227-3011
63	古茂設備工業	笛吹市一宮町狐新居560	055-347-1760
64	城西ハウジング(株)	甲府市長松寺町1-11	055-228-1122
65	(有)スマイル設備	富士吉田市上吉田4590-33	055-522-7394
66	(有)保泉商事	中巨摩郡昭和町西条101-1	055-268-0055
67	(有)坂本設備サービス	中巨摩郡昭和町上河東543-15	055-275-0955
68	(株)川口建設	南巨摩郡身延町切石687	055-642-2727
69	保坂設備	中央市浅利2921	055-269-2471
70	(有)山口設備	甲斐市島上条452	055-277-2222
71	深沢設備	甲斐市富竹新田1887-2	055-276-0388

72	五 味 設 備	甲斐市牛匂2254—1	055—277—9521
73	(有)小 澤 設 備	甲斐市竜王2757—5	055—276—4548
74	平 島 総 合 設 備	甲府市下鍛冶屋町177—1	055—241—4842
75	大 栄 設 備 (株)	甲府市下飯田2丁目11—17	055—224—4331
76	武 藤 設 備	甲府市国母4—2—11	055—226—3797
77	オ ー ト リ 工 業	中央市西花輪2692—5	055—273—4411
78	晴 明 工 業	西八代郡身延町常葉1007	055—636—0277
79	(有)ケーシー金丸工務店	南アルプス市西南湖4306	055—283—5030
80	和 永 設 備 工 業	山梨市歌田115—1	055—322—7518
81	(有)ダ イ テ ッ 工 業	甲府市徳行4—8—11	055—237—4377
82	(有)村 松 工 業	山梨市小原東199—2	055—322—0572
83	ピ ー ス ク リ ー ン 山 梨	中巨摩郡昭和町築地新居825—2	055—268—0275
84	峡 南 建 設 株 式 会 社	西八代郡市川三郷町上野2487—9	055—272—8503
85	(有)宮 下 設 備	笛吹市御坂町成田374	055—262—7097
86	(有)望 月 管 工	南巨摩郡富士川町長澤37—5	055—622—8597
87	長 田 設 備 工 業	甲斐市牛匂2263—8	055—277—3553
88	(有)ヒ ナ タ ロ ー	中巨摩郡昭和町河西945—2	055—275—5648
89	宮 下 設 備 工 業 (株)	富士吉田市上吉田1318—17	0555—22—5084
90	(有)カ ワ サ キ 工 業	甲府市貢川1—7—5	055—228—8029
91	長 沼 工 業	南アルプス市曲輪田676—2	055—283—0484
92	(株)エ イ ワ 実 業	中巨摩郡昭和町西条2525—1	055—275—5694
93	(有)ツ ル タ 設 備	甲斐市打返207	055—277—9500
94	(有)米 倉 電 気 工 業	山梨市上神内川1481	0556—22—0443
95	(株)中 部	中央市一町畑912—1	055—273—1771
96	甲 府 管 工 業 (有)	甲府市国母7—5—36	055—226—1223
97	清 優 工 業	南アルプス市飯野2506—4	055—284—5891
98	中 楯 建 設 (株)	中央市大鳥居2760	055—269—2825
99	(株)大 南 設 備	南巨摩郡身延町丸滝158—1	0556—62—3255
100	玉 穂 設 備	中央市下河東3021—5	055—274—0052
101	ト ー カ イ 住 設	中央市布施3415—1	055—242—7662
102	清 水	甲斐市万才151	055—276—2281
103	(有)双 葉 設 備	甲斐市岩森1401—16	0551—28—4775
104	天 野 設 備 工 業	甲斐市玉川1586—7	055—276—1460
105	(有)秋 山 住 設	甲府市古上条町394	055—242—2525
106	星 設 備	甲府市里吉1—3—1	055—228—9389
107	(有)相 川 工 務 店	笛吹市八代町北1266—1	055—265—3271
108	第 一 水 道 建 設 工 業	南アルプス市有野2723—102	055—285—2608

109	(株) 共 進 美 瑠	西八代郡市川三郷町落居6310	0556—32—2494
110	(有) 古 屋 商 店	甲府市朝気1—2—66	055—237—0704
111	(有) アキヤマ機工建設	中央市上三條581	055—273—3412
112	(株) 松 本 住 宅 産 業	甲斐市中下条1659	055—277—2851
113	明 立 工 業	北杜市高根町清里1870	0551—48—2259
114	コ バ ヤ シ 設 備	北杜市白州町花水1361	0551—27—2637
115	中 嶋 設 備	南アルプス市桃園496—1	055—283—3460
116	栄 工 業 (有)	韮崎市上ノ山260	0551—22—0591
117	ナ カ ゴ ミ (株)	南アルプス市桃園600—3	055—282—2028
118	(有) 日 成 住 宅 設 備	甲府市増坪町609	055—241—2733
119	(有) 勝 又 設 備 工 業	甲斐市玉川90—8	055—276—7827
120	(有) 松 山 興 業	笛吹市石和町河内77	055—262—5621
121	(有) 芦 沢 設 備 工 業	西八代郡市川三郷町葛籠沢195	0556—32—3723
122	井 上 工 業	南巨摩郡富士川町小林1324—1	0556—22—4727
123	(株) 麿 ホ ー ム	甲斐市篠原714—3	055—260—6680
124	甲 斐 サ ー ビ ス	甲斐市富竹新田1082—22	055—276—9743
125	パナソニックコンシューマー マーケティング (株)	中央市山之神1—5—1	055—278—5615
126	小 川 設 備 工 業 所	南巨摩郡富士川町長澤323	0556—22—3013
127	小 澤 設 備 興 業 (株)	笛吹市石和町唐柏48—8	055—225—5777
128	(株) M A E Z A W A	甲府市貢川本町4—3	055—237—0199
129	功 刀 松 太 郎 商 店	南アルプス市上今井112	055—282—2453
130	(株) ミ ヤ ビ 総 設	笛吹市石和町井戸1194—3	055—244—5522
131	(株) ソ ウ シ ン	甲府市大里町5180	055—243—6005
132	身 延 総 合 設 備 (株)	南巨摩郡身延町小田船原1157	0556—62—0710
133	野 中 住 宅 設 備	中央市藤巻1562	055—274—0631
134	(有) 武 井 設 備	南アルプス市西南湖782—1	055—283—2310
135	(有) 三枝建設ラッキーホーム	笛吹市御坂町成田324—2	055—263—3692
136	赤 池 サ ー ビ ス	中巨摩郡昭和町築地新居435	055—279—2468
137	廣 瀬 住 設	中央市東花輪953—5	055—273—8780
138	山梨日化サービス (株)	中巨摩郡昭和町築地新居907—1	055—275—6911
139	(有) 山 本 建 築 工 業	甲府市中央5—2—6	055—233—8873
140	フ ル ヤ 設 備 工 業	北杜市高根町上黒澤166	0551—47—3150
141	(有) ヤ マ ト 工 業	甲府市大里町1209—5	055—244—0086
142	マ ル ホ 設 備	中央市浅利2920	055—269—2287
143	中 央 水 道	中央市下河東3005—1	055—274—3654
144	(有) 田 富 興 業	中央市東花輪217—10	055—273—4149
145	上 野 設 備	甲州市塩山下塩後364—4	0553—32—2608

146	(有) 笠 井 建 設	中央市大鳥居3008—5	055—269—3262
147	(株) 藤 正 土 建	中央市山之神1529—18	055—288—1988
148	横 谷 設 備	笛吹市石和町河内259—10	055—262—1822
149	(株) エヌ・ピー	甲府市住吉3丁目26—16	055—235—7100
150	甲 和 管 工 業	甲府市国母5丁目18—4	055—227—7266
151	(有) 早 川 設 備 工 業	南アルプス市鏡中条3372	055—282—8118
152	(株) レイコー	甲斐市長塚701—2	055—277—6863
153	(株) 一 水 工 業	富士吉田市中曾根3—5—32	0555—83—5111
154	共 信 冷 熱 (株)	甲府市大里町1094	055—241—4711
155	か し わ 管 工	甲府市上曾根町322	055—266—7033

## ○中央市内にある甲府市水道局指定給水装置工事事業者一覧

No.	指 定 工 事 店 名	住 所	電話番号
1	(有) アキヤマ機工建設	中央市上三條581	055-273-3412
2	一 木 設 備	中央市下三條504-7	055-274-6035
3	(有) 笠 井 建 設	中央市大鳥居3008-5	055-269-3262
4	(有) 峡 中 設 備 工 業	中央市井之口133-3	055-273-0508
5	佐 野 工 建 (株)	中央市西花輪4027-8	055-273-1230
6	(有) 杉 山 興 業	中央市山之神2311-6	055-273-1083
7	タ ケ ダ 設 備	中央市成島2291-1	055-274-2662
8	ト ー カ イ 住 設	中央市布施3415-1	055-242-7662
9	中 楯 建 設 (株)	中央市大鳥居2760	055-269-2825
10	パ イ ピ ン グ 赤 池	中央市山之神921-62	055-273-7262
11	保 坂 設 備	中央市浅利2921	055-269-2471
12	(有) 丸 松	中央市関原394	055-269-2010
13	オ ー ト リ 工 業	中央市西花輪2692-5	055-273-4411
14	玉 穂 設 備	中央市下河東3021-5	055-273-3786
15	中 央 水 道	中央市下河東3005-1	055-274-3654
16	ヒ カ ワ 住 設	中央市乙黒610-7	055-274-4147
17	パナソニックコンシューマーマー ケ テ ィ ン グ ( 株 )	中央市山之神流通団地1-5-1 (山梨サービスセンター)	055-278-5615
18	野 中 住 宅 設 備	中央市藤巻1562	055-274-0631
19	(株) アースフレンドカンパニー	中央市東花輪502-3	055-273-4242
20	廣 瀬 住 設	中央市東花輪953-5	055-273-8780
21	マ ル ホ 設 備	中央市浅利2920	055-269-2287

※ 旧玉穂町については、甲府市水道局の給水区域のため、甲府市水道局の指定給水装置工事事業者に修理工事等依頼することとなります。

※ 上記は、中央市内にある甲府市水道局指定給水装置工事事業者です。

## ○中央市簡易水道事業給水工事事業者一覧

平成26年6月13日現在

No.	指定工事店名	代表者	住 所	電 話 番 号
1	(有)浅川住宅設備	浅川順一	笛吹市石和町河内224-2	055-262-8924
2	(有)ヒナタロー	高橋勝宏	中巨摩郡昭和町河西945-2	055-275-5648
3	城西ハウジング(株)	大久保耕吉	甲府市長松寺1-11	055-228-1122
4	一木設備	一木勝男	中央市下三條504-7	055-274-6035
5	日昇総合設備(株)	細田正二	甲府市徳行3-6-23	055-237-8891
6	(有)丸松	松下努	中央市関原394	055-269-2010
7	富士冷暖(株)	長田永年	甲府市上石田3-17-13	055-226-1451
8	かしわ管工	古屋紀武	甲府市上曾根町322	055-266-7033
9	(有)保泉商事	小池保	中巨摩郡昭和町西条101-1	055-268-0055
10	(有)タナカ設備	田中三男	笛吹市御坂町尾山323-1	055-262-4873
11	(有)山田設備	山田新太郎	甲府市青葉町7-11	055-237-1897
12	高橋商事(有)	高橋弘昌	南巨摩郡富士川町鯉沢1792	0556-22-0135
13	新津設備	新津俊二	甲斐市富竹新田1171	055-276-6918
14	(有)笠井建設	笠井弘一	中央市大鳥居3008-5	055-269-3262
15	萩原工業(有)	萩原貴森	中央市大鳥居3799-3	055-269-2032
16	(株)エイワ実業	大久保英和	中巨摩郡昭和町西条2525-1	055-275-5694
17	(株)清水商事	清水巧	南アルプス市六科1565	055-285-0649
18	(有)塩島設備	塩島正	西八代郡市川三郷町市川大門3079-21	055-272-2492
19	(有)長田設備	長田武彦	甲府市七沢町134-3	055-237-4402
20	保坂設備	保坂正英	中央市浅利2921	055-269-2471
21	三建設備	土橋竹晴	甲府市富士見2-7-4	055-254-0039
22	雨宮工業(株)	雨宮正	甲府市荒川2-6-42	055-253-4361
23	大栄設備(株)	望月慎太郎	甲府市下飯田2-11-17	055-224-4331
24	(有)小林住宅設備	小林和彦	甲府市山宮町3121	055-251-1259
25	富士商工(株)	平山孝	山梨市下神内川25-1	0553-22-1366
26	佐野工建(株)	佐野信一	中央市西花輪4027-8	055-273-1230
27	(有)松山興業	松山龍文	笛吹市石和町河内77	055-262-5621
28	田中設備	田中秀博	中央市臼井阿原858-1	055-273-6394
29	甲府管工業	桜井勇	甲府市国母7-5-36	055-226-1223
30	(株)水電社	水上静樹	西八代郡市川三郷町大塚4403	055-272-4741
31	(有)カワスミ	川澄利雄	中央市今福2111-2	055-273-5366
32	パイピング赤池	赤池政樹	中央市山之神921-62	055-273-7262
33	(有)堀内設備	堀内英和	甲州市塩山上於曾1290-6	0553-33-6185

34	(有) ツルタ設備	鶴田貞夫	甲斐市打返207	055-277-9500
35	(株) 中部	名執文雄	中央市一町畑912-1	055-273-1771
36	功刀松太郎商店	功刀浩司	南アルプス市上今井112	055-282-2453
37	晴明興業	望月明	南巨摩郡身延町常葉1007	0556-36-0277
38	(株) ミヤビ総設	小俣雅仁	笛吹市石和町井戸1194-3	055-244-5522
39	(株) 永田工業所	永田章	甲府市千塚5-10-2	055-252-7161
40	時空管工業	東條武美	甲府市東光寺2-24-8	055-237-2952
41	清優工業	清水訓	南アルプス市飯野2506-4	055-284-5891
42	相沢設備	相沢敏	笛吹市八代町増利203-1	055-265-3167
43	中楯建設	中楯勇人	中央市大鳥居2760	055-269-2825
44	(株) 大南設備	志村悟	南巨摩郡身延町丸滝158-1	0556-62-3255
45	トーカーイ住設	青野泉	甲府市伊勢3丁目8-38	055-242-7622
46	玉穂設備	秋山修二	中央市下河東3021-5	055-273-3786
47	(有) 前澤設備	前澤健	甲府市貢川本町7-10	055-222-3674
48	(株) 山梨管工業	立澤久	甲府市中小河原1-19-17	055-241-6011
49	(有) 秋山住設	秋山総一郎	甲府市古上条町394	055-242-2525
50	山梨相互工業(株)	田野倉博義	甲斐市篠原3007	055-276-5210
51	星設備	星茂樹	甲府市里吉1-3-1	055-228-9389
52	(有) 佐藤設備	佐藤一彦	甲斐市西八幡1522-16	055-279-0502
53	甲南システム	平出浩一	甲府市湯田2-3-5	055-235-0842
54	コバヤシ設備	小林勇二	北杜市白州町1361	0551-27-2637
55	中嶋設備	中嶋聰	南アルプス市桃園496-1	055-283-3460
56	(有) 芦沢設備工業	芦沢榮幸	西八代郡市川三郷町葛籠沢195	0556-32-3723
57	パナソニックコンシューマーマーケティング(株)	野崎薫	中央市山之神1-5-1	055-278-5615
58	(有) アート住設	野中芳雄	甲府市富竹4-3-38	055-228-9341
59	(株) MAEZAWA	前沢浩	甲府市貢川本町4-3	055-237-0199
60	(有) トーショー	飯塚剛仁	甲斐市万才155-1	055-276-3271
61	第一水道建設工業	河西育子	南アルプス市有野2723-102	055-285-2608
62	(有) 三枝建設ラッキーホーム	三枝則子	笛吹市御坂町成田324-2	055-263-3692
63	(株) アルテ	中村正樹	笛吹市八代町北1273	055-265-1237
64	山梨日化サービス(株)	荒川清	中巨摩郡昭和町築地新居907-1	055-275-6911
65	長田設備工業	長田伸二	甲斐市牛匂2263-8	055-277-3553
66	(有) ヤマト工業	竹田和彦	甲府市大里町1209-5	055-244-0086
67	マルホ設備	保坂晃央	中央市浅利2920	055-269-2287
68	上野設備	上野陽一	甲州市塩山下塩後364-4	0553-32-2608
69	中央水道	青木勇	中央市下河東3005-1	055-274-3654
70	(株) 藤正土建	齋藤正三	中央市山之神1529-18	055-288-1988

## ○中央市排水設備指定工事店一覧

平成28年1月29日現在

### (1) 中央市内指定工事店

No.	指 定 工 事 店 名	住 所	電話番号
1	(株) アースフレンドカンパニー	中央市東花輪502—3	055—273—4242
2	(有) アキヤマ機工建設	中央市上三条581	055—273—3412
3	(株) 秋 山 総 建	中央市西新居11—16	055—273—0724
4	一 木 設 備	中央市下三条504—7	055—274—6035
5	オ ー ト リ 工 業	中央市西花輪2692—5	055—273—4411
6	(有) 荻 野 建 設	中央市山之神3613—10	055—274—6077
7	(有) 笠 井 建 設	中央市大鳥居3008—5	055—269—3262
8	(有) 金 丸 組	中央市布施1938	055—273—3842
9	川 口 設 備	中央市布施2426—3	055—273—3080
10	(有) カ ワ ス ミ	中央市今福2111—2	055—273—5366
11	(株) 北 原 工 業	中央市西新居143—3	055—273—6896
12	(株) ク リ ー ン ラ イ フ	中央市西花輪4377	055—274—6288
13	(有) 河 建 興 業	中央市中楯1514	055—273—1060
14	佐 野 工 建 (株)	中央市西花輪4027—8	055—273—1230
15	(有) 杉 山 興 業	中央市山之神2311—6	055—273—1083
16	(株) 関 総	中央市臼井阿原320—1	055—273—3315
17	タ ケ ダ 設 備	中央市成島2291	055—274—2662
18	(有) 田 富 興 業	中央市東花輪217—10	055—273—4149
19	田 中 設 備	中央市臼井阿原858—1	055—273—6394
20	玉 穂 設 備	中央市下河東1685—1	055—273—3786
21	中 央 水 道	中央市下河東3005—1	055—274—3654
22	中 楯 建 設 (株)	中央市大鳥居2760	055—269—2825
23	野 中 住 宅 設 備	中央市藤巻1562	055—274—0631
24	パ イ ピ ン グ 赤 池	中央市山之神921—62	055—273—7262
25	荻 原 工 業 (有)	中央市大鳥居3799—3	055—269—2032
26	(株) 長 谷 川 建 設	中央市山之神2985—5	055—274—1765
27	廣 瀬 住 設	中央市東花輪953—5	055—273—8780
28	(株) 深 沢 組	中央市上三条521	055—273—2051
29	(株) 藤 正 土 建	中央市山之神1529—18	055—288—1988
30	保 坂 設 備	中央市浅利2921	055—269—2471
31	保 坂 設 備	中央市東花輪15	055—274—0587
32	(有) 丸 松	中央市関原394	055—269—2010



33	(株)丸 藤 建 設	中央市大田和852	055—273—1055
34	マ ル ホ 設 備	中央市浅利2920	055—269—2287
35	(有)山 下 組 土 木	中央市西花輪4239—20	055—273—6258

(2) 中央市外指定工事店

No.	指 定 工 事 店 名	住 所	電話番号
1	(有)ア ー ト 住 設	甲府市富竹4丁目3—38	055—228—9341
2	赤 池 サ ー ビ ス	甲斐市篠原1267—4	055—279—2468
3	(有)秋 山 住 設	甲府市古上条町394	055—242—2525
4	(有)浅 川 住 宅 設 備	笛吹市石和町河内224—2	055—262—8924
5	(有)芦 沢 設 備 工 業	西八代郡市川三郷町葛籠沢195	0556—32—3723
6	(有)東 設 備	南アルプス市上今諏訪1759	055—282—4809
7	(有)ア ダ チ	甲府市伊勢4—25—22	055—232—1953
8	天 野 設 備 工 業	甲斐市玉川1586—7	055—276—1460
9	雨 宮 工 業(株)	甲府市荒川2丁目6—42	055—253—4361
10	有 泉 工 業(株)	甲府市里吉1丁目4—1	055—235—0587
11	(株)ア ル テ	笛吹市八代町北1273	055—265—1237
12	(有)石 田 工 業	中巨摩郡昭和町清水新居1008	055—226—6366
13	(株)一 水 工 業	富士吉田市中曾根3丁目5番32号	0555—22—0935
14	(有)井 上 設 備 工 業	南巨摩郡富士川町最勝寺1276—5	0556—22—7501
15	上 野 設 備	甲州市塩山下塩後364—4	0553—32—2608
16	(株)内 田 建 設	南アルプス市寺部1350	055—282—1569
17	(株)栄 進 設 備 工 業	南アルプス市加賀美3374	055—284—5466
18	(株)エ イ ワ 実 業	中巨摩郡昭和町西条2525—1	055—275—5694
19	(株)エ ス ・ ピ ー	甲府市住吉3丁目26—16	055—235—7100
20	(有)塩 谷 工 業	南アルプス市有野3021	055—285—4171
21	小 川 設 備 工 業 所	南巨摩郡富士川町長澤323	0556—22—3013
22	桶 幸 朝 日 店	甲府市朝日5—11—14	055—253—5557
23	オ ゴ ス キ 設 備	甲府市古府中町1000	090—8818—9892
24	(有)長 田 設 備	甲府市七沢町134—3	055—237—4402
25	長 田 設 備 工 業	甲斐市牛匂2263—8	055—277—3553
26	(有)小 澤 設 備	甲斐市竜王2757—5	055—276—4548
27	小 沢 設 備	笛吹市石和町唐柏48—8	055—263—7547
28	落 合 設 備	笛吹市境川町石橋2174	055—266—3339
29	(株)カ イ 空 衛	甲府市大里町1063—1	055—241—1777
30	甲 斐 サ ー ビ ス	甲斐市富竹新田1082—22	055—276—9743
31	か し わ 管 工	甲府市上曾根町322	055—266—7033

32	カネト工業(株)	甲斐市西八幡3484	055-276-6351
33	(有)金丸水道設備	南アルプス市曲輪田2074	055-283-1221
34	(株)川口建設	南巨摩郡身延町切石687	0556-42-2727
35	共進建設(有)	中巨摩郡昭和町築地新居119-2	055-275-0761
36	共信冷熱(株)	甲府市大里町1094	055-241-4711
37	功刀松太郎商店	南アルプス市上今井112	055-282-2453
38	ケイ・エム工業	南アルプス市鏡中条3330	055-283-0201
39	甲府住宅設備(株)	甲府市徳行2丁目10-40	055-228-8821
40	甲和管工業	甲府市国母5丁目18-4	055-227-7266
41	五味設備	甲斐市牛匂2254-1	055-277-9521
42	(株)サイエンス設備	甲府市西下条町918	055-243-1239
43	(有)三枝建設ラッキーホーム	笛吹市御坂町成田324-2	055-263-3692
44	栄工業(有)	韮崎市上ノ山260	0551-22-0591
45	(有)佐藤設備	甲斐市西八幡1522-16	055-279-0502
46	三建設備	甲府市富士見2丁目10-2	055-254-0039
47	三和住設(株)	南アルプス市小笠原435-2	055-284-1133
48	(有)塩島設備	西八代郡市川三郷町市川大門3079-21	055-272-2492
49	時空管工業	甲府市東光寺2丁目24-8	055-237-2952
50	清水	甲斐市万才151	055-276-2281
51	(株)清水建材	南アルプス市和泉929	055-283-4699
52	(有)清水商事	南アルプス市六科1565	055-285-0649
53	城西ハウジング(株)	甲府市長松寺町1-11	055-228-1122
54	昭和土地建設(株)	甲斐市名取731-2	055-276-0002
55	(有)新光設備工業	甲府市上阿原町669-1	055-237-0297
56	(株)水電社	西八代郡市川三郷町大塚4403	055-272-2447
57	清優工業	南アルプス市飯野2506-4	055-284-5891
58	瀬田設備	甲府市住吉3-22-21	055-237-6975
59	大栄設備(株)	甲府市下飯田2丁目11-17	055-224-4331
60	(株)大甲工業	甲府市西下条町795	055-241-2549
61	(有)ダイテツ工業	甲府市徳行4丁目8-11	055-237-4377
62	(株)大南設備	南巨摩郡身延町丸滝158-1	0556-62-3255
63	鷹野設備工業(株)	甲斐市篠原2352	055-276-2297
64	高橋商事(有)	南巨摩郡富士川町鯉沢1792	0556-22-0135
65	(有)武井設備	南アルプス市西南湖782-1	055-283-2310
66	タツミ電化センター	南アルプス市浅原198-2	055-284-2361
67	(株)田中重建	中巨摩郡昭和町西条2166	055-275-8007
68	田中設備(有)	甲斐市玉川270	055-279-0447

69	中部ライフエナジー(株)	南巨摩郡富士川町最勝寺1260	0556—22—3321
70	(株)司水道	甲府市七沢町502—15	055—235—5754
71	土屋設備	甲府市朝氣3丁目9—21	055—235—2417
72	(有)ツルタ設備	甲斐市打返207	055—277—9500
73	東京ガス山梨(株)	甲府市北口三丁目1番12号	055—255—6650
74	東住機器販売(有)	中巨摩郡昭和町河東中島256—1	055—275—3210
75	(有)長井工業	甲斐市西八幡866—8	055—276—8575
76	(有)中込商会	南アルプス市在家塚701	055—284—1690
77	中嶋設備	南アルプス市桃園496—1	055—283—3460
78	(株)永田工業所	甲府市千塚5丁目10—2	055—252—7161
79	長沼工業	南アルプス市曲輪田676—2	055—283—0484
80	新津設備	甲斐市富竹新田1171	055—276—6918
81	日昇総合設備(株)	甲府市徳行3丁目6—23	055—237—8891
82	(有)日成住宅設備	甲府市増坪町609	055—241—2733
83	(株)日設工業	甲府市湯村3丁目5—21	055—251—4891
84	(有)野崎設備	甲府市武田3—2—23	055—251—7439
85	(有)野中工務店	南巨摩郡富士川町最勝寺877—3	0556—22—0206
86	早川設備工業	南アルプス市鏡中条3372	055—282—8118
87	(有)原田機械設備	甲府市湯村1—10—13	055—251—1956
88	ピースクリーン山梨	中巨摩郡昭和町築地新居825—2	055—268—0122
89	(有)ヒナタロー	中巨摩郡昭和町河西945—2	055—275—5648
90	平島総合設備	甲府市下鍛冶屋177—1	055—241—4842
91	深澤設備	甲斐市富竹新田1887—2	055—276—0388
92	富士冷暖(株)	甲府市上石田3丁目17—13	055—226—1451
93	(有)双葉設備	甲斐市岩森1401—16	0551—28—4775
94	フルヤ設備工業	北杜市高根町上黒澤166	0551—47—3150
95	宝栄設備	都留市中津森73	0554—43—3782
96	(有)堀内設備	甲州市塩山上於曾1290—6	0553—33—6185
97	M A E Z A W A	甲府市貢川本町4—3	055—237—0199
98	(有)前澤設備	甲府市貢川本町7—10	055—222—3674
99	マエダ設備	甲府市徳行3—11—20	055—223—1016
100	(株)M J S	甲斐市西八幡3666—3	055—260—7388
101	(株)松本住宅産業	甲斐市中下条1659	055—277—2031
102	(有)松山興業	笛吹市石和町河内77	055—262—5621
103	身延総合設備(株)	南巨摩郡身延町小田船原1157	0556—62—0710
104	(有)宮下設備	笛吹市御坂町成田374	055—262—7097
105	宮下設備工業(株)	富士吉田市上吉田1318—17	0555—22—5084

106	(株) ミ ヤ ビ 総 設	笛吹市石和町井戸1194-3	055-244-5522
107	武 藤 設 備	甲府市国母4丁目2-11	055-226-3797
108	(有) 村 松 工 業	山梨市小原東199-2	0553-22-0572
109	(有) 明 創 工 業	甲府市上曾根町298-1	055-266-2722
110	明 立 工 業	北杜市高根町清里1870	0551-48-2259
111	(有) メ ン テ ッ ク 調 和	中巨摩郡昭和町2373-3	055-275-1033
112	(有) 望 月 管 工	南巨摩郡富士川町長澤37-5	0556-22-8597
113	八 乙 女 機 材 (株)	甲府市下今井町664-4	055-241-4746
114	(有) 山 田 設 備	甲府市青葉町7-11	055-237-1897
115	山 鉄 興 業 (株)	南アルプス市藤田565	055-284-2371
116	(有) ヤ マ ト 工 業	甲府市大里町1209-5	055-244-0086
117	(株) 山 梨 管 工 業	甲府市中小河原1丁目9-17	055-241-6011
118	山 梨 相 互 工 業 (株)	甲斐市篠原3007	055-276-5210
119	山 梨 日 化 サ ー ビ ス (株)	中巨摩郡昭和町築地新居907-1	055-275-6911
120	(有) 山 本 建 築 工 業	甲府市中央5-2-6	055-233-8873
121	横 谷 設 備	笛吹市石和町河内259-10	055-262-1822
122	(有) 米 倉 電 機 工 業 所	山梨市上神内川1481	0553-22-0443
123	レ イ コ ー	甲斐市長塚701-2	055-277-6863
124	和 永 設 備 工 業	山梨市歌田115-1	0553-22-7518
125	(有) 和 田 電 気 設 備 工 業	南アルプス市下今井474-1	055-282-5164
126	(株) 渡 辺 工 業 所	甲府市国母5丁目9-24	055-224-6353

## ○一般廃棄物収集運搬業者等一覧

平成26年6月1日現在

No.	名 称	住 所	電話番号
1	建協クリーンロード(株)	甲府市丸の内1-14-19	055-235-0622
2	内 田 総 業	中央市極楽寺368	055-274-1801
3	(株)ク リ エ ー ト	甲府市幸町8-9	055-237-7780
4	(有)サ ン エ ー	甲府市桜井町741	055-220-7077
5	山 梨 管 財(株)	甲府市和戸町353-24	055-235-1712
6	(有)豊 和 興 業	甲府市大里2219-5	055-241-2289
7	(有)山 梨 紙 業	南アルプス市徳永1594-1	055-285-7521
8	(有)リ サ イ ク ル	南巨摩郡増穂町青柳町3194	0556-22-8976
9	(株)池 田	甲府市青葉町3-9	055-233-7741
10	サワクリーンサービス	南アルプス市川上300-1 川上団地7-1	055-283-1644
11	エルテックサービス(株)	笛吹市一宮町国分1014-1	0553-47-6311
12	(有)フジクリーンサービス	南アルプス市下高砂446-19	055-233-8979
13	(有)レ ス キ ュ ー プ	中央市東花輪1445-37	055-273-9930
14	中 村 商 店	笛吹市御坂町成田1746-1	055-263-5881
15	(有)峡南環境サービス	南巨摩郡富士川町青柳3492	0556-22-4543
16	(株)甲 斐 興 運	中央市一町畑114	055-273-5902
17	(株)河 西 金 属 商 事	中巨摩郡昭和町西条485	055-275-3312
18	(株)中 澤	南アルプス市在家塚1235	055-282-2207
19	桑 原 商 事	中央市西花輪4258-2	055-274-5556
20	田 中 商 事	中央市一町畑343	055-273-1721
21	グ リ ー ン ア ー ス	市川三郷町市川大門594	055-272-0090
22	クリーンサービス カモシタ	南アルプス市小笠原177	055-283-2207
23	(有)コミュニティサービス	南アルプス市徳永1617-1	055-285-8011
24	渡 辺 淳 三	甲府市宮原町1131	055-268-2751
25	(株)エ リ ゼ	中巨摩郡昭和町西条1949	055-268-6661
26	(株)中 共 開 発	甲府市上今井町824-3	055-241-2926
27	山梨住環コンサル(株)	甲府市住吉4-10-17	055-222-4230
28	(株)中 村 ク リ ー ン	甲府市富士見2-1-52	055-254-5617
29	田 中 衛 生 社	中央市一町畑103	055-273-4896
30	(有)山 梨 カ レ ッ ト	南アルプス市徳永1685-13	055-285-6250
31	(有)管 清 社	甲府市古上条町126-2	055-241-5486
32	(株)溝 口 商 事	中央市高部1662	055-269-2753
33	(有)大 興 商 事	甲府市桜井町500-5	055-235-7796

34	(株) 降 矢 商 店	甲府市上曾根町3143—1	055—266—8057
35	ミ ノ ル サ ー ビ ス	甲府市中小河原町122	055—241—3968
36	(株) 中 部 環 境 開 発	甲府市国母6—5—1	055—226—7574
37	(株) クリーン環境センター	甲斐市西八幡3483	055—276—2407
38	(有) 甲 信 環 境	甲斐市大下条818—6	055—277—5984
39	東 八 商 事 (有)	笛吹市石和町唐柏94	055—262—3362
40	(株) 山梨クリーンサービス	甲府市和戸1219—4	055—232—8864
41	(株) 富 士 川 ク リ ー ン	南巨摩郡鯉沢町十谷1668	0556—22—5374
42	(有) サ ン テ ッ ク	甲州市大和町木賊126	055—242—6530
43	(株) ク リ ー ン ベ ス ト	中央市東花輪2185—3	055—278—5188
44	(株) 大 幸 産 業	南アルプス市上八田656—1	055—285—7153
45	高 野 産 業 (株)	韮崎市下祖母石2278	0551—23—0072
46	サ ウ バ ー ク リ ー ン	富士川町最勝寺2012—7	055—622—5474
47	(株) オ ー エ ス ケ イ	甲斐市吉沢1026—1	055—277—9811
48	(株) エ コ ・ フ カ サ ワ	南アルプス市藤田2352—4	055—284—1010
49	メ デ ィ ッ ク ス (株)	甲府市国母3—15—22	055—226—9081
50	(株) ヤ マ モ ト	甲斐市長塚416—1	055—277—6085
51	(株) 北 栄	甲府市德行3—9—34	055—226—9776
52	戸 栗 商 店	南アルプス市鏡中条827—2	055—283—1744
53	(株) ク リ ー ン ラ イ フ	中央市西花輪4377	055—274—6288

## ○し尿収集許可業者一覧

業 者 名	田中衛生社	(株)クリーンライフ	東八商事(有)
住 所	中央市一町畑103	中央市西花輪4377	笛吹市石和町唐柏94
電 話	273—4896	274—6288	262—3362
営業区域	玉穂地区(井之口・若宮・乙黒・下河東・町之田・一町畑・上三条)	玉穂地区(西新居・中楯・新城・成島・極楽寺・高橋・下三条) 田富地区	豊富地区

## 〔救援施設等〕

### ○指定避難場所一覧

番号	避難場所名	施設状況	避難地・ 避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性 貯水槽		飲料水兼 用耐震性 貯水槽	
				自主防災会名	概ねの 世帯数				t	基	t	基
1	井之口公会堂	つどいの家	地	井之口 1	197	井之口596-4						
2	玉穂北部児童館	児童館	地	井之口 2	28	井之口1139-1	055-273-7967					
3	若宮公園	公園 (2次避難地)	地	若宮 (井之口 1・2、新城)	576	若宮25-1			60	1		
4	井之口一号公園	公園	地	若宮		若宮 6-1						
5	井之口二号公園	公園	地	若宮		若宮48-2						
6	阿原 2 号公園	公園	地	新城	40	中楯1513						
7	新城チビッ子広場	公園	地	新城	143	西新居11-31						
8	新城公会堂	公会堂	地	新城	215	中楯1467-12						
9	西新居公会堂	公会堂	地	西新居	338	西新居310	055-274-1271					
10	中楯公会堂	つどいの家	地	中楯	260	中楯1256						
11	上成島公会堂	公会堂	地	上成島	249	成島1303-1						
12	成島 1 号公園	公園	地	上成島		成島3513-6						
13	玉穂中央児童館	児童館	地	新成島	101	成島3512-2	055-273-8271					
14	成島 2 号公園	公園	地	新成島、宿成島		成島3512-1						
15	宿成島公会堂	つどいの家	地	宿成島	60	成島1529-2						
16	下成島公会堂	つどいの家	地	下成島 1、下成島 2	186	成島1148						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・ 避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性 貯水槽		飲料水兼 用耐震性 貯水槽	
				自主防災会名	概ねの 世帯数				t	基	t	基
17	高橋公会堂	公会堂	地	高橋	72	成島148—5						
18	極楽寺公会堂	公会堂	地	極楽寺	70	極楽寺1322—2						
19	乙黒公会堂	公会堂	地	乙黒	155	乙黒418						
20	下河東上公会堂	公会堂	地	下河東東	165	下河東967—2						
21	下河東1号公園	公園	地	下河東西		下河東3009—1						
22	下河東2号公園	公園	地	下河東西		下河東3034—1						
23	下河東下公会堂	公会堂	地	下河東下	117	下河東2158—3						
24	町之田公会堂	つどいの家	地	町之田	52	町之田202						
25	一町畑公会堂	公会堂	地	一町畑	111	一町畑132	055—274—1070					
26	上三條公会堂	公会堂	地	上三条	407	上三条891						
27	下三條公会堂	つどいの家	地	下三条1区	325	下三条1331—2						
28	歆盛院	寺院	地	下三条1区		下三条88		60	1			
29	下三條2区公会堂	公会堂	地	下三条2区	249	下三條728—1						
30	玉穂西部児童館	児童館	地	下三条1区・2区		下三条133	055—274—0097					
31	三村小学校	校舎	所	井之口1・2、若宮、新城、 西新居、中楯、上成島、宿成 島、新成島	2,207	成島2140	055—273—8711	055—273—8712				
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									
32	玉穂総合会館	総合会館 (2次避難地)	所・地	下河東東、下河東西	485	下河東620	055—274—1116	055—274—0319			18	1
33	玉穂中学校	校舎	所	下成島1・2、高橋、極楽 寺、乙黒	483	下河東180	055—273—8211	055—273—8214				
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									



番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
34	玉穂南小学校	校舎	所	下河東下、上三条、下三条1区・2区、町之田	1,150	下河東2020	055-274-1122	055-274-1123			60	1
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									
35	中巨摩広域事務組合 勤労青年センター (洪水時使用不可)	施設・公園 (2次避難地)	所	一町畑、桜(洪水時は田富南小学校)	572	一町畑1189	055-273-5665	055-274-1123				
	玉穂南小学校					下河東2020	055-274-1122					
36	田富小学校	校舎	所	山之神、宮北、布施第三・第四・第五、東	1,220	布施2122	055-273-2117	055-273-0637				
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									
37	田富北小学校	校舎	所	リバーサイド第一・第二・第三、鍛冶新居	1,505	白井阿原1740-3	055-273-1760	055-273-0643				
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									
38	田富南小学校	校舎	所	西花輪第一・第二、釜無、飛石、桜、山王第一・第二・第三、大田和、藤巻、今福、今福新田、清川	2,049	西花輪1250	055-273-9111	055-273-0584				
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									
39	田富中学校	校舎	所	新町第一・第二、新道、白井阿原第一・第二	1,983	布施2493	055-273-2010	055-230-7081				
		体育館	所	東花輪第一・第二・第三								
		グラウンド (2次避難地)	地	新町第一								
40	田富ふるさと公園	グラウンド	地			白井阿原1740						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住所	電話番号	FAX番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
41	リバーサイド第一分館 広場	広場	地	リバーサイド第一・第二	212	山之神22—64						
	(リバーサイド第一公民館)	公民館	地									
42	遠妙寺	寺院	地	鍛冶新居	248	山之神713						
43	鍛冶新居1号公園	公園	地	鍛冶新居		山之神3261—6						
44	鍛冶新居2号公園	公園	地	鍛冶新居		山之神3629—1						
45	リバーサイド第二公民館	広場	地	リバーサイド第二	353	山之神1156—119						
46	山之神八幡宮広場	広場	地	山之神	144	山之神3425						
47	宮北公園	公園	地	宮北	46	布施115—55						
48	布施第三チビッコ広場	広場	地	布施第三	301	布施220. 221. 236—1						
49	リバーサイド第三公民館	公民館	地	リバーサイド第三	156	山之神2042—5						
	リバーサイド第三北公園	公園	地	リバーサイド第三	323	山之神1751—4 山之神1923—25						
	田富北小	グラウンド	地	リバーサイド第三	213	臼井阿原1740—3						
50	山梨県流通センターP	駐車場	地	山梨県流通センター		山之神2—6—1						
51	布施第四公民館	広場	地	布施第四	294	布施1903—1						
52	妙泉寺	寺院	地	布施第五	318	布施2161—2						
53	東公園	公園	地	東	117	布施1106—2						
54	田富中学校グラウンド	グラウンド	地	新町第一、二	404	布施2493						
55	臼井阿原チビッコ広場	広場	地	臼井阿原第一	312	臼井阿原1093						
56	蓮性寺	寺院	地	臼井阿原第二	220	西花輪3005						
57	新道多目的広場	広場	地	新道	196	西花輪4344						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・ 避難所区分	対象地区		住 所	電話番号	F A X 番号	耐震性 貯水槽		飲料水兼 用耐震性 貯水槽	
				自主防災会名	概ねの 世帯数				t	基	t	基
58	東花輪第二公民館	公民館	地	東花輪第二	482	東花輪1788—1						
59	東花輪第一・三公民館	公民館	地	東花輪第一	141	東花輪436—2						
60	第三ふれあい広場	広場	地	東花輪第三	228	東花輪412						
61	西花輪第二公民館	広場	地	西花輪第二	548	西花輪4005						
62	西花輪第一公民館	広場	地	西花輪第一	316	西花輪1444						
63	釜無公民館	広場	地	釜無	23	西花輪4972						
64	飛石チビッコ広場	広場	地	飛石	45	西花輪1894						
65	わんぱく児童館	広場	地	桜	461	東花輪1351—1						
66	山王公民館広場	広場	地	山王第一・第二・第三	234	東花輪1101						
67	大田和諏訪神社	神社	地	大田和	121	大田和1983						
68	鈴鹿神社	神社	地	藤巻	108	藤巻1532						
69	今福公民館	広場	地	今福	81	今福332—2						
70	七面山広場	寺院	地	今福新田	43	今福新田505						
71	清川公民館	広場	地	清川	69	東花輪1035—1						
72	豊富小学校	校舎	所	久保、久保団地、中村、上手、水上、山宮、川東、神明	530	大鳥居3800—1	055—269—2012	055—269—2035				
		体育館	所									
		グラウンド (2次避難地)	地									
73	豊富中央公民館	公民館	所	浅利1. 2. 3. 4	231	大鳥居3800	055—269—2802	055—269—2802	100	1		
74	市役所豊富庁舎	市役所	所	宇山、高部、新道、角川	145	大鳥居3866	055—269—2211	055—269—2413				
75	笛吹農業協同組合豊富支所	農協	所	関原北上、北下、南上、南下	128	大鳥居3781	055—269—2216	055—269—2466				
76	豊富保健センター	保健センター	所	中木原	70	大鳥居3770	055—269—2238	055—269—2238	60	1		
77	農業者研修センター	農業者研修センター	所	中尾木原	48	大鳥居3770	055—269—2238	055—269—2238	60	1		

番号	避難場所名	施設状況	避難地・避難所区分	対象地区		住所	電話番号	FAX番号	耐震性貯水槽		飲料水兼用耐震性貯水槽	
				自主防災会名	概ねの世帯数				t	基	t	基
78	豊富保育所	保育所	所	向井木原	124	大鳥居3790	055-269-2011	055-269-2011				
79	シルクふれんどりい (土砂災害の恐れがある場合使用不可)	温泉宿泊施設	所	中村、上手、水上	150	大鳥居1619-1	055-269-2280	055-269-2732				
80	シルクの里公園広場 (土砂災害の恐れがある場合使用不可)	公園 (2次避難地)	地	(中村、上手、水上)		大鳥居1484-1	055-269-2280					
81	関原コミュニティセンター (土砂災害の恐れがある場合使用不可)	集会所	所	関原	128	関原334-8			60	1		
82	大鳥居ふれあいプラザ	集会所	所	山宮、川東	139	大鳥居246-1			60	1		
83	浅利川ふれあい館	集会所	所	神明	56	浅利3424-7						
84	豊富診療所前	診療所	地	久保、久保団地	50	大鳥居3696	055-269-2010					
85	向陽院	寺院	地	久保	135	大鳥居3152						
86	浅間愛鷹神社	神社	地	山宮	88	大鳥居2764						
87	竜光院	寺院	地	中村	43	大鳥居194-1						
88	金昌院	寺院	地	上手	76	大鳥居531						
89	法乗寺	寺院	地	水上	31	大鳥居3521						
90	川東公民館前	公民館	地	川東	51	大鳥居3348						
91	関原スポーツ広場	広場	地	関原北上	35	関原1346						
92	関原北下集会場	公民館	地	関原北下	42	関原824-5						
93	関原コミュニティセンター	集会所	地	関原南上・南下	51	関原334-8						
94	豊富農村公園	公園 (2次避難地)	地	関原北上・下、関原南上・下		関原1014他			40	1	100	1
95	延命寺	寺院	地	中木原	70	木原1076						

番号	避難場所名	施設状況	避難地・ 避難所区分	対象地区		住所	電話番号	FAX番号	耐震性 貯水槽		飲料水兼 用耐震性 貯水槽	
				自主防災会名	概ねの 世帯数				t	基	t	基
96	中尾ちびっこ広場	広場	地	中尾木原	48	木原1352						
97	農村広場	広場 (2次避難地)	地	向井木原(中木原、中尾木原、宇山)	35	大鳥居3877						
98	宇山公民館前	公民館	地	宇山	17	高部1623—3						
99	高部公民館前	公民館	地	高部	17	高部1253						
100	新道公民館前	公民館	地	新道	76	高部1549—1						
101	天満宮神社	神社 (2次避難地)	地	角川	102	高部275						
102	浅利諏訪神社	神社	地	浅利1・4	129	浅利2974—1						
103	浅利テニスコート	テニス場 (2次避難地)	地	浅利2・3(浅利1・4)	56	浅利3047—1						
104	市営神明団地 CD棟前広場	公園	地	神明	35	浅利3424—1						

## ○関係医療機関一覧

災害拠点病院・災害支援病院配置表

### ■ 災害拠点病院等医療機関一覧

#### ◇ 基幹災害拠点病院

病院名等	一般病床数 (床)	電 話 防災電話 衛星携帯電話	F A X	E—m a i l
県立中央病院 甲府市富士見1—1—1	629	055—253—7111 ※防災電話 9—210— 090—3097—5008 (ワイドスター)	055—253—8011	chubyo@ych.pref.yamanashi.jp

#### ◇ 基幹災害支援病院

病院名等	一般病床数 (床)	電 話 防災電話 衛星携帯電話	F A X	E—m a i l
山梨大学医学部付属病院 中央市下河東1110	566	055—273—1111 9—220—1—081 080—1234—8935 (ワイドスター)	055—273—7108 9—220—2—081	kanrika-bousai@yamanashi.ac.jp
山梨赤十字病院 南都留郡富士河口湖町船 津6663—1	224	0555—72—2222 9—220—1—082 090—3235—7266 (ワイドスター)	0555—73—1385 9—220—2—082	rchfuji@mfi.or.jp

#### ◇ 地域災害拠点病院

病院名等	一般病床数 (床)	電 話 防災電話 衛星携帯電話	F A X	E—m a i l	
中 北	市立甲府病院 甲府市増坪町366	402	055—244—1111 9—220—1—083 080—8762—8856 (ワイドスター)	055—220—2650 9—220—2—083	byoinssm@city.kofu.lg.jp
	白根徳洲会病院 南アルプス市西野2 294—2	199	055—284—7711 9—220—1—088 080—2584—6525 (ワイドスター)	055—284—7721 9—220—2—088	shirane@shiranetoku.jp
	韮崎市立病院 韮崎市本町3—5 —3	141	0551—22—1221 9—220—1—087 090—1439—7573 (ワイドスター)	0551—22—9731 9—220—2—087	hospital@city.nirasaki.lg.jp

※この外地域災害拠点病院を補完する病院として地域災害支援病院を複数指定している。

病院名等		電 話 衛星携帯電話	F A X
中 北	独立行政法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町11—35 055—253—6131 8816—5146—4589 (イリジウム)	055—251—5597
	独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院	甲府市朝日3—11—16 055—252—8831 080—8764—5720 (ワイドスター)	055—253—4735
	甲府共立病院	甲府市宝1—9—1 055—226—3131	055—226—9715
	武川病院	昭和町飯喰1277 055—275—7311 080—8764—8644 (ワイドスター)	055—275—4562
	貢川整形外科病院	甲府市新田町10—26 055—228—6381	055—228—6550
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440 055—279—0222 080—2584—6517 (ワイドスター)	055—279—3042
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150 055—279—0111 080—8764—8643 (ワイドスター)	055—279—3912
	竜王リハビリテーション病院	甲斐市万才287 055—276—1155 080—8764—8640 (ワイドスター)	055—279—1262
	高原病院	南アルプス市荊沢255 055—282—1455 080—8764—5718 (ワイドスター)	055—284—3877
	巨摩共立病院	南アルプス市桃園340 055—283—3131 090—4841—7520 (ワイドスター)	055—282—5614
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750 055—282—1107 080—8764—8645 (ワイドスター)	055—282—1108
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773 0551—42—2221 080—2584—6519 (ワイドスター)	0551—42—2992
	北杜市立山梨甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954 0551—32—3221 080—2584—6522 (ワイドスター)	0551—32—7191
	韮崎相互病院	韮崎市本町1—16—2 0551—22—2521 080—2584—6526 (ワイドスター)	0551—23—1838

■ 救命救急センター

医療機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
山梨県立中央病院救命救急センター	甲府市富士見1—1—1	055—253—7111	055—253—8011

■ 血液センター

医療機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
山梨県赤十字血液センター	甲府市池田1—6—1	055—251—5891	055—252—1203

■ 市内医療機関

平成27年11月4日現在

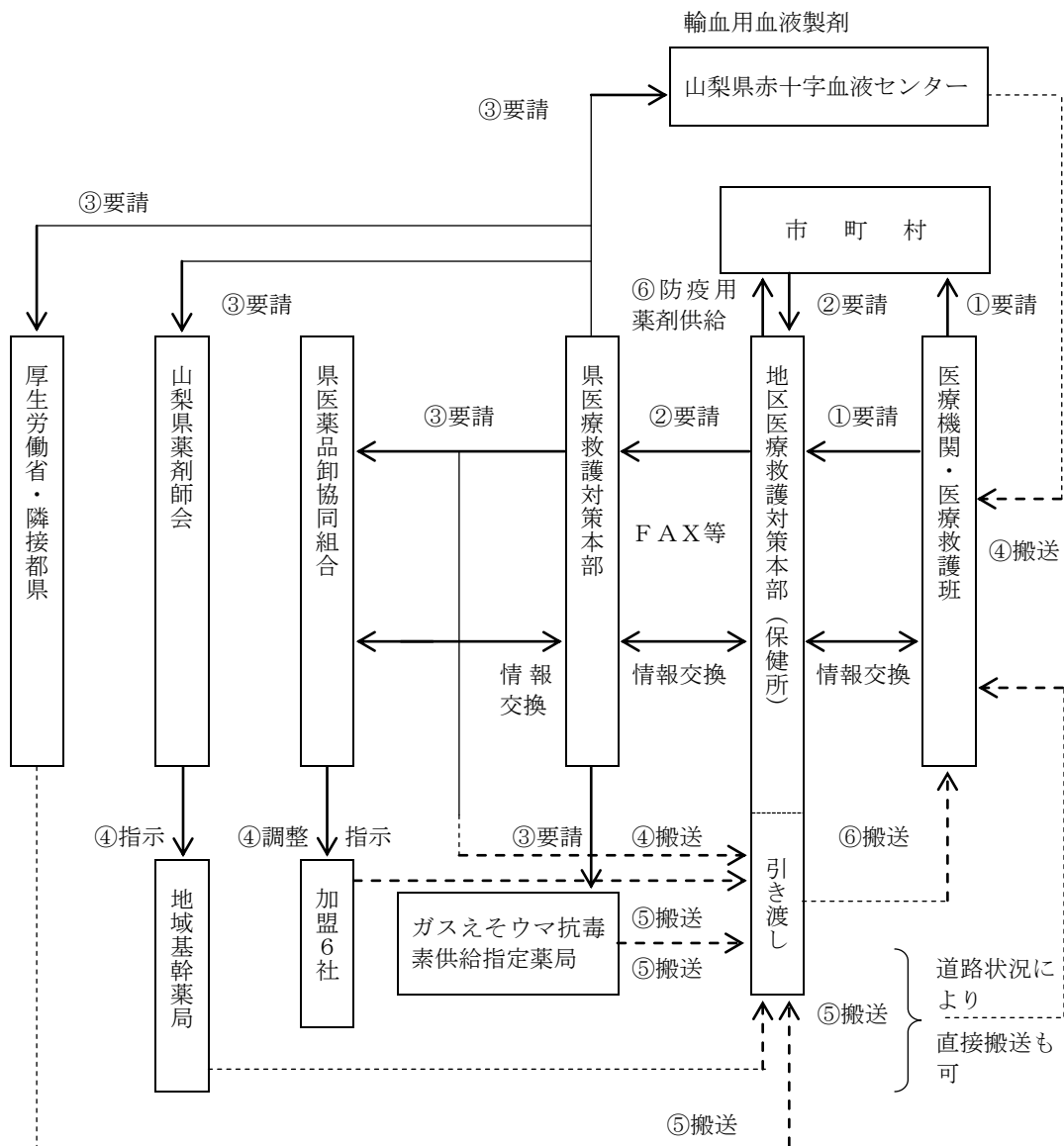
No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
1	望会 愛クリニック	中央市西新居 1—131	055—274—3091	精神科、神経科
2	赤岡整形外科医院	中央市西花輪3591	055—273—1231	リウマチ科、整形外科、 リハビリテーション科
3	おぎの医院	中央市井之口980—4	055—274—6100	耳鼻咽喉科
4	オギノリバーシティ眼科	中央市山之神1122—2F	055—273—7250	眼科
5	乙黒医院	中央市成島1722	055—273—2001	内科
6	菊島耳鼻咽喉科医院	中央市西花輪3599—10	055—274—4133	耳鼻咽喉科
7	きたむらクリニック	中央市若宮23—2	055—220—4112	内科、消化器内科、皮膚科
8	木之瀬医院	中央市布施2074	055—273—2216	内科、消化器科、 小児科、放射線科
9	こばやしこどもクリニック	中央市若宮46—8	055—278—5525	小児科
10	三本松医院	中央市東花輪 66—10	055—274—2711	内科、小児科、外科
11	玉穂眼科クリニック	中央市成島1400—1	055—287—6650	眼科
12	玉穂ふれあい診療所	中央市成島2439—1	055—278—5670	内科、麻酔科、外科
13	西野内科医院	中央市山之神2389—1	055—273—6656	内科、小児科、循環器科
14	フルヤ眼科医院	中央市布施1990 ウイルピア 1 F	055—273—0660	眼科
15	古屋クリニック	中央市山之神1533—21	055—274—3773	内科、循環器科
16	保坂眼科医院	中央市西花輪56—2	055—273—6600	眼科
17	吉崎内科循環器科クリニック	中央市東花輪669—2	055—274—2553	内科、循環器科
18	若葉クリニック	中央市浅利1686—2	055—269—3305	内科、消化器科、 循環器科、外科
19	アートタウン歯科クリニック	中央市下河東3053—1 イオンタウン山梨中央 内	055—267—7780	歯科、小児歯科
20	一瀬歯科医院	中央市山之神 4—87	055—273—5584	歯科、矯正歯科、 小児歯科
21	いのうえ歯科医院	中央市若宮29—1 ジョイフルプラザ 1 F	055—274—4182	歯科
22	今村歯科医院	中央市山之神1144—23	055—273—6488	歯科、小児歯科
23	せた歯科医院	中央市成島2502—3	055—273—1181	歯科
24	田草川歯科医院	中央市東花輪317	055—273—6858	歯科
25	田中歯科医院	中央市成島1392—2	055—273—5969	歯科
26	たまほ歯科クリニック	中央市成島2368	055—274—1118	歯科
27	豊富歯科診療所	中央市大鳥居3676	055—269—2822	歯科
28	内藤歯科医院	中央市西花輪92	055—273—7712	歯科、小児歯科、 矯正歯科
29	中山歯科医院	中央市臼井阿原931—4	055—273—6481	歯科
30	長谷川歯科医院	中央市東花輪 8—1	055—273—2412	歯科
31	ふかさわ歯科医院	中央市井ノ口1092—3	055—274—0418	歯科
32	三井歯科医院	中央市布施2101—2	055—273—2027	歯科、矯正歯科、 小児歯科
33	山之神歯科クリニック	中央市山之神1529—11	055—287—8863	歯科





救急輸送体制(2)・・・医薬品等

■ 医薬品等の供給フロー



## ○浸水想定区域要配慮者関連施設一覧

平成28年1月現在

No.	施設の名称	住 所	連絡先 (055)	浸水想定区域 指定河川		
				富士川	笛吹川	荒川
1	赤岡整形外科	山梨県中央市西花輪3591	273—1231	○	○	
2	玉穂ふれあい診療所	山梨県中央市成島2439—1	278—5670	○	○	○
3	特別養護老人ホーム田富荘	山梨県中央市西花輪499	274—5000	○	○	○
4	田富福祉センター	山梨県中央市臼井阿原308—1	273—7300	○		
5	田富荘北ディサービスセンター	山梨県中央市山之神912	274—5252	○		
6	ほっとらんにんぐ	山梨県中央市山之神1522—83	278—5070	○		
7	ケアハウスパンセ	山梨県中央市成島2448—2	274—5050	○	○	○
8	玉穂ケアセンター	山梨県中央市乙黒247—1	273—7331	○	○	○
9	特別養護老人ホームらくえん	山梨県中央市極楽寺748	274—1294	○	○	○
10	中巨摩地区老人福祉センター	山梨県中央市一町畑1189	274—0610	○	○	○
11	まみい保育園	山梨県中央市成島1065—2	273—3522	○	○	
12	知的障害者通所授産施設ルヴァン	山梨県中央市成島3508—13	242—8800	○		○
13	田富第一保育園	山梨県中央市布施3015	273—3557	○		
14	田富第二保育園	山梨県中央市西花輪2002	273—3072	○	○	
15	田富第三保育園	山梨県中央市東花輪1173	273—6220	○	○	○
16	田富北保育園	山梨県中央市山之神22—59	273—6301	○		
17	玉穂保育園	山梨県中央市成島2387—2	273—2205	○	○	○
18	田富みかさ幼稚園	山梨県中央市臼井阿原813—6	273—6386	○	○	
19	わかば幼稚園	山梨県中央市井之口937—2	273—5737	○		
20	おひさま	山梨県中央市臼井阿原1653-7	288—8827	○		

## ○飛行場外離着陸場一覧

平成19年4月現在

地区名	名称	区分	所在地
田富地区	山梨県消防学校グラウンド	場外	中央市今福991
玉穂地区	山梨大学医学部附属病院グラウンド	〃	〃 下河東1110
豊富地区	豊富農村広場	緊急	〃 大鳥居3866
	豊富小学校	〃	〃 〃 3797

## ○ヘリコプター主要発着場一覧

平成19年4月現在

地区名	ヘリポートの名称	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ (幅×長さ)	消防署 (所)  所要時間からの (分)
				大型	中型	小型		
田富地区	田富小学校校庭	中央市布施2122	学校長	○			180×90	2
	山梨県消防学校校庭	〃 今福991	〃		○		70×70	5
	田富中学校校庭	〃 布施2493	〃	○			180×90	2
	釜無川左岸土手	臼井阿原	国土交通省	○				5
	田富ふるさと公園	臼井阿原1740	市長	○			80×123	5
玉穂地区	三村小学校校庭	中央市成島2140	学校長			○	93×100	7
	ふるさとふれあい広場	〃 乙黒1-1	市長			○	70×80	7
	中巨摩地区公園	〃 一町畑1189	〃			○	94×123	7
豊富地区	豊富小学校校庭	〃 大鳥居3797	学校長		○		80×100	10
	豊富農村広場	〃 大鳥居3866	市長		○		100×100	10

## ○自衛隊宿泊予定施設一覧

地区名	名称	所在地	宿泊可能人員	備考
田富地区	田富中学校体育館	中央市布施2493	230人	
玉穂地区	三村小学校体育館	〃 成島2140	150	
豊富地区	豊富中央公民館	〃 大鳥居3800	200	
	豊富小学校体育館	〃 大鳥居3790	190	

## ○災害備蓄品一覧

### 【田富地区】市役所田富庁舎

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
物資						
大釜			9			
カマド(3枚1セット)			4			
バーナー(ゴトク)・調整器			3			日赤2
手指用消毒剤 1リットル容器	10	5	50			
資機材						
デジタルトランシーバー	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
LEDライト			5			
LEDヘッドライト			59	2013年7月		第1・第2 配備職員用
誘導棒(舟山(株)シグナルライトSL-6)			20	2012年6月		平成23年度消防団安全対策設備整備費補助事業 No.1~No.20
土嚢			1,220			
グローリーライト(電池付) 船山(株)			7	2012年7月		
バリケード(災害用・中央市)			50	2012年7月		No.1~No.50
ホワイトボード(1171*880)			1	2012年12月		ペン・消去ゴム付き
ナカバヤシ 水電池 NOPOPO 災害備蓄用100本(電池サイズ変換アダプター付)	100	1	100	2012年4月		

### 【田富地区】白井水防倉庫

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
資機材						
剣スコップ			1			
角スコップ			4			

【田富地区】リバー第二水源

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
資機材						
給水車(2t)			1			
給水用水槽(1.0t)			1			

【田富地区】田富福祉公園コミュニティセンター

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
物資						
エアーマット 暖	60	1	60	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
簡易担架(レスキューボード)			2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
救急医療セットEK600他	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医療品、衛生材料セット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医療救護所のぼり旗	1		3	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
資機材						
モバイルソーラーユニット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
大型石油ストーブ	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
デジタルトランシーバー	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
スミスライト	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
ホワイトボード	1		1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)

【田富地区】田富庁舎

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
アルファ米 五目ご飯(100g)	50	57	2,850	2011年10月	2016年10月	
クラッカー(RITZ) 44g(13枚) 2本入り×35パック×2缶	70	3	210	2011年12月	2016年12月	

乾パン115g約1食分×64パック×2缶	128	3	210	2011年12月	2016年12月	
飲料水(500ml、24本入り)	24	358	8,592	2011年10月	2016年10月	4,296L
物資						
パック毛布	10	219	2,190			
石油ストーブ			4			
担架			7			
資機材						
給水用水槽(0.5t)			2			
発電機			5			

【田富地区】田富防災会館

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
物資						
エアーマット 暖	180	1	180	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
簡易担架(レスキューボード)			14	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)

【玉穂地区】市役所玉穂庁舎

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
物資						
日赤救急セット			9			
ピジョン消毒洗浄剤(ジェル)			2			
マスク(カップ型)			20			
ソフトマスク(使い捨て)	50	115	5,750			
フェイスマスク(使い捨て)	50	41	2,050			
マスク(厚手使い捨て)	50	3	150			
お徳用マスク(使い捨て)	60	6	360			

ファインフィットマスク (使い捨て)	50	1,000	50,000			
ピュアマスク (使い捨て)	100	11	1,100			
マスク (J不織布マスク)	50	520	26,000			
グローブ			100			
シューズカバー			25			
体温計			17			
フェイスタオル			25			
噴霧器			2			
防護服			30			
防護服セット			300			
ゴーグル			10			
大釜			9			
カマド(3枚1セット)			4			
バーナー (ゴトク)・調整器			3			日赤 2
手指用消毒剤 1リットル容器	10	5	50			
資機材						
デジタルトランシーバー	1	1	1	2014年 3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
LEDライト			5			
LEDヘッドライト			59	2013年 7月		第1・第2 配備職員用
誘導棒 (舟山(株)シグナルライトSL-6)			20	2012年 6月		平成23年度消防団安全対策設備整備費補助事業 No.1~No.20
土嚢			1,220			
グローリーライト (電池付) 船山(株)			7	2012年 7月		
バリケード (災害用・中央市)			50	2012年 7月		No.1~No.50
ホワイトボード(1171*880)			1	2012年12月		ペン・消去ゴム付き
ナカバヤシ 水電池 NOPPO 災害備蓄用100本(電池サイズ変換アダプター付)	100	1	100	2012年 4月		



【玉穂地区】玉穂勤労健康管理センター

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
物資						
エアーマット 暖	60	1	60	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
簡易担架(レスキューボード)			2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
救急医療セットEK600他	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医療品、衛生材料セット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医療救護所のぼり旗	1		3	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
資機材						
モバイルソーラーユニット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
大型石油ストーブ	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
デジタルトランシーバー	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
スミスライト	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
ホワイトボード	1		1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)

【玉穂地区】三村小学校防災倉庫

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
アルファ米 わかめご飯(5kg)	50	138	6,900	2014年4月	2019年4月	
災害用梅粥S-50W	50	100	5,000	2014年4月	2019年4月	

【豊富地区】大鳥居ふれあいプラザ

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
アルファ米 五目ご飯(100g)	50	1	50	2011年10月	2016年10月	
飲料水(500ml、24本入り)	24	1	24	2011年10月	2016年10月	12L

物資						
バック毛布	10	1	10			

【豊富地区】豊富庁舎

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
アルファ米 五目ご飯(100g)	50	2	100	2011年10月	2016年10月	H26. 10. 5日及び13日台風時、田富防災会館より移動
飲料水 (500ml、24本入り)	24	2	48	2011年10月	2016年10月	H26. 10. 5日及び13日台風時、2箱田富防災会館から移動
物資						
大釜			2			
カマド(3枚1セット)						
バーナー (ゴトク)・調整器			大2 小2			
バック毛布	10	5	50			H26. 10. 5台風18号時、移動
手指用消毒剤 1リットル容器	10	5	50			
簡易ベッド ロゴス FDコット			2	2014年3月		平成25年度消防団拠点資機材の無償貸付
エアーマット 暖	60	1	60	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
簡易担架(レスキューボード)			2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
救急医療セット EK600他	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医薬品・衛生材料セット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
医療救護所のぼり旗	1		3	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
資機材						
LEDヘッドライト			14	2013年7月		第1・第2配備職員用
土嚢			400			
バリケード (災害用・中央市)			50	2012年7月		No.101～No.150
誘導棒 (舟山(株)シグナルライトSL-6)			20	2012年6月		平成23年度消防団安全対策設備整備費補助事業 No.41～No.60
モバイルソーラーユニット	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)

大型石油ストーブ	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
デジタルトランシーバー	1	1	1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
スミスライト	1	2	2	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)
ホワイトボード	1		1	2014年3月		平成25年度地域医療救護体制整備事業(健康推進課)

【豊富地区】豊富農村公園

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
アルファ米 五目ご飯(100g)	50	23	1,150	2011年10月	2016年10月	
クラッカー (RITZ) 44g (13枚) 2本入り×35パック×2缶	70	2	0	2011年12月	2016年12月	
乾パン 115g 約1食分×64パック×2缶	128	2	0	2011年12月	2016年12月	
飲料水 (2L、6本入り)	6	136	816	2011年10月	2016年10月	
飲料水 (2L、6本入り)	6	348	2,088	2014年1月	2019年1月	4,176L
飲料水 (500ml、24本入り)	24	110	2,640	2011年10月	2016年10月	1,320L
飲料水 (500ml、24本入り) 命水	24	685	16,440	2012年6月	2017年6月	
飲料水 (500ml、24本入り) 命水	24	829	19,896	2013年7月	2018年6月	
飲料水 (500ml、24本入り) 命水	24	835	20,040	2015年1月	2020年1月	
物資						
バック毛布	10	10	100	2013年7月		
資機材						
便袋「サニタクリーン組織用」	200	5	1,000			便器に取り付けて使用
便袋「ラップインインスタントトイレ」	200	25	5,000	2013年7月		便器に取り付けて使用

【豊富地区】豊富庁舎

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
食品						
アルファ米 五目ご飯(100g)	50	2	100	2011年10月	2016年10月	H26. 10. 5日及び13日台風時、田富防災会館より移動
飲料水 (500ml、24本入り)	24	2	48	2011年10月	2016年10月	H26. 10. 5日及び13日台風時、2箱田富防災会館から移動
物資						
パック毛布	10	1	10			
資機材						
レスキューセット			6			
剣スコップ			7			
角スコップ			5			

【豊富地区】角川水防倉庫

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
物資						
パック毛布			50			
資機材						
レスキューセット			6			
剣スコップ			7			
角スコップ			5			

【豊富地区】浅利水防倉庫

品名	入数	梱数	合計	購入年月日	賞味期限	備考
資機材						
ブルーシート			5			
剣スコップ			5			

角スコップ			5		
チェーンソー			1		
かけや			3		
ハンマー			5		
ツルハシ			2		
トラロープ (100m)	5	3	15		
番線 (巻)			2		
番線 (巻)			4		
番線 (巻)			多数		
土嚢袋	50	8	400		
杭 (6尺)			15		

## 〔応援協定等〕

### ○災害時における相互応援に関する協定書

(協定の趣旨)

**第1条** 中部西関東市町村地域連携軸協議会（以下「協議会」という。）は、協議会構成会員市町村（以下「協定市町村」という。）において大規模な災害が発生した場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

**第2条** 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供
- (5) 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供
- (6) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援体制の確保)

**第3条** 協定市町村は、迅速な応援体制を確保するため、当該地域を3つのブロックに分け、それぞれのブロックにブロック長及び副ブロック長を置くものとする。

(情報の共有)

**第4条** 協定市町村は、災害時の相互応援に備えるため、防災に関する情報について相互に交換し、共有するものとする。

(応援要請)

**第5条** 災害を受けた協定市町村が応援の要請をしようとするときは、電話、ファックス等により要請するものとする。

(応援の自主出動)

**第6条** 報道機関等の情報により、協定市町村に災害が発生したことを知った他の協定市町村は、前条の規定による要請がない場合でも、必要な応援を行うことができるものとする。

(派遣職員の指揮)

**第7条** 応援のために派遣された職員は、災害を受けた協定市町村の災害対策本部の指揮下に入るものとする。

(経費の負担)

**第8条** 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援のため又は情報収集のために職員等を派遣することに要した経費は、派遣側の協定市町村が負担する。

(2) 救援物資の調達、その他要請による援助に要した経費は、援助を受けた協定市町村が負担する。

(細目協定)

**第9条** この協定の実施に関する細目については、別に定める。

(疑義の解決)

**第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定市町村が協議して定めるものとする。

#### 附 則

この協定は、平成9年8月6日から施行する。

佐久市長	昭和町長
臼田町長	田富町長
佐久町長	八田村長
小海町長	白根町長
川上村長	芦安村長
南牧村長	若草町長
南相木村長	櫛形町長
北相木村長	甲西町長
八千穂村長	上九一色村長
甲府市長	三珠町長
韮崎市長	市川大門町長
双葉町長	六郷町長
明野村長	下部町長
須玉町長	増穂町長
高根町長	鯨沢町長
長坂町長	中富町長
大泉村長	早川町長
小淵沢町長	身延町長
白州町長	南部町長
武川村長	富沢町長
竜王町長	静岡市長
敷島町長	清水市長
玉穂町長	

#### 〔災害時における相互応援に関する協定実施細目〕

(趣旨)

**第1条** この実施細目は、災害時における相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）の実施について必要な事項を定める。

(備蓄リストの整備)

**第2条** 協定書第4条の規定による情報を共有するために、協定市町村は食糧、その他物資等の備蓄リスト（第1号様式）を整備し、相互に活用する。

（応援要請手続き）

**第3条** 協定書第5条の規定による応援手続きは、次に掲げる事項を明らかにし、後日、応援要請書（第2号様式）を提出する。

- (1) 被害の種類、場所、状況
- (2) 物的な応援を要請する場合には、品名、数量等
- (3) 人的な応援を要請する場合には、職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び交通経路並びに応援機関
- (5) 被災者の一時収容を要請するときは、世帯数及び人数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

2 前項の規定により応援した協定市町村は、速やかに応援通知書（第3号様式）を応援要請した協定市町村へ送付する。

（応援物資等の受領通知）

**第4条** 応援を受けた協定市町村は、前項第2項の応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援物資等受領書（第4号様式）を応援を要請した協定市町村へ送付する。

（連絡方法）

**第5条** 災害が発生した場合の協定市町村間における連絡方法については、次のとおりとする。

- (1) 災害を受けた協定市町村は、各ブロックのブロック長（災害を受けた協定市町村がブロック長の場合は副ブロック長）へ連絡する。
- (2) 前号により連絡を受けた各ブロックのブロック長又は副ブロック長は、同ブロック内協定市町村との連絡・調整を図り、必要な指示・要請を行うものとする。
- (3) 応援する協定市町村は、各ブロックのブロック長又は副ブロック長からの指示要請に基づき応援を行う。

（応援終了の報告）

**第6条** 応援した協定市町村は、応援を終了したときは、応援終了報告書（第5号様式）を災害を受けた協定市町村へ送付する。

（連絡担当部局）

**第7条** 各応援協定市町村は、災害時に効率的な相互応援ができるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、必要な事項について緊密な連絡を行うものとする。

#### 附 則

この実施細目は、平成9年8月6日から施行する。

様式 略

※ 市町村名等は、協定締結当時のもの



## ○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

**第1条** この協定は、山梨県市長会を構成する市長の協議により、甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市及び中央市(以下「都市」という。)において、大規模な災害及び市国民保護計画が対象とする事態(以下「大規模災害等」という。)が発生し又は発生する恐れがある場合には、被害を受けた若しくは受ける恐れがある都市(以下「被災都市」という。)のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合若しくはできないと判断される場合に、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき都市間の総合応援協力を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

**第2条** 都市は、大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ別紙(様式第1号)のとおり相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

(応援の種類)

**第3条** 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者及び避難者(以下「被災者等」という。)の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要資機材及び物資の提供
- (4) 被災者等を一時受入れるための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災都市が必要と認めるもの

(応援要請の手続)

**第4条** 被災都市が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第2条の連絡担当部課を通じ別に定める様式(様式第2号)により文書にて要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、電話又は電信(ファックス・メール等)などにより応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号及び第6号に掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

**第5条** 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号の掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援を行う都市が支弁する。
- (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災都市が負担する。

(3) 被災都市が前号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合は、応援する協定都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(災害補償等)

**第6条** 第4条の定めにより派遣された応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援を行う都市が負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

**第7条** 都市は、被災都市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災都市に対し応援を行うことができる。

2 自主出動した都市は、情報収集を行うとともに、被災都市に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。

3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災都市から第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(資料等の交換)

**第8条** 都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、国民保護計画及びその他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(市町村合併による取扱い)

**第9条** 構成都市が合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

**第11条** この協定は、平成19年1月12日から施行する。

この協定の成立を証するため、都市署名押印のうえそれぞれ一通を保有する。

平成19年1月12日

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市長

山梨県富士吉田市下吉田1842番地

富士吉田市長

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

都留市長

山梨県大月市大月二丁目6番20号

大月市長

山梨県韮崎市水神一丁目3番1号

韮崎市長

山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長

山梨県甲斐市篠原2610番地

甲斐市長

山梨県笛吹市石和町市部777番地

笛吹市長

山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地 1

北杜市長

山梨県上野原市上野原3832番地

上野原市長

山梨県山梨市小原西955番地

山梨市長

山梨県甲州市塩山上於曾1040番地

甲州市長

山梨県中央市白井阿原301番地 1

中央市長

様式第 1 号

大規模災害等発生時の連絡担当部課 ( 市)

連絡部課名			
県防災無線電話番号		地上	
		衛星	
衛星携帯電話可搬用電話番号			
連絡担当者	責任者		
	補助者		
連絡先電話番号等	勤務時間内	責任者	TEL
			携 帯
			TEL
			FAX
			e-mail
	勤務時間外	補助者	TEL
			携 帯
			TEL
			FAX
			e-mail
勤務時間外	責任者	TEL	
		携 帯	
		TEL	
		FAX	
		e-mail	
勤務時間外	補助者	TEL	
		携 帯	
		TEL	
		FAX	
		e-mail	
備考			

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

号  
年 月 日

様

住 所  
氏 名

大規模災害等発生による応援要請について

大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書第4条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
(1) 被害状況	
(2) 応援内容の種類	
(3) 応援を要する職種 別人員	
(4) 応援場所、到達経 路	
(5) 応援を受ける期間	
(6) その他応援に必要な 事項	

## ○災害時等の相互応援に関する協定書

山梨県中央市と静岡県御前崎市（以下「両市」という。）は、災害時等における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、両市の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

**第2条** 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理に必要な車両のあっせん
- (5) 被災者（災害時要援護者を含む。）を一時受け入れるための施設及び住宅の提供並びにあっせん
- (6) 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (7) 医療施設、介護施設等の入所者を一時受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (8) 救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援要請の手続き）

**第3条** 応援を受けようとする市は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請を行い、速やかに災害応援要請書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第5号に掲げる被災者の状況及び人員
- (4) 前条第6号及び第7号に掲げる被災児童、生徒、入所者等の状況及び人員
- (5) 前条第8号に掲げる職員の状況及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（職員の派遣）

**第4条** 応援のための職員の派遣期間は、原則として1月未満とする。

2 応援のための職員を1月以上派遣しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第25条の17の規定に基づき別途職員派遣に関する協定を締結するものとする。

（応援の実施）

**第5条** 第3条の規定により要請を受けた市は、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

2 第3条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待

たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

(応援に要した費用の負担)

**第6条** 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う市が、それぞれその賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議するものとする。

(情報等の交換)

**第7条** 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、年1回以上定期的に必要な資料及び情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

**第8条** この協定は、両市のどちらか一方からの申出のない限り継続するものとする。

(協議)

**第9条** この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年1月31日

山梨県中央市臼井阿原301番地の1  
中央市長

静岡県御前崎市池新田5585番地  
御前崎市長

# ○山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互

## 応援に関する協定書

山梨県中央市(以下「甲」という。)と静岡県牧之原市(以下「乙」という。)は、災害時等における相互応援について、次のとおり協定する。

(趣旨)

**第1条** この協定は、甲又は乙の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

**第2条** 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理のための車両の提供及び斡旋
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- (6) 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
- (7) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) ボランティアの斡旋
- (9) 被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(応援の要請の手続)

**第3条** 甲及び乙は、応援の要請をするとき、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第5号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第6号に掲げる一時受入に要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- (5) 前条第7号に掲げる職員の職種別人員
- (6) 前条第8号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (7) 応援を受ける場所及び期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(応援の実施)

**第4条** 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

2 甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。



(応援に要した費用の負担)

**第5条** 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 派遣職員が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(情報等の交換)

**第6条** 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(効力等)

**第7条** この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

(協議)

**第8条** この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年2月1日

甲 山梨県中央市白井阿原301番地1

中央市長 ⑩

乙 静岡県牧之原市静波447番地1

牧之原市長 ⑩

## ○消防相互応援協定

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市（合併前の双葉町の区域は除く）、中央市及び昭和町との消防の相互応援に関して定めるものとする。

**第2条** この協定は、火災等の災害発生の際、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

**第3条** 火災による相互応援の出場は、甲府地区広域行政事務組合消防本部消防隊出場規程により出場するものとする。

2 その他の災害が発生し応援を必要とする場合にあっては、被応援側の長の要請により出場するものとする。

**第4条** 現場の指揮は消防組織法第15条第3項によるものとする。

但し、消防活動を迅速且つ効果的に行うために相互に理解と緊密な連携を保たなければならない。

**第5条** 応援のために要した経常的経費並びに事故（隊員、器材、その他）により生じた経費は応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は甲府地区広域行政事務組合の負担とする。

**第6条** この協定の運用について疑義を生じたときはその都度協議して決定するものとする。

**第7条** 本協定を証するため正本5通を作成し協定市町等がそれぞれ1通を保管するものとする。

**第8条** 昭和48年7月14日付で締結した協定は廃止する。

### 附 則

1 この協定は平成18年4月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

平成18年4月1日

甲府市伊勢三丁目8番23号

甲府地区広域行政事務組合管理者

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲 府 市 長

甲斐市篠原2610番地

甲 斐 市 長

中央市臼井阿原310番地1

中央市長職務執行者

中巨摩郡昭和町押越542番地2

昭 和 町 長

## ○中央自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、下記市町、一部事務組合（以下「関係団体」という。）の区域内の中央自動車道（以下「高速道路」という。）における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

上野原市、大月市、都留市、富士五湖広域行政事務組合、富士吉田市、西桂町、富士河口湖町、東山梨行政事務組合、甲州市、東八代広域行政事務組合、笛吹市、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、峡北広域行政事務組合、韮崎市、北杜市

（目的）

**第1条** この協定は、高速道路における、火災または救急事故等（以下「災害」という。）を円滑迅速に処理するため、関係団体が相互に応援することを目的とする。

（体制・応援）

**第2条** 関係団体の消防機関は、高速道路における災害を覚知したときは、別表に定める区分により出場する。

2 前項の規定により出場した先着消防隊の最高指揮者が必要と認めたときは、他の関係団体へ消防隊の応援を求めることができる。この場合の応援要請は、災害発生地の関係団体の長から要請があったものとみなす。

（連絡）

**第3条** 消防機関がその管轄する行政区域以外の地域において消防業務に従事したときは、その災害の状況を、災害発生地を管轄する消防機関の消防長に通報するものとする。

（現場の指揮）

**第4条** この協定に基づき応援のため出場した消防隊は、災害発生地の消防隊が現場に到着していない場合においては、先着隊の最高指揮者の下に行動するものとする。ただし、災害発生地を管轄する消防隊が出場したときは、その最高指揮者の下に行動するものとする。

（災害の調査）

**第5条** 高速道路における火災並びに多数傷病者発生等の特異な災害の原因及び損害の調査は、原則として当該災害地を管轄する消防機関が行うものとする。ただし、これによりがたいときは、別表消防機関に調査等を依頼することができる。

（報告）

**第6条** 災害の報告は、火災報告取扱要領（昭和43年11月11日消防総第393号）及び救急事故報告要領（昭和57年12月28日消防救第53号）によるものとする。

（経費の負担）

**第7条** この協定により出場した経費の負担については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 応援消防隊の給与及び公務災害補償、機械器具等に要する費用は、当該消防隊の属する関係団体が負担する。
- (2) 消防業務が長時間にわたる場合の燃料補給、食料等に要する費用は、災害発生地の関係団体が負担する。

(3) 前2号に定める経費以外の経費に関しては、必要のつど関係団体が協議して決定する。

(情報の交換)

**第8条** 関係団体は、この協定の適正な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

(補則)

**第9条** この協定の実施について、必要な事項は、関係団体が協議のうえ決定する。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成18年6月14日より施行する。
- 2 昭和58年11月1日付けで締結した「中央自動車道消防相互応援協定書」は廃止する。
- 3 本協定を証するため本協定書19通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

上野原市長

大月市長

都留市長

富士五湖広域行政事務組合代表理事

富士吉田市長

西桂町長

富士河口湖町長

東山梨行政事務組合管理者

甲州市長

東八代広域行政事務組合代表理事

笛吹市長

甲府地区広域行政事務組合管理者

甲府市長

甲斐市長

中央市長

昭和町長

峡北広域行政事務組合代表理事

韮崎市長

北杜市長

別表

中央自動車道における消防業務体制

		西宮線										富士吉田線													
供用開始時期		S. 52. 12. 10				S. 57. 11. 10				S. 55. 3. 26			S. 44. 3. 26												
県名		神奈川県		山梨県							長野県			山梨県											
関係(通過)市町名		相模原市	藤野町	上野原市	大月市	甲州市	笛吹市	甲府市	中央市	昭和町	甲斐市	韮崎市	北杜市	富士見町	大月市	都留市	西桂町	富士吉田市	富士河口湖町						
I. C区間距離		←4.9→		←20.1→		←19.7→		←6.2→		←9.3→		←7.7→		←11.2→		←7.0→		8.6→8.3→		←12.5→		←7.2→		←23.5→	
I. C名		相模湖	上野原	大月 (大月jct)	勝沼	一宮御坂	甲府南	甲府昭和 (双葉jct)	韮崎	須玉	長坂	小淵沢	諏訪南	大月 (都留)				河口湖							
業務実施機関	上り線(機関)	相模原市	上野原市	(談合坂) 大月市	(笹子トンネル東坑口) 東山梨行政(事)	東八代広域行政(事)	甲府地区広域行政(事)		峡北広域行政(事)			諏訪広域連合(事)	大月市				(西桂町民グラウンド) 富士五湖広域行政(事)								
	下り線(機関)	相模原市	上野原市 (談合坂)	大月市	(笹子トンネル西坑口) 東山梨行政(事)	東八代広域行政(事)	甲府地区広域行政(事)		峡北広域行政(事)			諏訪広域連合(事)	大月市 (西桂町民グラウンド)				富士五湖広域行政(事)								

## ○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保 修（以下「甲」という。）と、中央市長 田中久雄（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

**第1条** この協定は、中央市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

**第2条** 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 中央市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 中央市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要する場合

（情報交換の内容）

**第3条** 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な場合

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

**第4条** 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

**第5条** 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

**第6条** 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年 4月 1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 山梨県中央市白井阿原301-1

中央市長 田 中 久 雄

## ○災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と自然体験クラブ エヴォルヴ（以下「乙」という。）は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の水防救難のため、乙の所有する備品の貸与について、次のとおり協定を締結する。

（要請手続）

**第1条** 災害時に甲が水防救難備品の貸与を受けようとするときは、災害時水防救難備品貸与要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリ等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

（水防救難備品の種類）

**第2条** 水防救難備品の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に貸与を行うものとする。

- (1) ラフティングボート （2艇）
- (2) ライフジャケット （40着）
- (3) ヘルメット （40個）

（引渡し等）

**第3条** 水防救難備品の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、水防救難備品を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙と引渡し場所までの間の水防救難備品の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な時は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（備品貸与の費用）

**第4条** 水防救難備品の貸与に係る費用は無償とする。なお、水防救難備品を破損・紛失した場合の修理・補償費等の経費が生じた場合は甲の負担とする。

（費用支払）

**第5条** 甲は、前条により費用を請求された場合は、災害状況により甲乙相談のうえ、その内容を調査し適当と認めるときは、すみやかに費用を支払うものとする。

（連絡先等の確認）

**第6条** 甲乙は、事前に甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者等を定め、様式2により報告するものとする。ただし、期間途中において内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

（関係団体等との連携）

**第7条** 甲乙は、甲の応急対策に協力する防災関係機関、ボランティア団体等と相互に連携を図り、この協定の効率的かつ円滑な実施に努めるものとする。

（協議）

**第8条** この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。



(有効期間)

**第9条** この協定の有効期間は、平成20年7月25日から平成21年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成20年7月25日

(甲) 山梨県中央市白井阿原301番地1  
中央市長

(乙) 山梨県中央市布施2051  
自然体験クラブ エヴォルヴ  
代 表

様式1 (第1条関係)

中央総第 一 号  
平成 年 月 日

自然体験クラブ エヴォルヴ

代 表 様

中央市長

災害時水防救難備品貸与要請書

災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書第1条に基づき、次のとおり水防救難備品の貸与について、要請いたします。

事 項	内 容	
	品 目	数 量
水防救難 備 品		
引 渡 し 場 所	中央市 (別添図面の場所)	
取 引 者	部 班 氏名	TEL
備 考		

(連絡先) 中央市総務部 総務課 行政担当 TEL055-274-8511  
FAX055-274-7130

様式2 (第7条関係)

平成 年 月 日

自然体験クラブ エヴォルヴ  
代 表 様  
(中央市長)

中央市長  
(自然体験クラブ エヴォルヴ代表)

災害時における水防救難備品の貸与の連絡先等について (報告)

災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書第6条に基づき、次のとおり報告いたします。

連絡先及び担当者等

順位	所在地	担当部署	担当者	電話番号
				ファクシミリ
1 [平常時]				
2				

## ○災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する

### 覚書

田富郵便局長（以下「甲」という。）及び田富町長（以下「乙」という。）は、田富町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、田富町及び田富郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

**第1条** この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

**第2条** 甲及び乙は、田富町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替預金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事業取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 郵便局又は田富町が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 甲は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

**第3条** 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

**第4条** 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

**第5条** 田富町の災害対策本部のメンバーに田富郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

**第6条** 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

**第7条** 田富郵便局は、田富町若しくは各自治会の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

**第8条** 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

**第9条** この覚書に関する連絡責任者は、甲においては田富郵便局長、乙においては、田富町災害対策本部長とする。

(協議)

**第10条** この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成9年9月30日

郵政省

田富郵便局長

田富町

田 富 町 長

※ 町名等は、覚書締結当時のもの

※ 旧玉穂町も同日にて締結

## ○道路損傷等の情報提供並びに防災行政無線の使用に関する覚書

中央市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、市内のゴミの不法投棄・道路損傷等及び電力設備等の不具合個所に関する情報提供、並びに電力供給に係わる事故停電が発生した場合における、中央市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により覚書をかかわすものとする。

（目的）

**第1条** 本覚書は、市内のゴミの不法投棄・道路損傷等及び電力設備等の不具合個所に関する情報を業務中に収集した場合において互いに提供し、電力供給に係わる事故停電が発生した場合の甲が所有する防災無線の活用について、「合意事項の明確化」を図ることを目的とする。

（提供する情報）

**第2条** 乙が甲に提供する情報は、次の事項に関するものとする。

1. 道路標識等の損傷
2. 道路・橋・トンネル等の沈没、崩落の危険個所
3. ゴミの不法投棄の発見
4. 電力供給に係る事故停電情報において、防災無線の広報依頼等を伴う情報

**第3条** 甲が乙に提供する情報は、次の事項に関するものとする。

1. 電線への樹木の倒壊・接触並びに飛来物の接触等
2. 電柱の傾斜等

**第4条** 自然災害等のやむをえない事情がある場合、両者は一時的に情報の収集を中止することもあるものとする。

（防災無線の広報の依頼等）

**第5条** 乙は、電力供給に係わる事故停電が発生した場合について、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、別記依頼書（「停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて」）により防災無線による広報の依頼を行うものとする。

- 2 甲は、前項の状況により依頼を受けたときは、防災無線を活用し、速やかに市民等に対して広報を行うものとする。なお、連絡責任者不在時においても、代務者等の判断により速やかに広報を行うものとする。

（措置に関する情報）

**第6条** 提供を受けた情報に関し、甲乙互いにその措置状況等を通知する。

（情報提供体制広報依頼内容等）

**第7条** 乙は、第2条1項から4項の情報提供並びに第5条1項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を電話及びファクシミリで行うものとする。

- (1) 広報依頼者の所属及び氏名
- (2) 状況内容及び位置関係並びに事故原因（判明している場合）
- (3) 事故時の影響する範囲
- (4) 事故時の復旧の見通し
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときはその旨直ちに連絡を行うものとする。

**第8条** 甲は、第3条1項、2項についての情報提供は、別添連絡体制により、次に掲げる事項を電話及びファクシミリで行うものとする。

(1) 広報依頼者の所属及び氏名

(2) 状況内容及び位置関係

(3) その他必要な事項

(情報提供時期)

**第9条** 甲乙両者は、(提供する情報)を入手した場合は、随時情報提供する。

(情報を公開する場合)

**第10条** この覚書に基づき収集した情報の内容に関する事項については、第2条4項以外、甲乙両者が了解した場合を除き公開しない。

(疑義の決定等)

**第11条** この覚書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年8月1日

(甲) 中央市臼井阿原301番地1

中央市長 田中久雄

(乙) 甲府市住吉5丁目15番地1号

東京電力株式会社山梨支店

甲府支社長 望月 東

別記依頼書（第2条第4項）

平成 年 月 日

中央市行政防災無線担当 様

東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社

停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて

ただいま下記のとおり、停電が発生しております。  
防災行政無線放送により、地域住民の皆さまへ停電情報の周知をお願いいたします。

記

「中央市役所及び東京電力からお知らせいたします。」

「本日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃から、

（原因判明の場合） \_\_\_\_\_ の影響により

\_\_\_\_\_ 市・町

\_\_\_\_\_ 地域

\_\_\_\_\_ 地域

\_\_\_\_\_ 地域

が停電しています。」

〈復旧時間が分かる場合〉 「復旧は \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃になりますので、  
今しばらくお待ちください。」

〈復旧時間が分からない場合〉 「現在、復旧作業に取り組んでおりますので、今しばらくお待ちください。」

以 上

扱い者：所属 氏名

電 話：055-



別図連絡体制（第7条並びに第8条）

中央市役所 危機管理課
電 話： 055-274-8511 F A X： 055-274-7130
※ 夜間・休祭日連絡先（宿・日直） 055-274-1111（代表）



東京電力パワーグリッド株式会社 山梨総支社
電 話： 055-215-5110（通常時） 055-207-7041（災害対策本部設置時） F A X： 055-241-8943
※ 緊急時連絡先（電話不通時等） 090-4935-0405 渉外担当課長

# ○災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（中央市建設協力会）

中央市（以下「甲」という。）と中央市建設協力会（以下「乙」という。）は、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等（以下「公共土木施設等」という。）において、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、公共土木施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（応急対策業務）

**第3条** 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
- (3) その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

**第4条** 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、その地区ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急業務実施者）

**第5条** 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、ただちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施会員名
- (2) 建設資機材等の車種、台数、人員等
- (3) 日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（応急対策業務の指示）

**第6条** 応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

**第7条** 応急業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

**第8条** 応急対策業務の実施に要した費用については、甲の負担とする。

(災害補償)

**第9条** この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(労働者災害補償保険法の適用)

(連絡責任者)

**第10条** この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては当該業務を実施する中央市災害対策本部長を、乙にあつては当該地域に係る建設協力会災害対策本部長を連絡責任者とする。

(実施細目)

**第11条** この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項については、その地域の実情に応じ別に定めるものとする。

(協定の適用)

**第12条** この協定は、平成18年4月20日から適用する。

(協議)

**第13条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年4月20日

(甲) 中央市長

(乙) 中央市建設協力会  
会 長

## ○災害時における仮設資機材の供給に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と甲陽建機リース株式会社（以下「乙」という。）は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の応急対策のため、乙が緊急に行う仮設資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

（要請手続）

**第1条** 災害時に甲が仮設資機材の供給を受けようとするときは、災害時仮設資機材供給要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリ等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

（仮設資機材の種類）

**第2条** 仮設資機材の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- (1) 仮設トイレ、仮設ハウス、事務所備品
- (2) ストーブ、扇風機等の季節用品
- (3) その他、災害応急、復旧作業に必要なもの

（引渡し等）

**第3条** 仮設資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、仮設資機材を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙と引渡し場所までの間の仮設資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な時は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（支払いの請求）

**第4条** 甲は、仮設資機材の供給に係る費用を負担するものとする。なお、当該費用は災害時直前における適正な価格とし、仮設資機材を使用する際に係る燃料費及び破損等した場合の修理費等の経費も甲の負担とする。

2 乙は、前条の規定による仮設資機材の供給に伴い、月毎に甲へ費用を請求するものとする。

（費用支払）

**第5条** 甲は、前条により費用を請求された場合は、災害状況により甲乙相談のうえ、その内容を調査し適当と認めるときは、すみやかに費用を支払うものとする。

（報告）

**第6条** この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

（連絡先等の確認）

**第7条** 甲乙は、事前に甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者等を定め、様式2により報告するものとする。ただし、期間途中において内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

（関係団体等との連携）

**第8条** 甲乙は、甲の応急対策に協力する防災関係機関、ボランティア団体等と相互に連携を図り、

この協定の効率的かつ円滑な実施に努めるものとする。

(協議)

**第9条** この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

**第10条** この協定の有効期間は、平成20年7月25日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成20年7月25日

(甲) 山梨県中央市臼井阿原 301 番地 1

中央市長

(乙) 山梨県甲府市国玉町 797 番地  
甲陽建機リース株式会社  
代表取締役社長

※ 株式会社アクティオも同日にて締結

様式1 (第1条関係)

中央総第 一 号  
平成 年 月 日

甲陽建機リース株式会社 様

中央市長

災害時仮設資機材供給要請書

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第1条に基づき、次のとおり仮設資機材の供給について、要請いたします。

事 項	内 容	
	品 目	数 量
供給仮設 資 機 材		
引 渡 し 場 所	中央市 (別添図面の場所)	
取 引 者	部 班 氏名	TEL
備 考		

(連絡先) 中央市総務部 総務課 行政担当 TEL 055-274-8511

FAX 055-274-7130

様式2（第7条関係）

平成 年 月 日

甲陽建機リース株式会社 様  
（中央市長）

中央市長  
（甲陽建機リース株式会社）

災害時の仮設資機材供給の連絡先等について（報告）

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第7条に基づき、次のとおり報告いたします。

連絡先及び担当者等

順位	所在地	担当部署	担当者	電話番号
				ファクシミリ
1 [平常時]				
2				

## ○災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と赤帽山梨県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時の物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

**第1条** この協定は、地震等による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲の地域防災計画に基づき行う災害応急対策としての物資等の緊急輸送業務が、適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、乙に対し、物資等の緊急輸送を要請することができるものとする。

- (1) 甲の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 甲の地域外において災害が発生し、救援の必要があると認められるとき。
- (3) その他甲が必要と認めるとき。

（業務の内容）

**第3条** 甲が乙に協力を要請する輸送業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の緊急輸送に関すること。
- (2) その他物資等の緊急時の輸送に付随する業務として甲が必要と認めるもの。

（要請の方法）

**第4条** 第2条の要請は、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは、口頭並びにファクシミリ等により要請し、事後速やかに文書により要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び輸送業務の要請を必要とする事由
- (2) 輸送を必要とする車両、人員、期間、輸送先等
- (3) 輸送物資等の種類（数量）
- (4) 物資積み込み、取り下ろし場所及び活動内容
- (5) その他参考となる事項

（協力の実施）

**第5条** 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して最大限の努力を行うものとする。

2 甲は、乙が実施する緊急時の輸送業務が円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報 告）

**第6条** 乙は、前条の規定により輸送業務に従事した場合は、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式2）により報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 輸送期日、輸送先、輸送距離、車両数、人員、輸送物資等



(2) 組合員名

(3) その他必要な事項

(経費の負担)

**第7条** 第5条の規定により実施した輸送業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(経費の請求)

**第8条** 乙は、組合員の輸送活動実績及び経費を集計し、甲に一括請求するものとする。

(費用の支払)

**第9条** 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、災害による混乱が沈静化した後、速やかに払いを行うものとする。

(事故等)

**第10条** 乙の供給した事業用自動車故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償の負担等)

**第11条** 輸送業務の従業員が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

なお、輸送先において甲からの要請により、災害対策基本法に基づく応急措置の業務に従事し、災害を受けた場合は、甲が「消防団員等の公務災害補償の規定」を適用し補償するものとする。

(連絡責任者等)

**第12条** この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲については市物資輸送担当課長とし、乙については理事長とする。

3 甲は、毎年4月1日現在の物資の輸送に関する緊急輸送道路、物資集積場所、指定避難所、担当者連絡先等を乙に報告するものとする。

4 乙は、この協定により災害時に協力できる組合員の名簿及び提供可能な車両等を、毎年、甲に通知するものとする。

(協議)

**第13条** この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(適用)

**第14条** この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意志を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年7月28日

甲 中央市臼井阿原301番地 1  
中央市長 田中 久雄

乙 甲府市徳行一丁目 1 -21  
赤帽山梨県軽自動車運送協同組合  
理事長 市瀬 貴彦

※ 社団法人山梨県トラック協会甲府支部も同日にて締結

別表

○緊急輸送が想定される物資

期 間	発災直後	発災後3～4日まで	3～4日以降
想 定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食 料	(調理不要の食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(主食+副食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップ麺 カップみそ汁 レトルト食品 果 実 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 穀 野 菜 果 実 食 肉 魚 類 漬 物 佃 煮 味噌醤油 塩 飲 料 牛 乳 粉ミルク
物 資	衣 料等：毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サ ラシ 日用品等：雨具、紙おむつ、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、 ちり紙、なべ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプー ン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動 靴、ビニールシート 燃 料等：携帯用ガスコンロ、携帯用ガスボンベ 医薬品等：風邪薬、胃腸薬、傷薬、包帯、ガーゼ		

赤帽山梨県軽自動車運送協同組合  
理事長 様

中央市長 ㊟

**緊急物資等輸送要請書**

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり輸送業務を要請します。

1 災害状況及び輸送業務要請を必要とする事由

2 輸送を必要とする車両・輸送内容等

必要な台数	輸送期間（日時）	輸送先	輸送物資等の種類（数量）

3 物資の積み込み・取り下ろし場所及び活動内容

(1) 積み込み

○場 所 :

○活動内容 :

(2) 取り下ろし

○場 所 :

○活動内容 :

4 その他参考となる事項

第 号  
平成 年 月 日

中央市長 様

赤帽山梨県軽自動車運送協同組合  
理事長 ㊟

### 緊急物資等輸送実施報告書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり緊急物資等を輸送しましたので報告します。

#### 1 輸送結果

輸送月日 (期間)	輸送先 (区間及び距離)	組合員名	台数	物資輸送等の 種類(数量)

#### 2 その他必要な事項

第 号  
平成 年 月 日

赤帽山梨県軽自動車運送協同組合  
理事長 様

中央市長 ㊟

災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・指定避難所・担当者連絡先について

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書」に基づき、災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・指定避難所・担当者連絡先を次のとおり報告します。

1 緊急輸送道路

番号	路線名	番号	路線名

※管内図に路線を色塗りし、番号を記載したものを添付

2 物資集積場所・指定避難所

番号	施設名	住所

※管内図に位置を色塗りし、番号を記載したものを添付

3 担当者連絡先

	所在地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				

物資輸送担当課長

3				

第 号  
平成 年 月 日

中央市長 様

赤帽山梨軽自動車運送共同組合  
理事長 ㊟

**連絡責任者等報告書**

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり連絡責任者等を報告します。

1 発災時の当団体の連絡先（不通の場合を考慮し、3 ケースを記入する。）

	所在地	職名	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				
3				

※防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

2 組合員名簿（既存の名簿があれば、添付してください。）

会員名	所在地	電話番号	車両数

3 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

( )

# ○災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（株式会社

## いちやまマート 他）

中央市（以下「甲」という。）と株式会社いちやまマート（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

**第1条** 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲の地域内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 甲の地域外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救護の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

**第2条** 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

**第3条** 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭並びにファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項但し書きの場合にあつては、乙は甲の意志を市の物資調達担当課長に確認するものとする。
- 3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

**第4条** 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を第3条第2項に掲げる者に報告するものとする。

（物資の集積場所及び引渡し）

**第5条** 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

- 2 集積場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の価格、支払い）

**第6条** 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

（保有数量等の報告）



**第7条** 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の物資の保有数量、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙3により甲に報告するものとする。

(細目協定)

**第8条** 甲は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、市担当者連絡先等の協定の細目について、乙に報告するものとする。

(県協定との調整)

**第9条** 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協 議)

**第10条** この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

**第11条** この協定は、平成20年7月28日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年7月28日

甲 中央市臼井阿原301番地1  
中央市長 田中 久雄

乙 中央市若宮50-1  
株式会社いちやまマーケット  
代表取締役 三科 雅嗣

※ 株式会社オギノ、株式会社クスリのサンロード、株式会社くろがねや、株式会社やまと も同日にて締結

別表

○確保が必要な物資

期 間	発災直後	発災後3～4日まで	3～4日以降
想 定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食 料	(調理不要の食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(主食+副食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップ麺 カップみそ汁 レトルト食品 果 実 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 穀 野 菜 果 実 食 肉 魚 類 漬 物 佃 煮 味噌醤油 塩 飲 料 牛 乳 粉ミルク
物 資	衣 料等：毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サラン 日用品等：雨具、紙おむつ、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴、ビニールシート 燃 料等：携帯用ガスコンロ、携帯用ガスボンベ 医薬品等：風邪薬、胃腸薬、傷薬、包帯、ガーゼ		

会社名  
代表者名 様

中央市長 印

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、次のとおり要請します。  
なお、協定書第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
<p>月 日 ～ 月 日 まで</p>			

注：要請数量は、1日当たりの数量である。

担 当： 課〇〇  
電 話：  
F A X：

別紙2 措置状況報告書

平成 年 月 日

中央市長 様

会社名

代表者

㊞

災害救助に必要な物資の措置状況について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第4条により、当社の措置状況を次のとおり報告します。

1 措置状況

措置期間	措置品目	措置数量	搬送場所
<p>月 日 ～ 月 日 まで</p>			

注：措置数量は、1日当たりの数量である

市への搬入方法（いずれかに○をつける）

(1) 市指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。

搬送方法（ 自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ）

(2) 搬送不可のため、当社指定場所にて、市に引き渡す。

引き渡し場所（ ）

担 当：

電 話：

F A X：

平成 年 月 日

中央市長 様

会社名  
代表者

印

災害救助に必要な物資の保有数量等について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第7条により、当社の物資の保有数量等を次のとおり報告します。

1 調達可能数量

品名	保有数量	単位	品名	保有数量	単位
おにぎり		個	雨具		個
弁当		個	紙おむつ		パック
パン		個	おむつカバー		枚
缶詰		個	生理用品		パック
飲料(水)		個	石けん		個
牛乳		パック	洗剤		箱
粉ミルク		缶	ティッシュペーパー		箱
カップ麺		個	トイレットペーパー		ロール
カップみそ汁		個	やかん		個
レトルト食品		個	バケツ		個
米穀		kg	ポリ袋		袋
野菜		kg	皿(紙製)		枚
果実		kg	紙コップ		個
食肉		kg	丼(紙製)		個
魚類		kg	はし		個
漬物		kg	スプーン		個
佃煮		kg	哺乳ビン		個
味噌		kg	使い捨てライター		個
油		kg	懐中電灯		個
塩		kg	乾電池		個
毛布		枚	運動靴		足
テント		張	ビニールシート		枚
シャツ		枚	携帯用ガスコンロ		個
下着類		着	携帯用ガスボンベ		本
作業着		着	風邪薬		箱
タオル		枚	胃腸薬		箱
軍手		双	傷薬		箱
サラシ		反	包帯		ロール
			ガーゼ		枚

注：協定書第7条による報告は、4月1日現在の店頭在庫を含む保有数量の概数を記入する。なお、店頭在庫は時間帯によって変動するため1日の平均数量とする。

2 市への搬入方法（いずれかに○をつける）

- (1) 市指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。  
搬送方法（ 自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ）
- (2) 搬送不可のため、当社指定場所にて、市に引き渡す。  
引き渡し場所（ ）

3 発災時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3ケースを記入する。）

	所在地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				
3				

※防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

4 保有場所（主な倉庫、工場等の場所）

倉庫・工場名	所在地	主要品目

5 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

会社名  
代表者名 様

中央市長

印

## 災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第8条により、災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先を次のとおり報告します。

## 1 緊急輸送道路

番号	路線名	番号	路線名

※管内図に路線を色塗りし、番号を記載したものを添付

## 2 物資集積場所

番号	施設名	住所

※管内図に位置を色塗りし、番号を記載したものを添付

## 3 担当者連絡先

	所在地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				

物資調達担当課長

3				

## ○災害時における石油燃料等の供給に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と山梨県石油協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり石油燃料等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害及び甲の国民保護計画が対象とする事態（以下「大規模災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲の災害応急及び復旧対策のため、乙が緊急に行う石油燃料等の供給について必要な事項を定めるものとする。

（供給対象）

**第2条** 供給対象は、甲の次の施設及び車両とする。

- (1) 田舎倉庫及び玉穂、豊倉倉庫（以下「各倉庫等」という。）
- (2) 指定避難場所
- (3) 緊急通行（輸送）車両標章を表示した公用車及び借上げ車（以下「公用車等」という。）
- (4) その他甲が指定する箇所及び物

（燃料等の種類）

**第3条** 乙が甲に供給する石油燃料等の種類は、次のとおりとする。

- (1) ガソリン
- (2) 重油
- (3) 軽油
- (4) 灯油
- (5) 油脂類
- (6) その他甲乙協議の上決定するものとする。

（要請手続）

**第4条** 甲の各倉庫等及び指定避難所（以下「施設等」という。）が、大規模災害等において前条で規定する石油燃料等の供給を受けようとするときは、災害時石油燃料等供給要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、供給を受けた後、速やかに要請書を送付するものとする。

2 甲の公用車等が大規模災害等において石油燃料等の供給を受けようとするときは、給油発注票（様式2。以下「発注票」という。）により供給を受けるものとする。ただし、緊急を要するときは供給を受けた後、速やかに発注票を送付するものとする。

（供給方法）

**第5条** 甲の施設及び車両に対する乙の石油燃料等の供給方法は、次のとおりとする。

- (1) 各倉庫等については給油所から供給する。非常用発電機用の重油については、乙の重油貯蔵所からタンクローリーで供給するものとする。
- (2) 指定避難場所については給油所から供給するものとする。
- (3) 公用車等については給油所において供給するものとする。



(4) その他甲が指定するものとする。

- 2 前項第2号の供給を行うために、乙は、給油所をその所在地に基づいて別表に掲げる甲の地区ごとに区分し、毎年度4月1日に甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。
- 3 給油所は、別表に基づき、当該地区内の施設等に供給を行うものとする。
- 4 乙は、甲から要請があった場合、可能なかぎり優先的に石油燃料等を供給するものとし、施設等に対して配達するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、大規模災害等において、乙に甲の施設等に対する配達の余裕がない場合は、甲の職員が連絡を取った上で、直接給油所で供給を受けるものとする。

(供給の確認)

**第6条** 甲が石油燃料等の供給を受けるときは、甲の職員が数量を確認のうえ引き取るものとする。

- 2 給油所は、施設等に石油燃料等を供給したときは、給油所の納入伝票を提出し、公用車等に供給したときは、発注票の給油確認票を提出するものとする。

(支払の請求)

**第7条** 乙は、前条の規定により石油燃料等の供給完了後、甲へ費用を請求するものとする。

- 2 石油燃料等の価格、その他供給に係る費用は、大規模災害等の直前における適正な価格とするものとする。

(費用支払)

**第8条** 甲は、前条により費用を請求された場合は、その内容を確認し、適当と認めるときは、すみやかに費用を支払うものとする。

(協議)

**第9条** この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第10条** この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成23年7月4日

甲 中央市臼井阿原301-1  
中央市長

乙 山梨県甲府市中央四丁目12番21号  
山梨県石油協同組合  
理事長

様式1 (第4条関係)

整理番号

災害時石油燃料等供給要請書

平成 年 月 日

山梨県石油協同組合 理事長 様

中央市長

災害時における石油燃料の供給に関する協定書第3条に基づき、次のとおり石油燃料の供給について、要請をいたします。

事 項	内 容	
石 油 燃 料	品 目	数 量
引渡し場所		
取 引 者	部 班 氏名	Tel

備 考

取 引 者	部 班 氏名	Tel
-------	--------	-----

様式2 (第4条関係)

整理 No.	
給油発注票	
登録番号 (車両ナンバー)	
給油先	
品名	数量
ガソリン	ℓ
重油	ℓ
軽油	ℓ
灯油	ℓ
油脂類、その他	ℓ
	ℓ
	ℓ
上記のとおり給油してください。	
平成 年 月 日	
中央市 ○○課	
(注意) 割印のないものは無効	

割印

整理 No.	
給油確認票	
登録番号 (車両ナンバー)	
給油先	
品名	数量
ガソリン	ℓ
重油	ℓ
軽油	ℓ
灯油	ℓ
油脂類、その他	ℓ
	ℓ
	ℓ
上記のとおり給油いたします。	
平成 年 月 日	
中央市	
給油所	
氏名	Ⓜ
主管部担当等	

(別表第4条関係)

地区名	番号	避難場所名	避難施設名	避難地・避難所区分	住所	電話番号	FAX番号	対象地区		社店名		
								地区名	概ねの世帯数	店名	電話(055)	住所(中央市)
田富	1	市役所田富庁舎			臼井阿原 301—1	055—273—2111						
	2	田富小学校	グラウンド (2次避難地)	地	布施 2122	055—273—2117		山之神、宮北、布施第三・第四・第五、東	1,220	穴水(株)	273—7161	布施 2200—1
			校舎	所								
			体育館	所								
	3	田富北小学校	グラウンド (2次避難地)	地	臼井阿原 1740—3	055—274—1760		リバーサイド第一・第二・第三、鍛冶新居	1,505	(株)吉字屋本店	273—3878	山の神 2—6—1 流通団地
			校舎	所								
			体育館	所								
	4	田富南小学校	グラウンド (2次避難地)	地	西花輪 1250	055—273—9111		西花輪第一・第二、釜無、飛石、桜、山王第一・第二・第三、大田和、藤巻、今福、今福新田、清川	2,049	(株)ミツウロコ山梨支店	273—3211	山の神 2—8—4 流通団地
			校舎	所								
			体育館	所								
5	田富中学校	グラウンド (2次避難地)	地	布施 2493	055—273—2010		新町第一・第二、臼井阿原第一・第二、新道、東花輪第一・第二・第三	1,983	山興(株)	273—2311	西花輪 4599	
		校舎	所									
		体育館	所									
		田富福祉センター	福祉施設	所	臼井阿原 301—5	055—273—7300						
玉穂	6	市役所玉穂庁舎			成島 2266	055—274—1119	055—274—1124					
	7	三村小学校	校舎	所	成島 2140	055—273—8711	055—273—8712	井之口 1・2、若宮、新城、西新居、中楯、上成島、新成島、宿成島	2,207	(株)佐渡屋	274—3009	若宮 46—6
			体育館	所								
			グラウンド (2次避難地)	地								
8	玉穂総合会館	総合会館 (2次避難地)	所・地	下河東 620	055—274—8180		下河東東、下河東西	485				

9	玉穂中学校	校舎	所	下河東 180	055—273—8211	055—273—8214	下成島 1 区・2 区、高橋、極楽寺、乙黒	485	山梨共栄 石油㈱	273—4034	中楯 71—1				
		体育館	所												
		グラウンド (2次避難地)	地												
10	玉穂南小学校	校舎	所	下河東 2020	055—274—1122	055—274—1123	下河東下、上三条、 下三条 1 区・2 区、 町之田	1,150							
		体育館	所												
		グラウンド (2次避難地)	地												
11	中巨摩地区広域事務組合 勤労青年センター	施設・公園 (2次避難地)	所	一町畑 1189	055—273—5665		一町畑、桜	572							
	玉穂勤労健康管理 センター	福祉施設	所	下河東 256	055—274—8542		福祉避難所								
	玉穂保育園	保育所	所	成島 2378—2	055—273—2205		福祉避難所								
豊 富	12	豊富小学校	校舎	所	大鳥居 3800—1	055—269—2012	055—269—2035	久保 久保団地、神 明				530	丸万商事	269—2009	浅利 3023
			体育館	所											
			グラウンド (2次避難地)	地											
	13	豊富中央公民館	公民館	所	大鳥居 3800	055—269—2802	055—269—2802	浅利 1、2、3、4	231						
	14	市役所豊富庁舎	市役所庁舎	所	大鳥居 3867	055—269—2211	055—269—2413	宇山、高部、新道、 角川	145						
	15	JA ふえふき豊富支所	農協	所	大鳥居 3781	055—269—2216	055—269—2466	関原南上、南下	128						
	16	豊富保育所	保育所	所	大鳥居 3790	055—269—2011	055—269—2011	向井木原	124	丸万商事	269—2009	浅利 3023			
	17	豊富保健センター	保健センター	所	大鳥居 3738—1	055—269—2238	055—269—2238	中木原	70	甲陽石油㈱	269—2401	木原 838			
	18	農業者研修センター	農業者研修セン ター	所	大鳥居 3738—1	055—269—2238	055—269—2238	中尾木原	48						
	19	シルクふれんどりい	温泉宿泊施設	所	大鳥居 1619—1	055—269—2280	055—269—2732	上手、中村、水上、 一の沢	150						
	20	関原コミュニティセンタ ー	集会所	所	関原 334—8			関原	128						
	21	大鳥居ふれあいプラザ	福祉施設	所	大鳥居 246—1	災害優先電話		山宮 川東	137	甲陽石油㈱	269—2401	木原 838			
22	浅利川ふれあい館	福祉施設	所	浅利 3424—7	災害優先電話		神明	57	丸万商事	269—2009	浅利 3023				

	豊富健康福祉センター	福祉施設	所	大鳥居 3738—1			福祉避難所				
--	------------	------	---	------------	--	--	-------	--	--	--	--

# ○洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定（株式会社いちやまマート）

中央市（以下「甲」という。）と株式会社いちやまマート（以下「乙」という。）は、中央市内に洪水による被害発生のおそれがあるとき、甲が一次避難場所として乙の所管する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

**第1条** 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を地域住民等の洪水時の避難活動を支援するため、無償で甲が指定する避難施設として使用することを認めるものとする。この場合、使用可能な施設の範囲は、別に定める。

施設名称	所在地
イツモア玉穂店	中央市若宮50番地1

（使用目的）

**第2条** 甲は、洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがあるとき、前条に定める施設の事業活動や災害予防活動を妨げない範囲で、指定された施設の一部を、地域住民等の一時的な洪水時避難施設として使用することができる。

（目的外の使用の禁止）

**第3条** 甲は、使用施設を前条の目的以外には使用しないものとする。

（使用時の通知）

**第4条** 甲は、第2条に基づき使用施設を使用する場合、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、緊急を要して使用する場合は、前項の規定にかかわらず、使用施設を使用することができるが、できる限り速やかに、乙に対しその旨を通知するものとする。

（避難時の管理運営）

**第5条** 甲が避難施設として使用する場合、甲及び地域の自主防災会等が管理運営を行うものとする。

2 乙は、避難時の管理運営に協力するものとする。

（原状復旧義務）

**第6条** 甲は、第2条に規定する使用目的で使用施設を使用した場合において使用施設を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を原状に復旧したときは、甲はその費用を負担するものとする。

（使用期間）

**第7条** 使用期間は、洪水が発生し、又は洪水の発生のおそれがあるときから、洪水による避難の必

要がなくなったときまでとする。

(事故の責任)

**第8条** 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(協定書の有効期間)

**第8条** この協定書の有効期間は、協定書締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも申出がないときは、この協定書は更に3年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定書を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(協議)

**第9条** この協定書によるもののほか、特に必要が生じた場合には、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し甲、乙が記名押印の上各自その1通を保有する。

平成23年8月5日

甲 中央市臼井阿原301番地1  
中央市長 田中 久雄

乙 中央市若宮50番地1  
株式会社いちやまマート  
代表取締役社長 三科 雅嗣



## ○洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定（富士 観光開発株式会社）

中央市（以下「甲」という。）と富士観光開発株式会社（以下「乙」という。）は、中央市内に洪水による被害発生のおそれがあるとき、甲が一次避難場所として乙の所管する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

**第1条** 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を地域住民等の洪水時の避難活動を支援するため、無償で甲が指定する避難施設として使用することを認めるものとする。この場合、使用可能な施設の範囲は、別に定める。

施設名称	所在地
アピタ 田富店	中央市山之神1383-9番地

（使用目的）

**第2条** 甲は、洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがあるとき、前条に定める施設の事業活動や災害予防活動を妨げない範囲で、指定された施設の一部を、地域住民等の一時的な洪水時避難施設として使用することができる。

（目的外の使用の禁止）

**第3条** 甲は、使用施設を前条の目的以外には使用しないものとする。

（使用時の通知）

**第4条** 甲は、第2条に基づき使用施設を使用する場合、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、緊急を要して使用する場合は、前項の規定にかかわらず、使用施設を使用することができるが、できる限り速やかに、乙に対しその旨を通知するものとする。

（避難時の管理運営）

**第5条** 甲が避難施設として使用する場合、甲及び地域の自主防災会等が管理運営を行うものとする。

2 乙は、避難時の管理運営に協力するものとする。

（原状復旧義務）

**第6条** 甲は、第2条に規定する使用目的で使用施設を使用した場合において使用施設を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を原状に復旧したときは、甲はその費用を負担するものとする。

（使用期間）

**第7条** 使用期間は、洪水が発生し、又は洪水の発生のおそれがあるときから、洪水による避難の必

要がなくなったときまでとする。

(事故の責任)

**第8条** 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(協定の有効期間)

**第9条** この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に3年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(協議)

**第10条** この協定によるもののほか、特に必要が生じた場合には、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し甲、乙が記名押印の上各自その1通を保有する。

平成23年9月1日

甲 中央市臼井阿原301番地1  
中央市長 田中久雄

乙 南都留郡鳴沢村字富士山8545-6  
富士観光開発株式会社  
代表取締役 志村和也

※ 富士観光開発株式会社とは、オギノリバーシティー店（中央市山之神1122番地）についても、同一内容で締結

## ○災害時石造物等の応急措置活動支援に関する協定

中央市（以下「甲」という）と、山梨県石材技能士会（以下「乙」という）は、災害時における石造物等の応急措置活動（作業）支援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、中央市内に災害が発生した場合において、石造物等の倒壊によって緊急車両等の通行を妨害する物を除却や、あるいは、転倒の可能性のある石造物により二次災害の発生が予想できた場合、これを防ぐための応急措置の内容を定め、もって、適切迅速かつ的確な災害への対処に資する事を目的とする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、甲の行政区内に災害が発生した場合、乙の所有する専門的知識・技能が必要と認める時は、乙に協力を要請することが出来る。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、別紙1の文章で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行う事が出来る。

（応急措置活動支援の内容）

**第3条** 甲が乙に対して協力を要請する応急措置活動支援内容は、次のとおりとする。

1 市内における石造物等（石塔も含む）の倒壊物に対し応急措置活動支援に関する事。

2 公共道路及び施設等において、余震等により二次災害が心配される擁壁・塀等の応急措置活動に関する事。

3 その他甲が必要とする業務。（なお、これについては乙が持つ知識・技能の範疇であるかの判断を甲と乙が相談のうえ判断することとする）

（応急実務者）

**第4条** 乙は、甲から第2条により要請があった場合は、業務を実施する乙の会員を募り決定のうえ、実施体制を組織し次にあげる事項を記載した受諾書により甲に回答する。（ただし、発災時における混乱も予想される事から、受諾書に関しては、甲が発行する要請書と同様の扱いとする）

1 実施場所

2 実施日時・実施予定期間

3 実施人員名・人員数

（発災時、人海戦術を基本とすることが多いので現地に乗り込んでからの判断とする）

4 その他必要な事項

口頭による要請・受諾の場合を考え、乙に対し甲が認める組織である事が判るようにする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（応急措置活動支援作業の実施協議）

**第5条** 応急実施者は、甲（災対）の要請に対し協議のうえ実施場所・内容について決定する。

（応急措置活動支援業務の報告）

**第6条** 応急実務者が支援活動を実施したときは、当該作業完了後速やかに、その作業内容等を甲に報告するものとする。

(費用負担)

**第7条** 応急措置活動を実施したときの費用は基本的に無償の奉仕活動とする。

但し、応急活動は人海持つて奉仕を行うため、人件費の発生はない。但し、要請に応じ重機・資材等高額なものが必要とされる場合は甲と乙との協議をもって決定する。

(協議)

**第8条** 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、これを定める。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年7月27日

甲 山梨県中央市臼井阿原301-1  
中央市長 田中久雄

乙 山梨県甲府市朝気1-2-35  
山梨県石材技能士会  
会長 深澤 芳次

別紙1 石造物等の応急措置活動支援に関する要請書

第 号  
平成 年 月 日

山梨県石材技能士会  
会長 様

中央市市長 印

災害時に於ける石造物等の応急措置活動支援の要請について

災害時における石造物等の応急措置活動支援に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 日時 平成 年 月 日
- 2 場所 中央市 地区
- 3 内容 上記箇所の応急措置作業

石造物等の応急措置活動支援に関する受諾書

第 号  
平成 年 月 日

中央市市長 様

山梨県石材技能士会  
会長 様

災害時に於ける石造物等の応急措置活動支援の受諾について

災害時における石造物等の応急措置活動支援に関する協定に基づき、下記のとおり受諾します。

記

- 1 日時 平成 年 月 日
- 2 場所 中央市 地区
- 3 内容 上記箇所の応急措置作業
- 4 実施人員数
- 5 実施予定期間
- 6 そ の 他

# ○災害時における応急対策業務に関する協定書（一般社団法人

## 甲府地区建設業協会）

（目的）

**第1条** 中央市（以下「甲」という。）と一般社団法人甲府地区建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、雪害等の災害（以下「災害」という。）により、甲の管理する道路、河川、建物等の施設（以下「公共営造物等」という。）に、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、公共営造物等の機能の確保及び回復を図ることを目的とする応急対策業務の実施に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

**第2条** 甲は、前条の目的のため、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し応急業務要請書により協力を要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話・無線等の通信手段により要請し、後日、遅滞なく応急業務請求書を送付するものとする。

（協力者の報告）

**第3条** 乙は、協議会員の中から本協定に協力できる者（以下「協力者」という。）を協力者名簿により、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を、資機材・編成人員報告書に取りまとめ、前項の規定による名簿とともに、甲に提出するものとする。

3 乙は、協力者名簿及び資機材・編成人員報告書について、毎年度4月1日に甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

（実施）

**第4条** 乙は、第2条により要請を受けたときは、甲と協議のうえ、協力者の中から応急対策業務等を実施する者（以下「実施者」という。）を決定し、速やかに応急対策業務に着手するよう指示するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲が実施者を直接決定することができる。

2 前項の応急対策業務の限度は、公共営造物等の機能確保にかかわる必要最小限度とする。

3 実施者は、応急対策業務の実施に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 実施者は、業務遂行の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜、応急対策業務の実施状況を報告し、業務が完了したときは、速やかに応急業務完了報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

**第5条** 実施者が前条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために要した経費は、甲が負担する。

2 乙の負担により甲に無線機を貸与する。

（効力）

**第6条** この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙双方に異議の申出のない場合は、更に1年間延長するものとし、そ

の後において期間満了したときも同様とする。

(協議事項)

**第7条** この協定の定めのない事項及びこの協定の実施に際し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保管する。

平成24年8月17日

甲 中央市臼井阿原301-1  
中央市長 田中久雄

乙 甲府市国母8-5-13  
一般社団法人 甲府地区建設業協会  
会長 佐々木幸一



## ○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における被害家屋状況調査（以下「状況調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（状況調査への協力）

**第1条** 甲は、中央市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、状況調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣して、甲と協力して状況調査を実施する。

（状況調査の内容）

**第2条** 状況調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、甲の職員と連携して、中央市内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行する「り災証明」について、市民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

**第3条** 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費等の経費を負担しない。ただし、状況調査に必要な資機材は甲が用意するものとする。

（研修会の実施）

**第4条** 乙は、状況調査に必要な知識を修得する為に研修会を開催するものとし、甲に当該研修会の講師の派遣を要請することができる。

（秘密の保持）

**第5条** 乙及び乙の会員は、状況調査の実施により知り得た甲または第三者の情報を第三者に漏らしてはならない。状況調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

**第6条** 乙は、状況調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙が別途に加入する災害補償保険により対応する。

（協議）

**第7条** 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

**第8条** この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれかからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定汚有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成25年3月4日

甲 中央市臼井阿原301番地 1  
中央市長 田中久雄

乙 山梨県甲府市国母八丁目13番30号  
山梨県土地家屋調査士会  
会長 市川哲郎

公益社団法人  
山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
理事長 大村義之

## ○災害時における支援協力に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）とマックスバリュ東海株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行なう支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

**第2条** 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

**第3条** 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

**第4条** 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

**第5条** 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙の本社総務部に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

**第6条** 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書にて甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

**第7条** 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし乙の搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（費用の負担）

**第8条** 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。ただし期限内における支払いが困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（物資の価格）

**第9条** 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(情報交換及び提供)

**第10条** 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者)

**第11条** この協定に関する甲及び乙の連絡責任者は、甲においては総務部危機管理室長、乙においては総務部担当部長とする。

(協定の期間と効力)

**第12条** この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 有効期間満了の日の前1ヶ月までに甲または乙から何らかの意思表示がないときはこの協定は当該有効期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

3 この協定の改正または廃止は、甲または乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

**第13条** この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月7日

甲 山梨県中央市臼井阿原301-1  
中央市長 田中久雄

乙 静岡県駿東郡長泉町下長窪303-1  
マックスバリュ東海株式会社  
代表取締役社長 寺嶋 晋

別表（第4条関係）

■災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品</p> <p>おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、ベビーフード、缶詰（イージーオープン）</p> <p>生活必需品</p> <p>紙おむつ（子供用、大人用）、生理用品、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、ウェットティッシュ、ゴミ袋、ろうそく、絆創膏、化膿止め、蚊取り線香（夏季） 使い捨てカイロ（冬季）</p>	<p>食料品</p> <p>ご飯パック、食パン、レトルト食品、菓子類</p> <p>生活必需品</p> <p>タオル、肌着、靴下、軍手、雑巾、ガムテープ、ビニール紐</p> <p>カセットボンベ、歯ブラシ、歯磨き粉 ティッシュペーパー、トイレトペーパー、マスク、ハンドソープ、下痢止め、胃薬、アルコール消毒液、うがい薬</p>

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

マックスバリュ東海株式会社 様

中央市長

災害時における物資出荷の要請について

災害時における支援協力に関する協定書の第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第5条により、本要請に対する実施状況を、物資供給実施状況報告書にて報告願います。

記

1 要請する物資

日時	要請物資名	要請数量	搬送先	備考
月 日				

2 特記事項

年 月 日

中央市長 様

マックスバリュ東海株式会社

物資供給実施状況報告書

災害時における支援協力に関する協定書の第6条の規定に基づき、下記のとおり報告致します。

記

1 物資等供給数量

供給物資名	要請数量	供給数量	搬送先	備考

2 特記事項

# ○災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（ユニー株式会社 アピタ田富店）

中央市（以下「甲」という。）とユニー株式会社 アピタ田富店（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

**第1条** 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲の地域内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 甲の地域外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救護の必要が認められたとき。

（調達物資の範囲）

**第2条** 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

**第3条** 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭並びにファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意志を市の物資調達担当課長に確認するものとする。
- 3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

**第4条** 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を第3条第2項に掲げる者に報告するものとする。

（物資の集積場所及び引渡し）

**第5条** 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

- 2 集積場所までの物資の運搬は、原則として甲が行うものとする。但し、甲の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の価格、支払い）

**第6条** 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

（保有数量等の報告）



**第7条** 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の物資の保有数量、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙3により甲に報告するものとする。

(細目協定)

**第8条** 甲は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、市担当者連絡先等の協定の細目について、乙に報告するものとする。

(県協定との調整)

**第9条** 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項について、そのつど、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

**第11条** この協定は、平成25年5月23日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年5月23日

甲 山梨県中央市臼井阿原301番地1  
中央市長 田中久雄

乙 山梨県中央市山之神1383の9  
ユニー株式会社 アピタ田富店  
店長 大澤光一

別表

○確保が必要な物資

期 間	発災直後	発災後3～4日まで	3～4日以降
想 定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食 料	(調理不要の食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(主食+副食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップ麺 カップみそ汁 レトルト食品 果 実 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 穀 野 菜 果 実 食 肉 魚 類 漬 物 佃 煮 味噌醤油 塩 飲 料 牛 乳 粉ミルク
物 資	衣 料等：毛布、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サラン 日用品等：雨具、紙おむつ、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、 ちり紙、なべ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプ ーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、 運動靴 燃 料等：携帯用ガスコンロ、携帯用ガスボンベ 医薬品等：包帯、ガーゼ		

別紙1 物資調達要請文書

第 号  
平成 年 月 日

ユニー株式会社 アピタ田富店  
代表者名 様

中央市長 印

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、次のとおり要請します。  
なお、協定書第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日 まで			

注：要請数量は、1日当たりの数量である。

担 当：  
電 話：  
F A X：

別紙2 措置状況報告書

平成 年 月 日

中央市長 様

ユニー株式会社 アピタ田富支店

代表者 ⑩

災害救助に必要な物資の措置状況について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第4条により、当社の措置状況を次のとおり報告します。

1 措置状況

措置期間	措置品目	措置数量	搬送場所
月 日 ～ 月 日 まで			

注：措置数量は、1日当たりの数量である

市への搬入方法（いずれかに○をつける）

(1) 市指定物資集積指定場所までの搬送

搬送方法（ 自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ・ その他【                                  】 ）

(2) 搬送不可のため、当社指定場所にて、市に引き渡す。

引き渡し場所（    ）

担 当：

電 話：

F A X：

平成 年 月 日

中央市長 様

ユニー株式会社 アピタ田富店

代表者 ⑩

## 災害救助に必要な物資の保有数量等について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第7条により、当社の物資の保有数量等を次のとおり報告します。

## 1 調達可能数量

品名	保有数量	単位	品名	保有数量	単位
おにぎり		個	雨具		個
弁当		個	紙おむつ		パック
パン		個	おむつカバー		枚
缶詰		個	生理用品		パック
飲料(水)		個	石けん		個
牛乳		パック	洗剤		箱
粉ミルク		缶	ティッシュペーパー		箱
カップ麺		個	トイレットペーパー		ロール
カップみそ汁		個	やかん		個
レトルト食品		個	バケツ		個
米穀		kg	ポリ袋		袋
野菜		kg	皿(紙製)		枚
果実		kg	紙コップ		個
食肉		kg	丼(紙製)		個
魚類		kg	はし		個
漬物		kg	スプーン		個
佃煮		kg	哺乳ビン		個
味噌		kg	使い捨てライター		個
油		kg	懐中電灯		個
塩		kg	乾電池		個
毛布		枚	運動靴		足
テント		張	ビニールシート		枚
シャツ		枚	携帯用ガスコンロ		個
下着類		着	携帯用ガスボンベ		本
作業着		着	風邪薬		箱
タオル		枚	胃腸薬		箱
軍手		双	傷薬		箱
サラン		反	包帯		ロール
			ガーゼ		枚

注：協定書第7条による報告は、4月1日現在の店頭在庫を含む保有数量の概数を記入する。なお、店頭在庫は時間帯によって変動するため1日の平均数量とする。

2 市への搬入方法 (いずれかに○をつける)

(1) 市指定物資集積指定場所までの搬送

搬送方法 (自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ・ その他【 】)

(2) 搬送不可のため、当社指定場所にて、市に引き渡す。

引き渡し場所 ( )

3 発災時の当社の連絡先 (不通の場合を考慮し、3ケースを記入する。)

	所在地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				
3				

※防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

4 保有場所 (主な倉庫、工場等の場所)

倉庫・工場名	所在地	主要品目

5 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

[ ]

ユニー株式会社 アピタ田富店  
代表者名 様

中央市長

⑨

## 災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第8条により、災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先を次のとおり報告します。

## 1 緊急輸送道路

番号	路 線 名	番号	路 線 名

※管内図に路線を色塗りし、番号を記載したものを添付

## 2 物資集積場所

番号	施 設 名	住 所

※管内図に位置を色塗りし、番号を記載したものを添付

## 3 担当者連絡先

	所 在 地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				

物資調達担当課長

3				

# ○廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害相互応援協定締結確

## 認書

廃棄物と環境を考える協議会加盟団体において、本日ここに災害時相互応援協定を締結したことを確認いたしました。

平成25年7月12日

栃木ブロック代表  
廃棄物と環境を考える協議会  
会長 北茨城市長 豊田 稔

茨城ブロック代表  
廃棄物と環境を考える協議会  
副会長 筑西市長 須藤茂

千葉・東京ブロック代表  
廃棄物と環境を考える協議会  
副会長 浦安市長 松崎秀樹

山梨・群馬ブロック代表  
廃棄物と環境を考える協議会  
副会長 中央市長 田中久雄

---

(趣旨)

**第1条** この協定は、廃棄物と環境を考える協議会（以下「協議会」という。）に加盟する団体を構成する市町村（以下「加盟団体」という。）において災害が発生し、被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行うことを目的として、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

**第2条** この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資及び資機材の提供
- (2) 応急及び復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(幹事団体)

**第3条** 円滑な応援を実施するため、次のとおり加盟団体の中から代表幹事団体及び副代表幹事団体



(以下「幹事団体」という。)を定める。

(1) 代表幹事団体は、協議会の会長を務める団体とする。

(2) 副代表幹事団体は、協議会の副会長を務める団体とする。

2 幹事団体は、加盟団体間の連絡調整を行うため、あらかじめ連絡体系を定めるものとする。

(応援の要請)

**第4条** 応援を要請しようとする加盟団体(以下「応援要請団体」という。)は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は電信等により応援を要請するものとする。この場合において、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付しなければならない。

(1) 被害の状況

(2) 第2条第1号に規定する応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路等

(3) 第2条第2号に規定する応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項に規定する応援の要請は、第3条第2項の連絡体系に基づいて行うものとする。

3 幹事団体は、第1項に規定する応援の要請があった場合は、当該要請に対して必要な事項を決定し、関連する加盟団体に速やかに通知するものとする。

(応援の実施)

**第5条** 応援を要請された加盟団体(以下「応援実施団体」という。)は、可能な範囲において応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

**第6条** 応援に要した経費は、応援要請団体が負担とするものとする。ただし、応援要請団体及び応援実施団体の協議によって負担の割合を定める場合は、この限りでない。

(災害補償等)

**第7条** 応援に従事した職員が、その業務中又はその業務に起因して負傷、疾病又は死亡した場合における当該職員又はその遺族に対する補償は、応援実施団体が負担するものとする。

2 応援に従事した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合における補償は、応援要請団体への往復途中に生じたものを除き、応援要請団体が負担するものとする。

(連絡担当部局)

**第8条** 加盟団体は、相互の情報交換が速やかに行えるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(情報の交換)

**第9条** 加盟団体は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、地域防災計画その他の参考資料等の災害対策に係る情報を相互に交換し、災害対策の研究に努めるものとする。

(他の協定との関係)

**第10条** この協定は、加盟団体が既に締結している災害時の相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(協議)

**第11条** この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、加盟団体が協

議して定めるものとする。

(協定の発効)

**第12条** この協定は、平成25年7月12日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月12日

廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時応援協定締結団体一覧

連絡体系ブロック	都道府県	No.	地方公共団体名	構成市町村名	代表者	担当部署	備考
福島、栃木ブロック	茨城県	1	北茨城市	北茨城市	市長 豊田 稔	総務課	代表幹事
		2	那須地区広域行政事務組合	那須塩原市	市長 阿久津 憲二	総務課	
	栃木県	3		大田原市	市長 津久井 富雄	危機管理課	
		4		那須町	町長 高久 勝	総務課	
		5	南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市	市長 大谷 範雄	総務課危機管理室	
		6		那珂川町	町長 武末 茂喜	総務課	
		7	佐野地区衛生施設組合	佐野市	市長 岡部 正英	危機管理課	
		8		栃木市	市長 鈴木 俊美	危機管理課	
茨城ブロック	茨城県	1	鹿嶋市	鹿嶋市	市長 錦織 孝一	交通防災課	
		2	潮来市	市長 原 浩道	総務課		
		3	牛久市	市長 池辺 勝幸	危機管理室		
		4	新治地方広域事務組合	かすみがうら市	市長 坪井 透	総務課	
		5		土浦市	市長 中川 清	総務課	
		6		石岡市	市長 今泉 文彦	防災対策課	
		7	筑西広域市町村圏事務組合	筑西市	市長 須藤 茂	消防防災課	副代表幹事
		8		桜川市	市長 大塚 秀喜	生活安全課	
		9		結城市	市長 前場 文夫	防災交通課	
		10	常総衛生組合	常総市	市長 高杉 徹	生活環境課	
		11		守谷市	市長 会田 真一	交通防災課	
		12		つくばみらい市	市長 片庭 正雄	安心安全課	
		13		坂東市	市長 吉原 英一	生活環境課	
		14	常陸太田市	常陸太田市	市長 大久保 太一	総務課	
		15	城里町	町長 上遠野 修	総務課		
		16	大宮地方環境整備組合	常陸大宮市	市長 三次 真一郎	総務課	
		17		那珂市	市長 海野 徹	総務課	
		18	神栖市	神栖市	市長 保立 一男	防災安全課	
		19	高萩市	高萩市	市長 小田木 真代	総務課	
		20	茨城地方広域環境事務組合	茨城市	町長 小林 宣夫	みどり環境課	
		21		水戸市	市長 高橋 靖	地域安全課	
		22		笠間市	市長 山口 伸樹	総務課	
		23		小美玉市	市長 島田 穰一	環境課	
		24	東海村	東海村	村長 山田 修	政策推進課	
千葉、東京ブロック	千葉県	1	野田市	野田市	市長 根本 崇	市民生活課	
		2	四街道市	四街道市	市長 佐渡 斉	危機管理室	
		3	浦安市	浦安市	市長 松崎 秀樹	防災課	副代表幹事
		4	鴨川市	鴨川市	市長 長谷川孝夫	消防防災課	
		5	流山市	流山市	市長 井崎 義治	防災危機管理課	
		6	山武郡市広域行政組合	東金市	市長 志賀 直温	山武郡市広域行政組合	
		7		九十九里町	町長 川島 伸也	総務課	
		8		大網白里市	市長 金坂 昌典		
		9		山武市	市長 椎名 千収		
		10		横芝光町	町長 佐藤 晴彦		
		11		芝山町	町長 相川 勝重		
		12	我孫子市	我孫子市	市長 星野 順一郎	市民安全課	
		13	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	柏市	市長 秋山 浩保	防災安全課	
		14		白井市	市長 伊澤 史夫	市民安全課	
	15		鎌ヶ谷市	市長 清水 聖士	安全対策課		
	東京都	16	昭島市	昭島市	市長 北川 穰一	防災課	
山梨、群馬ブロック	山梨県	1	上野原市	上野原市	市長 江口 英雄	総務課	
		2	笛吹市	笛吹市	市長 倉嶋 清次	総務課	
		3	中巨摩地区広域事務組合	南アルプス市	市長 金丸 一元	危機管理室	
		4		中央市	市長 田中 久雄	危機管理室	副代表幹事
		5		昭和町	町長 角野 幹男	企画財政課	
		6		市川三郷町	町長 久保 真一		
		7		甲斐市	市長 保坂 武	消防防災対策室	
		8		富士川町	町長 志村 学	防災課	
	群馬県	9	館林衛生施設組合	館林市	市長 安楽岡 一雄	安心安全課	
		10		板倉町	町長 栗原 実	総務課	
		11		明和町	町長 富塚 基輔	総務課	
		12		千代田町	町長 大谷 直之	総務課	
		13	大泉町	大泉町	町長 村山 俊明	安心安全課	
		14	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	藤岡市	市長 新井 利明	地域安全課	
		15		高崎市	市長 富岡 賢治	防災安全課	
		16	みなかみ町	みなかみ町	町長 岸 良昌	総務課	

## ○災害発生時における避難施設としての使用に関する協定

中央市（以下「甲」という。）と中巨摩地区広域事務組合（以下「乙」という。）は、中央市内に地震等による被害発生のおそれがあるとき、甲が避難所として乙の所管する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用目的）

**第1条** 甲は、中央市内に大規模な地震・台風等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を避難所として市民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

**第2条** 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を地域住民等の災害時の避難活動を支援するため、無償で甲が指定する避難施設として使用することを認めるものとする。この場合、使用可能な施設は下記の施設とする。

施設名称	所在地
勤労青年センター 体育館	中央市一町畑1189

（目的外の仕様の禁止）

**第3条** 甲は、使用施設を第1条の目的以外には使用しないものとする。

（使用時の通知）

**第4条** 甲は、第2条に基づき使用施設を使用する場合、事前に乙に対しその旨を文書（様式第1号）又は口頭（電話連絡含む）で行うものとする。また、使用終了時においても、同様に（様式第2号）又は口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

- 2 甲は、緊急を要して使用する場合は、前項の規定にかかわらず、使用施設を使用することができるが、できる限り速やかに、乙に対しその旨を通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（避難時の管理運営）

**第5条** 甲が避難施設として使用する場合、甲及び地域の自主防災会等が管理運営を行うものとする。

- 2 乙は、避難時の管理運営に協力するものとする。

（施設変更の報告）

**第6条** 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（使用施設の合鍵）

**第7条** 災害発生時が夜間で、甲の依頼により乙が速やかに使用施設を開設できない場合に備え、乙は、開設に最小限必要な合鍵を甲に引き渡すものとする。

- 2 甲に引き渡された合鍵の保管場所は中央市役所田富庁舎無線放送室とし、合鍵の管理は危機管理課が行うこととする。また、他団体へ合鍵の貸し出しは行わないこととする。

3 甲に引き渡された合鍵に起因して、災害時以外の場合に不測の損害が生じたときは、甲は、その損害を補償するものとする。

(使用の制限)

**第8条** 中央市内において震度6弱以上の地震が観測された場合は、施設の安全が確認されるまで使用を制限するものとする。

(原状復旧義務)

**第9条** 甲は、第1条に規定する使用目的で使用施設を使用した場合において使用施設を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を現状に復旧したときは、甲はその費用を負担するものとする。

(使用期間)

**第10条** 避難所の使用期間は、開設から大規模な地震・台風等にかかる気象警報が解除され、災害等による被害の恐れがなくなるまでの間とする。

(事故の責任)

**第11条** 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(協定書の有効期間)

**第12条** この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(連絡先)

**第13条** 甲乙は事前に甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者等を定め、様式3により報告するものとする。ただし、期間途中において内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

(協議)

**第14条** この協定書によるもののほか、勤労青年センターを備蓄庫に使用する場合など特に必要が生じた場合には、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し甲、乙が記名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年2月12日

甲 中央市臼井阿原301番地1  
中央市長 田中久雄

乙 中央市一町畑1189  
中巨摩地区広域事務組合  
管理者 田中久雄

中央危第 号  
平成 年 月 日

様

中央市長 田中 久雄

避難所開設要請書

「災害発生時における避難施設としての使用に関する協定」に基づき、避難所の開設について、下記のとおり要請します。

日時	平成 年 月 日 時 分
場所	名称： 住所：
内容	避難所の開設
その他	

（要請担当者）中央市災害対策本部  
事務局 危機管理課長  
TEL 055-274-8519

様式第2号（第4条関係）

中央危第 号  
平成 年 月 日

様

中央市長 田中 久雄

避難所使用終了連絡書

「災害発生時における避難施設としての使用に関する協定」に基づき、避難所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

日時	平成 年 月 日 時 分
場所	名称： 住所：
内容	避難所の閉鎖
その他	

（要請担当者）中央市災害対策本部  
事務局 危機管理課長  
TEL 055-274-8519

様式3 (第13条関係)

平成 年 月 日

中巨摩地区広域事務組合 御中  
(中央市長)

中央市長  
(中巨摩地区広域事務組合)

災害時の避難所開設における連絡先等について (報告)

災害発生時における避難施設としての使用に関する協定書第13条に基づき、  
次のとおり連絡します。

順位	所在地	担当部署	担当者	電話番号
				ファックス
1 (平常時)				
2				
3				



## ○災害時における医療救護に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と中巨摩医師会中央市班（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、中央市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

**第2条** 甲は、防災計画に基づく活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師・看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲の要請を受けたときは、直ちに、医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（自主出動）

**第3条** 乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に医療救護班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に医療救護班を編成して派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により報告した後において、甲が前条に基づき医療救護班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（医療救護班の任務）

**第4条** 医療救護班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災住民のトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）
- (2) 軽症患者に対する処置及び中等症患者、重症患者に対する収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (4) 死亡の確認
- (5) 死体の検案
- (6) その他前各号以外の必要な措置

（医療救護班の輸送）

**第5条** 医療救護班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は、必要な措置を講ずるものとする。

（医療救護班に対する指揮命令等）

**第6条** 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品等の供給）

**第7条** 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、その供給について甲が必要な措置をとるものとする。

(医療救護所の設置)

**第8条** 甲は、災害の状況により必要に応じて医療救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て医療救護所を設置する。

3 甲は、医療救護所において救護班が必要とする給食・給水その他必要な手配を行う。

(収容医療機関の選定)

**第9条** 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

**第10条** 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

3 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な処置を講ずるものとする。

(費用弁償)

**第11条** 甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成、派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) その他、この協定に定める医療救護活動に要した費用

2 前項の費用弁償の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

**第12条** 甲は、医療救護活動従事中に乙に属するものが災害を受けたときは、山梨県市町村総合事務組合規約（昭和51年7月1日山梨県指令地第6-53号）第3条第6号の規定により、山梨県市町村総合事務組合が共同処理する事務に準じて補償を行うものとする。

2 第8条の規定による救護所を設置した医療施設等において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(実施細則)

**第13条** この協定に定めるもののほか、この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

**第14条** この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

**第15条** この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年3月30日

甲 山梨県中央市臼井阿原301番地 1  
中央市長 田中久雄

乙 山梨県中央市成島2439番地 1  
中巨摩医師会中央市班長 土地邦彦

## ○災害時における医療救護に関する協定実施細目

中央市（以下「甲」という。）と中巨摩医師会中央市班（以下「乙」という。）とは、平成27年3月30日付けで締結した災害時における医療救護に関する協定書（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（派遣要請）

**第1条** 協定第2条第1項の医療救護班の派遣要請は文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請できるものとする。

（医療救護活動の報告）

**第2条** 乙は、協定第2条第2項の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第2号）
- (2) 班員名簿（様式第3号）
- (3) 医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

**第3条** 乙は、協定第2条第1項に基づく医療救護活動において、従事者の災害が発生したときは、「事故報告書」（様式第5号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

**第4条** 協定第11条第1項第1号に規定する経費において、甲が実費弁償のために支出することができる費用は、別表に定める限度を超えることができない。

2 協定第11条第1項第3号に規定する費用は、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償等の請求）

**第5条** 協定第11条第1項に規定する費用については、乙が各医療救護班分をとりまとめ「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。

2 協定第12条に規定する損害補償金については、支給を受けようとする者が、「損害補償金請求書」（様式第7号）により、甲に請求するものとする。

（支払）

**第6条** 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は損害補償金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（医事紛争の措置）

**第7条** 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため、適当な措置を講ずるものとする。

別表（第4条関係）

実費弁償の限度額

- 1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第4条第1号及び第2号までに規定する者
  - (1) 日当
    - ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり2万5,100円
    - イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり1万5,100円
    - ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 1人1日当たり1万6,500円
    - エ 救急救命士 1人1日当たり1万5,400円
  - (2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)のアからエまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額
  - (3) 旅費 一般職の職員の旅費の例による。
- 2 その他の者 1人1日当たり6,570円

(様式第1号)

番 号  
平成 年 月 日

中巨摩医師会中央市班代表 様

中央市長 印

医療救護班の派遣について

災害時における医療救護に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、次のとおり医療救護班の派遣を要請します。

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 医療救護班の数

(様式第2号)

医療救護活動報告書

班名 \_\_\_\_\_

班長指名 \_\_\_\_\_

月 日	活動場所	患者数 (人)	措置の概要	死体検案数 (人)	備考
合 計					

(様式第3号)

班 員 名 簿

班 名

職種	氏名	勤務先	住所	従事期間	備考



(様式第4号)

医薬品等使用報告書

班 名

品名	規格	数量	単価	金額	備考
合 計					

(様式第5号)

事 故 報 告 書

平成 年 月 日

中央市長 様

中巨摩医師会中央市班長 印

平成 年 月 日 から平成 年 月 日までの医療救護活動において、次のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名		性別	男・女	年齢	歳
住 所					
班 名		職種		勤務先	
活 動 場 所					
傷 病 名		程度	重症・中等症・軽症		
外来・入院（ 月 日）		医療機関名			
受 傷（発症）	日 時	平成 年 月 日 時 分			
	場 所				
死 亡	日 時	平成 年 月 日 時 分			
	場 所				
(事故発生時の状況)					

(様式第6号)

平成 年 月 日

中央市長 様

中巨摩医師会中央市班長 印

費用弁償請求書

災害時における医療救護に関する協定書第11条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 請求内訳
- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費 円
  - (2) 医療救護班が携行した医薬品等の使用に要する実費 円
  - (3) その他 円

※ 金額の確認できる領収書の写し等を添付してください。

- 3 支払先
- (金融機関名)
  - (本支店名)
  - (種 別) 普通・当座
  - (口座番号)
  - (口座名義人)

(様式第7号)

平成 年 月 日

中央市長 様

(住所)

(氏名)

### 損害賠償金請求書

災害時における医療救護に関する協定書第12条の規定に基づき、損害賠償金を請求します。

負傷、疾病 又は死亡 した者の状 況	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日 ( 歳)	
	住 所	性別		男・女
	職 種	勤務先		
	傷 病 名	受傷発病 年 月 日	年 月 日	
	死亡原因	死 亡 年 月 日	年 月 日	
障害級別	受傷発病 年 月 日	年 月 日		
	治 癒 年 月 日	年 月 日		
休業日数	年 月 日 から	休業期間中における 業務上の収入の有無	有・無	
	年 月 日 まで			
損害補償支給基礎額				
損害補償支給申請額				

(注) 1 「損害補償支給基礎額」算出の証拠書類(事業主等の証明のあるもの。)を添付すること。(療養扶助金申請の場合は不要。)

- 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
- 休業扶助金申請の場合は、診断書(休業が必要と認められる期間の記載のあるもの。)及び事業主の証明書を添付すること。
- 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

## ○災害時における歯科医療救護に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と中巨摩歯科医師会中央市班（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、中央市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

**第2条** 甲は、防災計画に基づく活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、歯科医師・歯科衛生士又は事務職員等で編成する歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲の要請を受けたときは、直ちに、歯科医療救護班を甲の指定する場所に派遣する。

（自主出動）

**第3条** 乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に歯科医療救護班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に歯科医療救護班を編成して派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により報告した後において、甲が前条に基づき歯科医療救護班の派遣が必要と認めるときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（歯科医療救護）

**第4条** 歯科医療救護は、歯科医療救護班によることを原則とする。

2 歯科医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所または避難所、その他甲が指示する場所において、救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設に収容して救護を行う必要がある場合は、乙は、その会員の医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（歯科医療救護班の任務）

**第5条** 歯科医療救護班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療機関への転送の要否及びその順位の設定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力
- (5) その他前各号以外の必要な事項

（歯科医療救護班の輸送）

**第6条** 歯科医療救護班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は、必要な措置を講ずるものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮命令等）

**第7条** 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

(医薬品等の供給)

**第8条** 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、その供給について甲が必要な措置をとるものとする。

(医療費)

**第9条** 救護所及び避難所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

3 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な処置を講ずるものとする。

(費用弁償)

**第10条** 甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) その他、この協定に定める歯科医療救護活動に要した費用

2 前項の費用弁償の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

**第11条** 甲は、歯科医療救護活動従事中に乙に属するものが災害を受けたときは、山梨県市町村総合事務組合規約（昭和51年7月1日山梨県指令地第6-53号）第3条第6号の規定により、山梨県市町村総合事務組合が共同処理する事務に準じて補償を行うものとする。

2 甲が救護所を設置した医療施設等において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(実施細則)

**第12条** この協定に定めるもののほか、この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

**第13条** この協議に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

**第14条** この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年3月30日

甲 山梨県中央市臼井阿原301番地1

中央市長 田中久雄

乙 山梨県中央市山之神 4 番地87  
中巨摩歯科医師会中央市班長 一瀬 明

## ○災害時における歯科医療救護に関する協定実施細目

中央市（以下「甲」という。）と中巨摩歯科医師会中央市班（以下「乙」という。）とは、平成27年3月30日付けで締結した災害時における医療救護に関する協定書（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（派遣要請）

**第1条** 協定第2条1項の歯科医療救護班の派遣要請は文書（様式第1号）により行うものとする。  
ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請できるものとする。

（医療救護活動の報告）

**第2条** 乙は、協定第2条第2項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第2号）
- (2) 班員名簿（様式第3号）
- (3) 医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

**第3条** 乙は、協定第2条第1項に基づく医療救護活動において、従事者の災害が発生したときは、「事故報告書」（様式第5号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

**第4条** 協定第10条第1項第1号に規定する経費において、甲が実費弁償のために支出することができる費用は、別表に定める限度を超えることができない。

2 協定第10条第1項第3号に規定する費用は、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償等の請求）

**第5条** 協定第10条第1項に規定する費用については、乙が各歯科医療救護班分をとりまとめ「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。

2 協定第11条に規定する損害補償金については、支給を受けようとする者が、「損害補償金請求書」（様式第7号）により、甲に請求するものとする。

（支払）

**第6条** 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は損害補償金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（医事紛争の措置）

**第7条** 歯科医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため、適当な措置を講ずるものとする。



別表（第4条関係）

実費弁償の限度額

- 1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第4条第1号及び第2号までに規定する者
  - (1) 日当
    - ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり2万5,100円
    - イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり1万5,100円
    - ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 1人1日当たり1万6,500円
    - エ 救急救命士 1人1日当たり1万5,400円
  - (2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)のアからエまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額
  - (3) 旅費 一般職の職員の旅費の例による。
- 2 その他の者 1人1日当たり6,570円

(様式第1号)

番 号  
平成 年 月 日

中巨摩歯科医師会中央市班代表 様

中央市長 印

医療救護班の派遣について

災害時における歯科医療救護に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、次のとおり医療救護班の派遣を要請する。

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 医療救護班の数

(様式第2号)

医療救護活動報告書

班名 \_\_\_\_\_

班長指名 \_\_\_\_\_

月 日	活動場所	患者数 (人)	措置の概要	死体検案数 (人)	備考
合 計					

(様式第3号)

班 員 名 簿

班 名 \_\_\_\_\_

職種	氏名	勤務先	住所	従事期間	備考

(様式第4号)

医薬品等使用報告書

班 名 \_\_\_\_\_

品名	規格	数量	単価	金額	備考
合計					

(様式第5号)

事 故 報 告 書

平成 年 月 日

中央市長 様

中巨摩歯科医師会中央市班 印

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日までの医療救護活動において、次のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名		性別	男・女	年齢	歳
住 所					
班 名		職種		勤務先	
活 動 場 所					
傷 病 名		程度	重症・中等症・軽症		
外来・入院（ 月 日）	医療機関名				
受 傷（発症）	日 時	平成 年 月 日 時 分			
	場 所				
死 亡	日 時	平成 年 月 日 時 分			
	場 所				
(事故発生時の状況)					

(様式第6号)

平成 年 月 日

中央市長 様

中巨摩歯科医師会中央市班 印

費用弁償請求書

災害時における歯科医療救護に関する協定書第10条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 請求内訳

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費 \_\_\_\_\_ 円

(2) 医療救護班が携行した医薬品等の使用に要する実費 \_\_\_\_\_ 円

(3) その他 \_\_\_\_\_ 円

※ 金額の確認できる領収書の写し等を添付してください。

3 支払先

(金融機関名) \_\_\_\_\_

(本支店名) \_\_\_\_\_

(種 別) 普通・当座

(口座番号) \_\_\_\_\_

(口座名義人) \_\_\_\_\_

(様式第7号)

平成 年 月 日

中央市長 様

(住所)

(氏名)

### 損害賠償金請求書

災害時における歯科医療救護に関する協定書第11条の規定に基づき、損害賠償金を請求します。

負傷、疾病 又は死亡 した者の状 況	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳)	
	住 所			性別	男・女
	職 種		勤務先		
	傷 病 名			受 傷 発 病 年 月 日	年 月 日
	死 亡 原 因			死 亡 年 月 日	年 月 日
障害級別			受 傷 発 病 年 月 日	年 月 日	
			治 癒 年 月 日	年 月 日	
休業日数	年 月 日 から		休業期間中における 業務上の収入の有無	有・無	
	年 月 日 まで				
損害補償支給基礎額					
損害補償支給申請額					

(注) 1 「損害補償支給基礎額」算出の証拠書類（事業主等の証明のあるもの。）を添付すること。（療養扶助金申請の場合は不要。）

- 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
- 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの。）及び事業主の証明書を添付すること。
- 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。



## ○災害時における医療救護（薬剤師会）に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と中巨摩東薬剤師会中央市薬剤師（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、中央市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

**第2条** 甲は、防災計画に基づく活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲の要請を受けたときは、直ちに、薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

**第3条** 薬剤師班は、医療救護所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行う。

（薬剤師班の業務）

**第4条** 薬剤師班の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護所における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 医療救護所及び医薬品集積所等における医薬品の仕分け及び管理
- (3) 甲の要請に基づく医薬品の調達

（指揮命令及び連絡調整）

**第5条** 乙が派遣する薬剤師班の医療救護活動に係わる指揮命令及び連絡網は、甲が指定する者が行う。

（医薬品等の供給）

**第6条** 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携行するものを含め乙が供給するものを使用することができる。

（活動記録及び報告）

**第7条** 薬剤師班の班長は、医療救護活動に係る記録を行うとともに、甲及び乙に報告する。

（業務災害報告）

**第8条** 乙または薬剤師班の班長は、薬剤師班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告する。

（費用弁償）

**第9条** 甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に要する経費
- (2) 緊急の場合に、薬剤師班が携行するものを含め、乙が供給するものを使用した場合の医薬品等の実費
- (3) その他、この協定に定める医療救護活動に要した費用

2 前項の費用弁償の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害補償)

**第10条** 甲は、医療救護活動従事中に乙に属するものが災害を受けたときは、山梨県市町村総合事務組合規約（昭和51年7月1日山梨県指令地第6-53号）第3条第6号の規定により、山梨県市町村総合事務組合が共同処理する事務に準じて補償を行うものとする。

(実施細目)

**第11条** この協定に定めるもののほか、この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

**第12条** この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

**第13条** この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年10月16日

甲 山梨県中央市臼井阿原301番地1

中央市長 田中久雄

乙 山梨県中央市東花輪50番地30

中巨摩東薬剤師会 会長 石川 晃

## ○災害時における医療救護（薬剤師会）に関する協定実施細目

中央市（以下「甲」という。）と中巨摩東薬剤師会中央市薬剤師（以下「乙」という。）とは、平成27年10月16日付けで締結した災害時における医療救護に関する協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（派遣要請）

**第1条** 協定第2条の薬剤師班の派遣要請は文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請できるものとする。

（医療救護活動の報告）

**第2条** 乙は、協定第2条の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第2号）
- (2) 班員名簿（様式第3号）
- (3) 医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

**第3条** 乙は、協定第2条に基づく医療救護活動において、従事者の災害が発生したときは、「事故報告書」（様式第5号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

**第4条** 協定第9条に規定する経費において、甲が実費弁償のために支出することができる費用は、別表に定める限度を超えることができない。

2 協定第9条に規定する費用は、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償等の請求）

**第5条** 協定第9条に規定する費用については、「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。

2 協定第10条に規定する損害補償金については、支給を受けようとする者が、「損害補償金請求書」（様式第7号）により、甲に請求するものとする。

（支払）

**第6条** 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は損害補償金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（医事紛争の措置）

**第7条** 薬剤師班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため、適当な措置を講ずるものとする。

別表（第4条関係）

実費弁償の限度額

- 1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第4条第1号及び第2号までに規定する者
  - (1) 日当  
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士  
1人1日当たり1万5,100円
  - (2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)のアからエまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額
  - (3) 旅費 一般職の職員の旅費の例による。
- 2 その他の者 1人1日当たり6,570円

(様式第1号)

番 号  
平成 年 月 日

中巨摩東薬剤師会中央市薬剤師 様

中央市長 印

薬剤師班の派遣について

災害時における医療救護に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり薬剤師班の派遣を要請します。

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 薬剤師班の数

(様式第2号)

医療救護活動報告書

班 名 \_\_\_\_\_

班長指名 \_\_\_\_\_

月 日	活動場所	患者数 (人)	措置の概要	死体検案数 (人)	備考
合 計					

(様式第3号)

班 員 名 簿

班 名 \_\_\_\_\_

職種	氏名	勤務先	住所	従事期間	備考

(様式第4号)

医薬品等使用報告書

班名 \_\_\_\_\_

品名	規格	数量	単価	金額	備考
合計					



(様式第5号)

事 故 報 告 書

平成 年 月 日

中央市長 様

印

平成 年 月 日 から平成 年 月 日までの医療救護活動において、次のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名		性別	男・女	年齢	歳
住 所					
班 名		職種		勤務先	
活 動 場 所					
傷 病 名		程度	重症・中等症・軽症		
外来・入院（ 月 日）		医療機関名			
受 傷（発症）	日 時	平成 年 月 日 時 分			
	場 所				
死 亡	日 時	平成 年 月 日 時 分			
	場 所				
(事故発生時の状況)					

(様式第6号)

平成 年 月 日

中央市長 様

印

費用弁償請求書

災害時における医療救護に関する協定書第9条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 請求内訳

(1) 薬剤師班の編成及び派遣に要する経費 \_\_\_\_\_ 円

(2) 薬剤師班が携行した医薬品等の使用に要する実費 \_\_\_\_\_ 円

(3) その他 \_\_\_\_\_ 円

※ 金額の確認できる領収書の写し等を添付してください。

3 支払先

(金融機関名) \_\_\_\_\_

(本支店名) \_\_\_\_\_

(種 別) 普通・当座

(口座番号) \_\_\_\_\_

(口座名義人) \_\_\_\_\_

(様式第7号)

平成 年 月 日

中央市長 様

(住所)

(氏名)

### 損害賠償金請求書

災害時における医療救護に関する協定書第10条の規定に基づき、損害賠償金を請求します。

負傷、疾病 又は死亡 した者の状 況	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳)	
	住 所			性別	男・女
	職 種		勤務先		
	傷 病 名			受 傷 発 病 年 月 日	年 月 日
	死 亡 原 因			死 亡 年 月 日	年 月 日
障害級別			受 傷 発 病 年 月 日	年 月 日	
			治 癒 年 月 日	年 月 日	
休業日数	年 月 日 から		休業期間中における 業務上の収入の有無	有・無	
	年 月 日 まで				
損害補償支給基礎額					
損害補償支給申請額					

(注) 1 「損害補償支給基礎額」算出の証拠書類（事業主等の証明のあるもの。）を添付すること。（療養扶助金申請の場合は不要。）

- 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
- 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの。）及び事業主の証明書を添付すること。
- 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

## ○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱

(趣旨)

**第1条** 山梨県（以下「甲」という。）及び山梨県との間で「山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定」を締結した市町村（以下「乙」という。）は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した県内世帯の生活の早期再建を支援するため、これらの世帯に対し山梨県・市町村被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に定める自然災害をいう。
- (2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
  - ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
  - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
  - ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
  - エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。第4条において「大規模半壊世帯」という。）

(対象自然災害)

**第3条** この要綱の対象とする自然災害は、県内において住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害とする。

(住宅の被害認定)

**第4条** 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）その他の関係通知等に基づき乙が行う。

(支援金の支給)

**第5条** 甲は県内で被災世帯となった世帯の世帯主（以下「被災世帯主」という。）に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（以下「単数世帯」という。）を除く。以下第4項までにおいて同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円とする。以下「基礎支援金」という。）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額（以下「加算支援金」という。）

を加えた額とする。

- (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
- (2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円
- (3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50万円

3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、第2条第2号ウに該当する被災世帯については、法第3条第4項の規定の例による。

5 単身世帯の世帯主に対する支援金の額については、前3項の規定を準用する。この場合において、第2項及び第3項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と読み替えるものとする。

6 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される被災世帯主に対しては支援金を支給しない。

7 第1項の規定にかかわらず、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯に対しては支援金を支給しない。

（支給の申請）

**第6条** 支援金の支給を申請するときは、被災世帯主が乙を経由して甲に、支援金支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
- (2) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、支援金を振り込む口座を確認できる部分の写し
- (3) 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行する罹災証明書及び住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類
- (4) 加算支援金の支給を申請するときは、前3号に加え住宅を建設、購入、補修若しくは賃貸したこと、又はしようすることが確認できる契約書等の写し
- (5) その他、甲が指示する書面等

2 前項の規定による支援金の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までに、乙に提出して行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯主が前項に規定する期間内に支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

4 被災世帯主から申請を受理した乙は、申請内容について支援金支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び支援金申請者一覧表（様式第3号）を添えて、被災世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

(支給の決定)

**第7条** 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、支援金の支給についてその可否を決定する。

2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した乙等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

(決定の通知)

**第8条** 甲は、前条第1項の規定による決定の内容を支援金の決定通知書(様式第4号)により被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

(支給決定の取消)

**第9条** 甲は、被災世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき。

(2) その他、支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、支援金支給決定取消通知書(様式第5号)により当該被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

(支援金の返還)

**第10条** 支援金の返還の命令をする場合は、甲は、支援金返還請求書(様式第6号)により当該被災世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

2 前項の支援金返還請求書の写しを受理した乙は、支援金の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該被災世帯主と連絡調整を行うものとする。

(支援金の財源)

**第11条** 支援金は、甲の予算から支出するものとする。

2 支援金支給にかかる乙の負担額は、 $1/2$ とする。ただし、同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される場合で、法適用とされない市町村の被災世帯主に対して甲が支援金を支給する場合の乙の負担額は、 $1/3$ とする。

3 甲は、当年1月から12月までに支給した支援金の総額を集計し、乙の負担額を明示し、乙に負担金を請求するものとする。

4 乙は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

(証拠書類の保存)

**第12条** 甲及び乙は、この支援金の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに關する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

(疑義等の協議)

**第13条** この支援金の支給に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、この支援金に関しては法に基づく被災者生活再建支援金の例によるものとし、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

山梨県・市町村生活再建支援金支給申請書

平成 年 月 日

（市町村経由）

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

山梨県・市町村生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

印

支 給 番 号

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：
----------------------

I 被災時の世帯の状況について記入してください。

①数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください（ 単数 ・ 複数 ）

②世帯主の氏名

	ふりがな	
--	------	--

③被災した住宅の住所

〒	
---	--

II 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現 在 の 住 所	〒	
電 話 番 号	(      )	

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金 融 機 関 名		支 店 名 等		種 別		口 座 番 号						
				普通・当座・その他								
ゆうちょ銀行	記号					番号						

IV 住宅の被害状況を○で囲んでください。（被災日：平成 年 月 日）

被害状況 （全壊・半壊解体・敷地被害解体 ・大規模半壊・長期避難）
---

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：
----------------------



V

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままです。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
全壊	100万円	75万円			住民票 預貯金通帳の写し 罹災証明書 その他( )
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
					申請額(A-B): 万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他( )
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
					申請額(C-D): 万円

注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入して)ください。

注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

VI 私及び私の世帯の者は暴力団ではありません。また、支給の審査に当たり、私及び私の世帯の者や被災状況等に関する事項を関係機関に確認することについて同意します。

署名

印

市町村記入欄
(災害名)

○ 第 ○○○○ 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

○○市町村長 ○○ ○○ 印

山梨県・市町村生活再建支援金支給申請について（進達）

平成 年 月 日に申請された添付の山梨県・市町村生活再建支援金支給申請書については、次の意見を添えて送付します。

支給とする。

支給内容	(1) 基礎支援金	円
	加算支援金	円
	支援金合計額	円
	うち市町村負担分	円
	(2) 支給方法	口座振込支給

不支給とする。

理 由

担当課名：  
担当者：  
連絡先：

○ 第 ○○○○ 号  
平成 年 月 日

（ 申請者 ） 様

山梨県知事 ○○ ○○ 印

山梨県・市町村生活再建支援金の決定通知書

平成 年 月 日に申請された山梨県・市町村生活再建支援金の支給については、次のとおり決定しますのでお知らせします。

支給します。

支給内容	(1) 基礎支援金	円
	加算支援金	円
	支援金合計額	_____円
	うち市町村負担分	_____円
(2) 支給方法 口座振込支給（振込日 _____（予定））		

◎ 山梨県・市町村生活再建支援金は、山梨県と県内全市町村が費用を負担して支給するものです。

[支給の条件]

山梨県・市町村生活再建支援金支給申請書及び添付書面等に記載した内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けてください。

不支給とします。

理 由

様式第5号（第9条第2項関係）

○ 第 ○○○○ 号  
平成 年 月 日

（ 申請者 ） 様

山梨県知事 ○○ ○○ 印

山梨県・市町村生活再建支援金支給決定取消通知書

平成 年 月 日付け○第 号で支給の決定を通知した山梨県・市町村生活再建支援金については、次の理由により支給決定の（全部・一部）を取り消します。

〔理由〕

様式第6号（第10条第1項関係）

○ 第 ○○○○ 号  
平成 年 月 日

（ 申請者 ） 様

山梨県知事 ○○ ○○ 印

山梨県・市町村生活再建支援金返還請求書

平成 年 月 日付け○第 号で支給の決定を通知した山梨県・市町村生活再建支援金については、次により返還してください。

1 返還の理由

2 返還額

3 返還の期限

4 返還の方法

5 加算金及び延滞金

- (1) 支援金を受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金に年10.95%の割合で計算した加算金を納付してください。
- (2) 返還期限までに返還金の納付がない場合は、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額に年10.95%の割合で計算した延滞金を納付してください。

## ○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と中央市（以下「乙」という。）は、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関し、次のとおり協定を締結する。

**第1条** 甲及び乙は、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱に基づき、共同して、山梨県・市町村被災者生活再建支援金を支給するものとする。

**第2条** この協定は、平成28年1月1日から適用する。

**第3条** 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

**第4条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年12月3日

甲 山梨県知事 後藤 齋

乙 中央市長 田中 久雄

## 〔通信施設〕

### ○市内無線局一覧

(1) 県防災行政無線局一覧（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
ぼうさい あんぜん センター	有	8:30～ 17:15	中央市今福 991	防災安全 センター	(055) 273—1048	県内	0	衛星端末局 260MHz (単一)
” ちゅうおう	”	”	中央市白井 阿原301— 1	中央市 田富庁舎	(055) 274—2111	”	0	”

(2) 消防本部無線局一覧（非常通報受付局）

甲府地区

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
田富ポンプ1外	有	常時	中央市白井 阿原275— 3	田富 出張所	(055) 273—0999	甲府地区 管内	4	
玉穂ポンプ1外	”	”	中央市成島 2384—1	玉穂 出張所	(055) 273—0699	”	3	
中道ポンプ1外	”	”	甲府市右左 口町3187	中道 出張所	(055) 266—4042	”	4	

## 〔消防関係〕

### ○消防力の現況

#### (1) 消防水利一覧

(平成27年4月1日現在)

種別 地区別	合 計	公 設	私 設	公 設	私 設	溜 池	貯水池	プー	泉 池	井 戸	河 川	簡易水道 消 火 栓
		消火栓	消火栓	貯水槽	貯水槽							
中央市	943	808	7	122	6	0	0	8	2	0	0	223

#### (2) 消防車両及び小型動力ポンプ配置状況

(平成27年4月1日現在)

配置場所	車両名等	合 計	普 通	高 規 格	救 急 車	小 型 動 力	水 槽 付
			ポンプ車	救 急 車		ポンプ	ポンプ車
南消防署	玉穂出張所	2	1	1			
	田富出張所	3	1	1		1	
	中道出張所	3		1		1	1

#### (3) 消防団員数及び機械一覧

(平成27年4月1日現在)

区分 消防団別	条 例 定 数	実 員 合 計	階 級								機 械			機 械 置 場	団 本 部 車 両	
			団 長	副 団 長	指 導 部 員	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	ポンプ車	可搬式	積載車			
中央市消防団	玉穂分団	465	101		1	1	2	4	12	12	70	2	10	10	12	
	田富分団		172	1	1		3	6	14	14	133	3	13	14	16	
	豊富分団		149		1		3	6	6	6	127	7	1	1	6	1
	計	465	422	1	3	1	8	16	32	32	330	12	24	25	34	1

#### (4) 中央市消防団緊急車両一覧

(ポンプ車)

(平成27年4月1日現在)

番号	分団	部	形式	登録番号 (山梨)			車 両	
							導入年	経過年数
1	田富第1分団	第4部	CD-1	800	さ	2305	H12	14年
2	田富第2分団	第2分団	CD-1	830	す	2119	H23	4年
3	田富第3分団	第10部	BS-1	830	す	3119	H20	7年
4	豊富地区分団	—	水槽車	800	す	404	H24	3年
5	豊富第1分団	第1部	CD-1	801	と	1	H15	12年
6	豊富第1分団	第2部	CD-1	800	ち	2	H17	10年
7	豊富第2分団	第3部	CD-1	88	そ	3795	H10	16年



8	豊富第2分団	第4部	CD-1	88	そ	631	H8	19年
9	豊富第3分団	第5部	CD-1	800	つ	5	H16	11年
10	豊富第3分団	第6部	CD-1	800	さ	2328	H12	14年
11	玉穂第2分団	第7部	CD-1	830	つ	911	H17	9年

(5) 小型動力ポンプ一覧

(小型積載車)

(平成27年4月1日現在)

番号	分団	部	形式	登録番号 (山梨)			車 両	
							導入年	経過年数
1	田富第1分団	第1部	軽車両	80	あ	838	H11	16年
2	田富第1分団	第2部	軽車両	80	あ	1271	H15	11年
3	田富第1分団	第3部	軽車両	880	あ	388	H20	6年
4	田富第1分団	第5部	軽車両	880	あ	211	H19	8年
5	田富第1分団	第13部	軽車両	880	あ	331	H20	7年
6	田富第2分団	第6部	軽車両	880	あ	92	H17	9年
7	田富第2分団	第7部	軽車両	880	あ	212	H19	8年
8	田富第2分団	第8部	軽車両	80	あ	839	H11	16年
9	田富第2分団	第12部	軽車両	880	あ	332	H20	7年
10	田富第3分団	第9部	軽車両	80	あ	1376	H16	10年
11	田富第3分団	第11部①	軽車両	80	あ	1150	H14	12年
12	田富第3分団	第11部②	軽車両	80	あ	837	H11	16年
13	田富第3分団	第14部	軽車両	80	あ	795	H26	1年
14	田富分団		軽車両(投光車)	80	あ	157	S59	30年
15	豊富分団		軽車両(投光車)	80	あ	915	H12	15年
16	玉穂第1分団	第1部	軽車両	80	あ	1108	H14	13年
17	玉穂第1分団	第2部	軽車両	880	あ	330	H20	7年
18	玉穂第1分団	第4部	軽車両	880	あ	465	H21	5年
19	玉穂第1分団	第5部	軽車両	80	あ	1165	H14	12年
20	玉穂第1分団	第6部	軽車両	80	あ	790	H10	17年
21	玉穂第2分団	第8部	軽車両	880	あ	466	H21	5年
22	玉穂第2分団	第9部	軽車両	880	あ	389	H20	6年
23	玉穂第2分団	第10部	軽車両	80	あ	1004	H13	14年
24	玉穂第2分団	第11部	軽車両	80	あ	1179	H14	12年
25	玉穂第2分団	第12部	軽車両	80	あ	724	H9	18年

## ○消防防災施設等整備計画

整備年度	事業内容	数量	配置場所	事業名等
平成27年度	防災備蓄倉庫 (20㎡)	1棟	玉穂南小	
	災害備蓄品購入事業		全域	5年目
平成28年度	水槽付消防ポンプ車 (CD-1型)	1台	豊富第2分団第4部	
	マンホールトイレ設置事業	1棟	田富小	下水道地震対策緊急整備事業
	防災備蓄倉庫 (20㎡)	1棟	田富小	
	災害備蓄品購入事業		全域	保存年限期限により入替
平成29年度	防災備蓄倉庫 (20㎡)	1棟	玉穂総合会館	
	災害備蓄品購入事業		全域	
	水槽付消防ポンプ車 (CD-1型)	1台	豊富第2分団第3部	
	災害緊急用トイレ設置事業		玉穂総合会館	下水道地震対策緊急整備事業
平成30年度	防災備蓄倉庫 (20㎡)	1棟	田富中	
	災害備蓄品購入事業		全域	保存年限期限により入替
	災害緊急用トイレ設置事業			
平成31年度	防災備蓄倉庫 (20㎡)	1棟	豊富庁舎	
	災害備蓄品購入事業		全域	継続
	災害緊急用トイレ設置事業			下水道地震対策緊急整備事業
平成32年度	水槽付消防ポンプ車 (CD-1型)	1台		
	防災備蓄倉庫 (20㎡)	1棟	シルクふれんどりい	
	災害備蓄品購入事業		全域	継続
	災害緊急用トイレ設置事業			下水道地震対策緊急整備事業
平成33年度	防災備蓄倉庫 (20㎡)	1棟	豊富保健センター	
	災害備蓄品購入事業		全域	継続
	小型動力ポンプ付積載車	1台	玉穂第2分団第12部	
	災害緊急用トイレ設置事業			下水道地震対策緊急整備事業

## ○応急給水用施設・資機材保有数

種 別	能 力	保有数	所 管
配水池	1,300.0m <sup>3</sup>	1基	水道課
飲料水兼用防火水槽	100.0m <sup>3</sup>	1基	危機管理課
飲料水兼用防火水槽	60.0m <sup>3</sup>	2基	〃
ろ水機	20.0m <sup>3</sup> /h	1台	〃
ろ水機	1.5m <sup>3</sup> /h	3台	〃
簡易給水タンク	1.0m <sup>3</sup>	3基	水道課
貯水タンク	4.0m <sup>3</sup>	2基	危機管理課
貯水タンク	2.0m <sup>3</sup>	1基	〃
貯水タンク	2.0m <sup>3</sup>	1基	水道課
ろ水機	1.0m <sup>3</sup> /h	1台	危機管理課
給水車	2.0m <sup>3</sup>	1台	水道課
給水車	4.0m <sup>3</sup>	1台	管財課(温泉)
貯水のう	5.0m <sup>3</sup>	1基	総務課

## ○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

(平成27年4月現在)

事業者名	供給地点群名	地点数	所在地
ENEOSグローブ エナジー(株)山梨支店	雇用促進玉穂宿舍	81	中央市井之口1112-6
	玉穂成島宿舍	82	中央市成島字前田1140
(株)ミツウロコ	鍛冶新居団地	322	中央市山之神鍛冶新居街区128-1
	田富桜団地	281	中央市東花輪1351
	山王団地	280	中央市東花輪山王200
	コナガイ玉穂団地	165	中央市西新居河原40
三ッ輪液化瓦斯(株)	ユートピア田富	37	中央市東花輪977
日本瓦斯(株)甲府営業所	田富団地	92	中央市布施1106-2

## ○液化石油ガス貯蔵タンク施設

(平成27年4月現在)

事業所名	タンク設置場所	貯蔵タンクの内容			備考
		形状	設置数	最大貯蔵量	
山梨流通(株)本社事業所	中央市布施1357	横型	2	35 t	充てん所

## 〔水防関係〕

### ○河川水位観測所一覧

河川名	水位観測所名	水位観測所位置	建設部名	通報水位	平水位	警戒水位	関係管理団	摘要
富士川	浅原橋	中央市白井河原	甲府河川国道事務所	4.30	2.48	4.60	中央市、甲斐市、昭和町、南アルプス市	国土交通省
笛吹川	桃林橋	中央市大田和	〃	1.80	-1.52	2.50	市川三郷町、中央市、甲府市	国土交通省
鎌田川	鎌田川	中央市藤巻東阿原2863	中北建設事務所	3.31		4.63	中央市	
浅利川	浅利川作興橋	中央市浅利2192	〃	0.70		1.20	中央市	

## 〔災害危険箇所〕

### ○急傾斜地危険区域一覧

#### (1) 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(平成27年4月1日現在)

指定区域名	面積 (ha)
浅利田見堂	7.71
高部	
高部の2	

#### (2) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

(平成27年4月1日現在)

指定区域名	所在地	元号	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	保全戸数 (戸)
浅利田見堂	浅利	昭	461115	437	0.53	9
高部	高部伊勢塚	昭	521212	421	3.40	10
高部	高部前山	昭	540705	251	3.32	15
高部の2	高部東林	平	41217	468	0.46	10

#### (3) 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

(平成27年4月1日現在)

箇所名	所在地	危険人家戸数	指定区域名
前山	高部前山	13	高部
高部	高部高部	12	高部の2
上手	大鳥居上手	5	

## ○土石流危険溪流一覧

(平成27年4月1日現在)

幹川名	溪流名	所在地	人家戸数	公共施設数	公共建物
浅利川	浅利川	関原	43	3	集会所
〃	328—1—002	〃	23	2	公民館
〃	南川	〃	23	2	公民館
〃	328—1—004	〃	20	2	公民館
〃	328—1—005	〃	8	2	公民館
南川	アヤグサ沢	南村	18	2	公民館
浅利川	仲川	水上	14	1	
〃	三頭沢川	上手	9	0	
〃	328—1—009	〃	2	3	教育文化施設
〃	大門川	〃	2	2	教育文化施設
〃	大森川の2	一之沢	7	0	
〃	大森川の1	〃	6	0	

## ○土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表

(平成27年4月1日現在)

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
中央市	急傾斜地の崩壊	前山-1	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	前山-2	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	前山-3	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	前山-4	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	高部-1	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	高部-2	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	高部-3	○	高部	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	田見堂Ⅱ	○	浅利	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	山宮Ⅱ	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	山宮Ⅱの2	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	一の沢Ⅱ	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	水上Ⅱ	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	円光寺裏Ⅱ	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	ぬくえⅡ	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	ぬくえⅡの2	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	急傾斜地の崩壊	上手	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	浅利川	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	南川の2	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	南川	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	関原川の2	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	関原川の3	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	アヤグサ沢	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	仲川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	三頭沢川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	上手川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	大門川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	大門川の2	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	大森川	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	大森川の1	○	大鳥居	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	船井川-1	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	船井川-2	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	船井川-3	○	関原	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	谷坂川-1	○	大鳥居、市川三郷町大塚	H21. 3. 26	106
中央市	土石流	谷坂川-2	○	大鳥居、市川三郷町大塚	H21. 3. 26	106

## ○山地災害危険地一覽

(平成27年3月31日現在)

### (1) 崩壊土砂流出危険地区一覽

所在地	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進捗状況	公共施設等					
							人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道路
関原絵下林	有	無	無	無	1	一部概成		15				農道
関原日影山	有	無	有	無	2	一部概成		46				農道
関原中の沢	有	無	無	有	2	一部概成		46				農道
関原日影山	有	無	無	無	2	一部概成		34				農道
関原山口	無	無	無	有	1	無		15				農道
大鳥居梨子平	有	無	無	無	5	一部概成		26				市町村
大鳥居前山	無	無	無	無	0	一部概成		14				農道
大鳥居前山	無	無	無	無	0	未成		15				市町村
大鳥居西の沢	有	無	有	無	3	未成		15				農道
大鳥居西の沢	有	無	無	有	2	無		15				市町村

### (2) 山腹崩壊危険地区一覽

所在地	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)		治山事業進捗状況	公共施設等					
				調査地区	危険地区85点以上メッシュ		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道路
角川前山	有	無	無	5	3	未成		16			1	市町村
関原関原	無	無	無	3	3	無		22			1	市町村
関原山口	無	無	無	4	3	無		18				市町村
関原駒原	無	無	無	4	4	無		32			2	市町村
大鳥居水上	有	無	無	3	3	無					2	市町村
大鳥居飯室	無	無	無	11	9	無		11				市町村
大鳥居大森旭	無	無	無	3	3	一部概成					4	市町村
大鳥居城原	無	無	無	2	1	無		15			1	県道
浅利浅利田見堂	無	無	無	3	2	無					4	農道



# 〔文化財〕

## ○指定文化財一覧

(平成27年4月1日現在)

文化財名称	指定区分
木造薬師如来坐像（歛盛院）	国
木造聖観音菩薩立像（永源寺）	国
旧小井川郵便局（個人）	国登録
八幡穂見神社本殿（八幡穂見神社）	県
甲斐国志草稿本及び編集諸資料（個人）	県
浅利与一層塔附五輪塔（大福寺）	県
木造薬師如来坐像（大福寺）	県
木造普化禅師坐像（永源寺）	市
木造釈迦如来坐像（歛盛院）	市
木造聖観音菩薩坐像（龍徳寺）	市
木造毘沙門天・持国天立像（蓮華寺）	市
木造聖観音菩薩立像（大福寺）	市
木造多聞天立像（大福寺）	市
木造不動明王立像（大福寺）	市
木造不動明王立像（大福寺）	市
石造六地藏菩薩立像（慈運院）	市
木造延命地藏菩薩立像（延命寺）	市
木造薬師如来坐像（蓮華寺）	市
古文書・葵金具付御簾（永源寺）	市
明暗寺尺八（個人）	市
明暗寺屋根瓦（永源寺・個人）	市
三星院の梵鐘（三星院）	市
八幡大神社本殿附棟札（八幡大神社）	市
諏訪神社本殿（諏訪神社）	市
長徳院本堂（長徳院）	市
田安明神（大鳥居自治会）	市
王塚古墳（大鳥居自治会）	市
石造十王像附奪衣婆像・懸衣翁像（龍光院）	市
粘土節	市
山宮のケヤキ（浅間愛鷹神社）	市
延命寺のイチョウ（延命寺）	市
石原家のケヤキ（石原喜文）	市
七覚川河川敷のケヤキ（高部自治会）	市
大福寺破損仏群（大福寺）	市
平田宮第2遺跡出土木製品（中央市）	市
上窪遺跡（5次）墓跡出土品一括（中央市）	市
有泉家の算木	市

# 〔 条 例 等 〕

## ○中央市防災会議条例

(平成18年2月20日)  
( 条 例 第 14 号 )

最新改正 平成24年条例第29号

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、中央市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中央市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法又はこれに基づく政令によりこの権限に属する事務

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員20人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 市の自治会連合会の会長
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者

(任期)

**第4条** 前条第5項各号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第5条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

**第6条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

**附 則**

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

**附 則** (平成24年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

# ○中央市災害対策本部条例

(平成18年2月20日)  
(条例第15号)

最新改正 平成24年条例第29号

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、中央市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

**第4条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

**附 則**

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

**附 則**（平成24年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

# ○中央市地震災害警戒本部条例

(平成18年2月20日)  
(条例第16号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、中央市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 甲府地区広域行政事務組合の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから市長が委嘱する者

(6) 消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

**第3条** 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

**第4条** この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

**附 則**

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

# ○中央市水防協議会条例

(平成18年2月20日)  
(条例第17号)

(設置)

**第1条** 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、中央市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(顧問及び参与)

**第2条** 市長は、必要と認めるときは、協議会に顧問及び参与若干人を置くことができる。

2 顧問及び参与は、関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、参与は、協議会に出席し、意見を述べることができる。

(会長及びその代理者)

**第3条** 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(任期)

**第4条** 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(招集)

**第5条** 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(定足数及び表決)

**第6条** 協議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

**第7条** 協議会に幹事及び書記各若干人を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

# ○中央市コミュニティ防災センター条例

(平成18年2月20日)  
(条例第18号)

最新改正 平成26年条例第2号

(設置)

**第1条** 市民に防災に関する教育及び訓練を行い、防災対策の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材を備蓄するため、コミュニティ防災センターを設置する。

(名称及び位置)

**第2条** コミュニティ防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 中央市コミュニティ防災センター

位置 中央市布施1555番地1

(事業)

**第3条** 中央市コミュニティ防災センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する教育及び訓練を行うこと。
- (2) 防災に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。
- (3) 防災に関する相談、助言及び指導を行うこと。
- (4) 防災用資機材の備蓄及び保管を行うこと。
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

**第4条** センターの管理及び業務は、危機管理課職員をもってこれに充てる。

(休館日)

**第5条** センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月の第2日曜日及び第4日曜日
- (2) 前号に掲げる日曜日以外の日曜日の翌日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（この日が前2号に掲げる休館日の翌日に当たるときは、その翌日）
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (5) その他市長が必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、同項の休館日を変更することができる。

(利用時間)

**第6条** センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の利用時間を変更することができる。

(利用の制限)

**第7条** センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、市長の指示に従わなければならない

い。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があると認められるとき。

(委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田富町コミュニティ防災センター設置及び管理条例(昭和58年田富町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則** (平成24年条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



# ○中央市防災公園条例

(平成18年2月20日)  
(条例第19号)

(設置)

**第1条** 市民に防災及び水防に関する教育及び訓練を行い、防災対策の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材及び水防資機材を備蓄するため、防災公園を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 防災公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 中央市防災公園

位置 中央市臼井阿原字川向1903番地39

(施設の種類)

**第3条** 中央市防災公園（以下「防災公園」という。）の施設の種類の種類は、次のとおりとする。

(1) 防災会館

(2) 水防倉庫

(管理)

**第4条** 防災公園は、市が管理する。ただし、管理上必要と認めるときは、市長が指定する者に管理を委託することができる。

(職員)

**第5条** 防災公園内防災会館に、必要な職員を置くことができる。

(施設利用の範囲)

**第6条** 防災公園の施設の利用は、原則として中央市民に限るものとする。

(施設利用の許可)

**第7条** 防災公園の施設を利用しようとする者又は団体は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

**第8条** 市長は、次に該当する場合には利用を許可しない。また、既に許可したものにあっては、許可を取り消すことができる。

(1) 公益又は公安を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 各施設の目的に反し、又は管理上支障があると認められるとき。

(3) 営利を目的とする利用と認めるとき。

(4) その他市長が利用させることが適当と認められないとき。

(修復費用の負担)

**第9条** 利用者は、故意又は重大な過失により施設を破損し、又は汚損した場合は、その修理又は補充に要する費用について、市長の認定する額を負担しなければならない。

(委任)

**第10条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田富町防災公園設置及び管理運営に関する条例（平成14年田富町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

## ○中央市消防団の設置等に関する条例

(平成18年2月20日)  
(条例第165号)

(趣旨)

**第1条** 消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

**第2条** 法第9条第3項の規定に基づき、中央市消防団を設置する。

2 前項の消防団の区域は、中央市全域とする。

**附 則**

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

# ○中央市消防団の組織等に関する規則

(平成18年2月20日)  
規則第116号

最新改正 平成24年条例第14号

(趣旨)

**第1条** 中央市消防団の組織及び消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制等については、この規則の定めるところによる。

(内部組織等)

**第2条** 消防団の内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(組織)

**第3条** 消防団に分団を置く。

- 2 分団には、必要に応じ部を置くものとする。
- 3 分団及び部の担当区域は、別表に定めるところによる。

(役員等)

**第4条** 消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

- 2 団長は、団の事務を統括し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、市長に対しその責めに任ずる。
- 3 団長に事故があるときは、団長の定める順序に従い副団長が団長の職務を行う。この場合において、団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によって、その職務を行うことのできない場合を除いては、団員等の命免を行うことはできない。

(役員の任期)

**第5条** 役員任期は、2年とする。ただし、再任することは妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(宣誓)

**第6条** 団員は、その任命後別記様式による宣誓書に署名しなければならない。

(退職)

**第7条** 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(服務)

**第8条** 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対して常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、その使命遂行のため十分な任務に当たらなければならない。
- (2) 規則を厳守して礼節を重んじ、上司の指揮命令の下に行動しなければならない。
- (3) 機械器具その他消防団の設備及び資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用してはならない。

(災害出場)

**第9条** 消防車が水火災現場に出場するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の定める交通規則に従うとともに正式な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。ただし、引き返す途中での警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

(消防車の責任者の遵守事項)

**第10条** 水火災現場への上場及び引き返す場合消防車に乗車する責任者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 機関担当員の隣席に乗車すること。
- (2) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させてはならないこと。

(管轄区域)

**第11条** 消防団は、市長の許可を受けないで管轄区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、管轄区域が確認し難い場合又は別に定めるところにより、あらかじめ相互応援に関し、協定が結ばれていて上長の命令があったときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

**第12条** 水火災その他の災害現場に到着した消防団員は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

(現場指揮)

**第13条** 水火災現場に先着した指揮者は、上級指揮者が到着するまで全指揮を執り責任を負わなければならない。

(死体発見の場合の措置)

**第14条** 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、市長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまで現場を保存しなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

**第15条** 放火の疑いのある場合は、指揮者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 直ちに市長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場の保存に努めること。
- (3) 事件は慎重に取り扱うとともに公表はしないこと。

(教養及び訓練)

**第16条** 消防団員は、品位の向上及び消防技能の練成に努め、定期的に訓練を行うようにしなければならない。

(団員の階級並びに訓練、礼式及び服務)

**第17条** 団員の階級並びに訓練、礼式及び服務に関する事項については、消防庁が定める基準による。

(表彰)

**第18条** 市長又は消防団長は分団、部又は団員がその任務遂行に当たってその功績が顕著である場合は、これを表彰することができる。

2 表彰は、次に掲げる種別により表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。

(1) 表彰状は、消防職務の遂行上著しい業績があると認められる分団及び部に対してこれを授与する。

(2) 賞状は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与する。

(感謝状の贈呈)

**第19条** 市長は、消防団員以外の個人又は団体で次の各号のいずれかに該当し、その功労が顕著である者に対し感謝状及び記念品を贈呈することができる。

(1) 水火災の予防又は鎮圧

(2) 防火思想の普及

(3) 消防設備の強化拡充についての協力

(4) 水火災現場における人命救助

(5) 水火災その他災害時における警戒防御及び救助に関し消防団に対してなした協力

(6) 前各号に掲げるもののほか、他の模範となるべき功績

(文書簿冊)

**第20条** 消防団は、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

(1) 団員名簿

(2) 人事発令簿

(3) 沿革誌

(4) 日誌

(5) 設備資材台帳

(6) 区域内全図及び消防設備等配置図

(7) 消防計画

(8) 各種手当支給簿

(9) 給与品、貸与品台帳

(10) 消防法規及び諸通知文書綴

(その他)

**第21条** この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間における消防団の組織、役員及び任期は、第3条、第4条第1項及び第5条の規定にかかわらず、合併前の玉穂町消防団、田富町消防団及び豊富村消防団ごとに、それぞれ合併前の玉穂町消防団の組織等に関する規則（昭和42年玉穂町規則第1号）、田富町消防団の組織等に関する規則（昭和48年田富町規則第1号）又は豊富村消防団の組織等に関する規則（昭和55年豊富村規則第7号）の規定によるものとする。

**附 則**（平成19年規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

分 団 及 び 部 の 担 当 区 域

分 団 名	部	担 当 区 域 (自 治 会 名)
玉穂第1分団	第1部	井之口1、井之口2
	第2部	西新居、中楯、上成島
	第3部	宿成島、新成島、下成島1、下成島2
	第4部	極楽寺、高橋
	第5部	乙黒
	第6部	新城
玉穂第2分団	第11部	下河東・東、下河東・西
	第7部	下河東・下
	第8部	町之田、一町畑
	第9部	上三條
	第10部	下三條1、下三條2
	第12部	若宮
田富第1分団	第1部	鍛冶新居
	第2部	山之神
	第3部	布施第3、宮北
	第4部	布施第4
	第5部	布施第5
	第13部	リバーサイド第1、リバーサイド第2、リバーサイド第3
田富第2分団	第6部	臼井阿原第1、臼井阿原第2
	第7部	西花輪第1、西花輪第2、新道、釜無
	第8部	東花輪第1、東花輪第2、東花輪第3、桜、清川
	第12部	新町第1、新町第2、東
田富第3分団	第9部	大田和
	第10部	藤巻、飛石
	第11部	今福、今福新田
	第14部	山王第1、山王第2、山王第3
豊富第1分団	第1部	高部、神明
	第2部	浅利
豊富第2分団	第3部	大鳥居、久保団地
	第4部	
豊富第3分団	第5部	関原
	第6部	木原

様式 略

# ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 平成26年9月17日 規則第30号

## 第1 救助の程度、方法及び期間

### 1 避難所及び応急仮設住宅の供与

#### (1) 避難所

ア 避難所を供与することができる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により開設することができる。

ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり310円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等（（2）のエにおいて「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

エ 避難所の設置が冬季（10月から3月まで）の場合は、別に定める額をウの額に加算する。

オ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

#### (2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅を供与することができる者は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものとする。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、253万円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。この場合の1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イにかかわらず知事が別に定める。

エ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する数人以上のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。

オ 応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成しなければならない。

カ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、建築工事が完了した日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

キ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することができる。

### 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

#### (1) 炊き出しその他による食品の給与



ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,040円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。

(3)のイ及び8の(1)において同じ。）、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
	夏季	4月から9月まで	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円
冬季	10月から3月まで	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
	夏季	4月から 9月まで	5,800円	7,800円	11,700円	14,200円	18,000円
冬季	10月から 3月まで	9,400円	12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	3,400円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下このイ及びウにおいて「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行う。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

## 5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
- (2) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

## 6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり547,000円以内とする。
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

## 7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。
- (2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。
- (3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の範囲内の額とする。
  - ア 生業費 1件当たり 30,000円
  - イ 就職支度金 1件当たり 15,000円
- (4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。
  - ア 貸与期間 2年以内
  - イ 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

## 8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。(3)において同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(3)において同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(3)において同じ。）に対して行う。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
  - ア 教科書
  - イ 文房具
  - ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり4,100円

(イ) 中学校生徒 1人当たり4,400円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり4,800円

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

## 9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。

(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり206,000円以内（死亡時において12歳未満であった者にあつては、164,800円以内）とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

## 10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

## 11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,200円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要

な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下この12において「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。

(3) 障害物の除去をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

## 第2 実費弁償

令第5条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,800円

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり14,900円

ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 1人1日当たり16,300円

エ 救急救命士 1人1日当たり15,000円

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり17,000円

カ 大工 1人1日当たり23,500円

キ 左官 1人1日当たり23,000円

ク とび職 1人1日当たり21,200円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100の3の額を加算した額

# 〔様 式〕

## ○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

### 第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途	事業所名 (代表者名)					
出火箇所	出火原因					
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽 症	人				
	構造階層	建築面積 延べ面積				
焼 損 程 度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
					建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
					林野焼損面積	a
り災世帯数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第1種、第1種、第2種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ( )	物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ( )					
施設の概要		危険物施設の区	分			
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 ( 人)			
		{ 重症	人 ( 人)			
		{ 中等症	人 ( 人)			
		{ 軽 症	人 ( 人)			
消防防災活動 状況及び救急・救助活動 状況	警戒区域の設定 使用停止命令	出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
		事業所	自衛防災組織	人		
			共同防災組織	人		
			そ の 他	人		
				消防本部 (署)	台 人	
				消 防 団	台 人	
				海 上 保 安 庁	人	
				自 衛 隊	人	
		そ の 他	人			
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	計 人	負傷者等 人(人)
	不明 人		{ 重症 人(人) { 中等症 人(人) { 軽症 人(人)
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 （消防本部名）	
報告者名	

災害名 \_\_\_\_\_（第 \_\_\_\_\_ 報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区		分		被 害		区		分		被 害		災 害 等 の 対 策 本 部 況	都 道 府 県	市 町 村
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名 第 報 ( 月 日 時現在)	そ	田	流出・埋没	ha			公 立 文 教 施 設	千円							
				冠 水	ha			農 林 水 産 業 施 設	千円							
報 告 者 名		の	畑	流出・埋没	ha			公 共 土 木 施 設	千円					災 害 救 助 法		
				冠 水	ha			そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
区 分 被 害		そ の 他	文 教 施 設	文 教 施 設	箇所			小 計	千円					消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
人 的 被 害				道 路	病 院	箇所			公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体						
死 者	人	橋 り よ う	河 川		箇所			そ の 他	農 業 被 害	千円				備 考		
	行 方 不 明 者		人	港 湾	箇所				林 業 被 害	千円						
負 傷 者	重 傷	人	砂 防	箇所			畜 産 被 害	千円					団 体			
	軽 傷	人	清 掃 施 設	箇所			水 産 被 害	千円								
全 壊	棟	の	崖 く ず れ	箇所			他	商 工 被 害	千円				消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
	世帯		鉄 道 不 通	箇所				そ の 他	千円							
半 壊	棟	の	被 害 船 舶	隻			備 考	災 害 発 生 場 所 災 害 発 生 年 月 日 災 害 の 種 類 概 況 応 急 対 策 の 状 況 ・ 消 防、水 防、救 急・救 助 等 消 防 機 関 の 活 動 状 況 ・ 避 難 の 勧 告・指 示 の 状 況 ・ 避 難 所 の 設 置 状 況 ・ 他 の 地 方 公 共 団 体 へ の 応 援 要 請、応 援 活 動 の 状 況 ・ 自 衛 隊 の 派 遣 要 請、出 動 状 況 ・ 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア の 活 動 状 況								
	世帯		水 道	戸												
一 部 破 損	棟	の	電 気	戸			考	災 害 発 生 場 所 災 害 発 生 年 月 日 災 害 の 種 類 概 況 応 急 対 策 の 状 況 ・ 消 防、水 防、救 急・救 助 等 消 防 機 関 の 活 動 状 況 ・ 避 難 の 勧 告・指 示 の 状 況 ・ 避 難 所 の 設 置 状 況 ・ 他 の 地 方 公 共 団 体 へ の 応 援 要 請、応 援 活 動 の 状 況 ・ 自 衛 隊 の 派 遣 要 請、出 動 状 況 ・ 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア の 活 動 状 況								
	世帯		ガ ス	戸												
床 上 浸 水	棟	の	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			考	災 害 発 生 場 所 災 害 発 生 年 月 日 災 害 の 種 類 概 況 応 急 対 策 の 状 況 ・ 消 防、水 防、救 急・救 助 等 消 防 機 関 の 活 動 状 況 ・ 避 難 の 勧 告・指 示 の 状 況 ・ 避 難 所 の 設 置 状 況 ・ 他 の 地 方 公 共 団 体 へ の 応 援 要 請、応 援 活 動 の 状 況 ・ 自 衛 隊 の 派 遣 要 請、出 動 状 況 ・ 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア の 活 動 状 況								
	世帯		り 災 世 帯 数	世帯												
床 下 浸 水	棟	の	火 災 発 生	建 物	件		考	災 害 発 生 場 所 災 害 発 生 年 月 日 災 害 の 種 類 概 況 応 急 対 策 の 状 況 ・ 消 防、水 防、救 急・救 助 等 消 防 機 関 の 活 動 状 況 ・ 避 難 の 勧 告・指 示 の 状 況 ・ 避 難 所 の 設 置 状 況 ・ 他 の 地 方 公 共 団 体 へ の 応 援 要 請、応 援 活 動 の 状 況 ・ 自 衛 隊 の 派 遣 要 請、出 動 状 況 ・ 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア の 活 動 状 況								
	世帯				り 災 者 数	人										
非 住 家	公 共 建 物	棟	そ の 他	そ の 他	件		考	災 害 発 生 場 所 災 害 発 生 年 月 日 災 害 の 種 類 概 況 応 急 対 策 の 状 況 ・ 消 防、水 防、救 急・救 助 等 消 防 機 関 の 活 動 状 況 ・ 避 難 の 勧 告・指 示 の 状 況 ・ 避 難 所 の 設 置 状 況 ・ 他 の 地 方 公 共 団 体 へ の 応 援 要 請、応 援 活 動 の 状 況 ・ 自 衛 隊 の 派 遣 要 請、出 動 状 況 ・ 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア の 活 動 状 況								
	そ の 他	棟			そ の 他	件										

※被害額は省略することができるものとする。

# ○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

## 第1号様式

### 災 害 報 告

都道府県	山 梨 県			区	分	番号	被害	
災 害 者	年 月 日	年 月 日	第 報	そ	田	流出・埋没	ha 22	
						冠 水	ha 23	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	確 定	そ	畑	流出・埋没	ha 24	
						冠 水	ha 25	
報告者名				そ	文 教 施 設	箇所	26	
区	分	番号	被害	そ	病 院	箇所	27	
人的被害	死 者	人	1	の	道 路	箇所	28	
	行方不明者	人	2		橋 梁	箇所	29	
	負傷者	重 傷	人		3	河 川	箇所	30
		軽 傷	人		4	港 湾	箇所	31
住 家 被 害	全 壊	棟	5	他	砂 防	箇所	32	
		世帯	6		清 掃 施 設	箇所	33	
	人	7	崖 崩 れ		箇所	34		
	半 壊	棟	8		鉄 道 不 通	箇所	35	
		世帯	9		被 害 船 舶 隻	36		
	人	10	水 道 戸		37			
	一 部 破 損	棟	11		電 話 回 線	38		
		世帯	12		電 気 戸	39		
	人	13	ガ ス 戸		40			
	床 上 浸 水	棟	14		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	41	
世帯		15	社 会 福 祉 施 設 戸	42				
人	16	ガ ー ド レ ー ル	箇所	43				
床 下 浸 水	棟	17	罹 災 世 帯 数	世帯	44			
	世帯	18	罹 災 者 数	人	45			
人	19	火 災 発 生	建 物 件	46				
非住家	公 共 建 物	棟	20	危 険 物 件	47			
	そ の 他	棟	21	そ の 他 件	48			

区	分	番号	被害	都道府県災害	名称	年月日時
公 共 文 教 施 設	千円	49		都道府県災害	設 置	年 月 日 時
農 林 水 産 業 施 設	千円	50			解 散	年 月 日 時
公 共 土 木 施 設	千円	51				
その他の公共施設	千円	52		設置市町村名		
小 計	千円	53				
公共施設被害市町村数	団体	54				
計					計 団体	
そ の 他	農 産 被 害	千円	55	適用市町村名		
	林 産 被 害	千円	56			
	畜 産 被 害	千円	57			
	水 産 被 害	千円	58			
	商 工 被 害	千円	59			
計				計 団体		
そ の 他	千円	60			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人
被 害 総 額	千円	61			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人
災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）						

第2号様式

災 害 中 間 年 報

都道府県名

区 分		災 害 名								計
		発 生 年 月 日								
人的被害	死 者	人								
	行 方 不 明 者	人								
	負 傷 者	重 傷	人							
		軽 傷	人							
住 家 被 害	全 壊	棟								
		世帯								
		人								
	半 壊	棟								
		世帯								
		人								
	一 部 破 損	棟								
		世帯								
		人								
	床 上 浸 水	棟								
		世帯								
		人								
床 下 浸 水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公 共 建 物	棟								
	そ の 他	棟								
り 災 世 帯 数		世帯								
り 災 者 数		人								
被 害 総 額		千円								
公 立 文 教 施 設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
農 林 水 産 業 施 設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
公 共 土 木 施 設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
そ の 他 の 公 共 施 設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
そ の 他 被 害		千円								
消 防 職 員 出 動 延 人 数		人								
消 防 団 員 出 動 延 人 数		人								
都 道 府 県	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村		団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村		団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	

第3号様式

災 害 年 報

都道府県名

区 分		災 害 名							計
		発生年月日							
人的被害	死者	人							
		行方不明者	人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他の	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学 校	箇所							
	病 院	箇所							
	道 路	箇所							
	橋 り よ う	箇所							
	河 川	箇所							
	港 湾	箇所							
	砂 防	箇所							
	清 掃 施 設	箇所							
	崖 く ず れ	箇所							
	鉄 道 不 通	箇所							
被 害 船 舶	隻								
水 道	戸								

区 分	災 害 名							計
	発 生 年 月 日							
電	話	回線						
電	気	戸						
ガ	ス	戸						
そ の 他	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所					
火 災 発 生	建 物		件					
	危 険 物		件					
	そ の 他		件					
り 災 世 帯 数		世帯						
り 災 者 数		人						
公 立 文 教 施 設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
農 林 水 産 業 施 設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公 共 土 木 施 設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
そ の 他 の 公 共 施 設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
小 計		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公共施設被害市町村数		団体						
そ の 他	農 産 被 害		千円					
	林 産 被 害		千円					
	畜 産 被 害		千円					
	水 産 被 害		千円					
	商 工 被 害		千円					
	そ の 他		千円					
被 害 総 額		千円						
都道府県災害		設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
対 策 本 部		解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								

# ○各種救助に係る様式

様式 1

市町村名		地区別被害状況調査表																				保健福祉事務所名				
																						調査時刻		平成 年 月 日 時 分		
																						報告時刻		平成 年 月 日 時 分		
区分	人的被害					住家の被害															備考					
	死亡	行方不明	負傷		計	全壊(焼)			半壊(焼)			床上浸水			一部破損			床下浸水				計				
重傷			軽傷	棟		世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	



様式 2

世帯別被害調査表

災害名																						発信保健福祉事務所名						
市町村名																						調査時刻						
																						報告時刻						
地区名	被災世帯主名 氏名	世帯主の年齢	世帯主の職業	世帯人員	被害状況								世帯区分					市町村民税課税状況			学童		備考					
					人的被害				住家の被害				被保護			身体障害者	高齢者	母子	要保護	その他	非課税	均等割		所得割	中学生徒	小学児童		
					死亡	行方不明	負傷		全壊・焼	半壊・焼	床上浸水	一部破損	床下浸水	生活保護	扶 他の 助													
							重傷	軽傷																				

様式 3

救助活動の種類別実施状況

市 町 村 名		保 健 福 祉 事 務 所 名	
		報 告 年 月 日 ・ 時 刻	
		平 成 年 月 日 時 分	
救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等	救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 ( 箇所)	(5) 死体の搜索	①搜索月日 月 日 時～ 月 日 時
	②避難者数 ( 世帯 人)		②搜索対象
(2) 炊き出しその他 食品の給与	③避難所別の内訳 ( / 世帯 人)	(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	③搜索地域
	( / 世帯 人)		④搜索方法 (具体的)
	( / 世帯 人)		①処理月日 月 日 時～ 月 日 時
	( / 世帯 人)		
	① 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		③検 案 者
	② 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		
	③ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		( ) 体
④ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)	( ) 体		
⑤ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)	(7) 埋 葬	①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時	
⑥ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		②埋葬者数 人	
⑦ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)	(8) 学用品支給	①支給月日 月 日 時～ 月 日 時	
(3) 飲料水の供給		②支給状況 中学生 人 小学生 人	
給 水 車～ 台 ( 月 日 ～ 月 日) 延	(9) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時	
ペットボトル～ 本 ( 月 日 ～ 月 日) 延		②作業箇所 箇所	
ろ 過 器～ 器 ( 月 日 ～ 月 日) 延	(10) 家屋の応急修 理	③作業方法	
(4) 災害を受けた者 の救出		①修理月日 月 日 時～ 月 日 時	
①作業月日 月 日 時～ 月 日 時	②修理家屋 箇所		
②地 区 名	③修理方法		
③救出人員 世帯 名			
④救出方法 (具体的)			

様式 4

被災世帯調査原票

市町村名 ( )  
 調査責任者職氏名 印  
 立会人職氏名 印

整理番号No.

年 月 日現在

世帯主氏名		住 所					避 難 先							
被 害 程 度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損						状 況						
応急救助を必要とする家族の状況	氏 名	続 柄	性別	年齢	職 業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備 考		
	1													
	2													
	3													
	4													
	5													
	6													
	7													
小 計														
被害にあった住家		棟 (自家、借家)			被害にあった非住家			棟 (自家、借家)						
食料、家財等の滅失状況		①食料			②炊事用具			③被服類		④寝具類		⑤その他		
課税の状況	非課税 ・ 均等割 ・ 所得割						調査責任者の意見							
世帯類型	被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子 (父子) ・ 要保護 ・ その他													
必要な救助	避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理 学用品・埋葬・死体捜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他 ( )													

様式 5

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ( )

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具燃料浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

様式 6

避難所設置及び収容状況

市町村名 ( )

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実 人 員	延 人 員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ～ 月 日						
計								

様式7

応急仮設住宅台帳

市町村名 ( )

応急仮設住宅番号	世帯主名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人									
計	世帯										

様式 8

炊き出し給与状況

市町村名 ( )

炊出し場の 名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

様式9

飲料水の供給簿

市町村名 ( )

供給 月日	対象 人員	市 販 飲料水 の供給	給水用機械・器具による給水								実支出 額
			使用した 機械・器 具の名称	借 上			修 繕			燃料費	
				数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要		
		Ｌ 円									



様式10

物資の給与状況

市町村名 ( )

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となっ た世帯構成 人員	給与月日	物資給与の品名						実支出 額	備考
				布団	毛布	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
	全壊	世帯									
	半壊	世帯									

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

平成 年 月 日

給与責任者 所属職氏名 印

様式11

救 護 班 活 動 状 況

○ ○ 救護班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した市町村名	診 療 状 況		死 体 検案数	活動に伴い故障、破損した器具・器材の修繕費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

様式12

病院診療所医療実施状況

市町村名 ( )

診療 機関名	患者 氏名	診療期間 月 日	診療区分		診療報酬点数		金額 円	備考
			入院	通院	入院 点	通院 点		
計	機関	人						

様式13

助産台帳

市町村名 ( )

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金額	備考
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		

様式14

被災者救出状況記録簿

市町村名 ( )

年 月 日	救 出 人 員	救出用機械・器具								実支出 額	備 考
		名 称	借 上			修 繕			燃 料 費		
			数 量	所 有 者	金 額	月 日	修 繕 費	摘 要			
計											

様式15

住宅応急修理記録簿

市町村名 ( )

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯			

様式16

学用品の給与台帳

市町村名 ( )

学校名	学 年	児 童 生 徒 氏 名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給与品の内訳							実支出額  円	
					教科書			教 材			その他学用品		
					国語	算数	〇〇	〇〇	〇〇	ノート	〇〇〇		

様式17

埋 葬 台 帳

市町村名 ( )

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋 葬 を おこなった者		埋 葬 費			
		氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏 名	棺 (附属品 を含む)	埋葬又 火葬料	骨 箱	計
計			人						



様式18

死体搜索状況記録簿

市町村名 ( )

年月日	搜索人員	搜索用機械・器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要			
計											

様式19

死 体 処 理 台 帳

市町村名 ( )

処 理 年月日	死体発見 の日時及 び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理費			死体の 一時保 存 費	検 案 料	実支出額
			氏 名	続柄	品 名	数 量	金 額			
計		人								

様式20

障害物の除去状況

市町村名 ( )

住家被害程度 区分	氏名	除去に要した 期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯			
	床上浸水	世帯			

様式21

輸 送 記 録 簿

山 梨 県  
市町村名 ( )

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上料			修 理 費				燃料 費	実支 出額	
			使用車両等			故障車両等		修繕 月日	修繕費			故障の 概要
			種類	台 数	金額	登 録 番 号	所有者					
計												

様式22

賃金職員等雇上台帳

(救助種別)			市町村名 ( )											
住 所	氏 名	日 額	月 分						基本賃金		割増賃金		給与額	
			日	日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金額		
計														

## ○自衛隊災害派遣要請依頼書

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

発 信 者 名  
(中央市災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について (依頼)

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

- 1 災害の状況及び派遣要請をする事由
  - (1) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
  - (2) 派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間  
自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 派遣を希望する区域
  - (2) 活動内容
- 4 要請日時  
平成 年 月 日
- 5 その他参考となるべき事項
  - (1) 連絡場所及び連絡責任者
    - ・
    - ・
    - ・
    - ・
    - ・

## ○消防防災航空隊出場要請書

直通電話 (0551) 20—3601

F A X (0551) 20—3603

1 要請団体	発信者					
2 災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害		
3 要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送	
4 発生場所 目 標	(市・町・村) 目標					
5 発生日時	年	月	日	曜日	時 分頃	
6 事故概要又は 災害概要						
7 気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (	m/s	気温 °C 警報・注意報)	
8 必要資機材						
9 出 場 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)			番地 病院	
10 搬 送 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)			番地 病院	
11 傷 病 者 等	住 所 氏 名 傷病名	生年月日 程 度	年 月 日 重・中・軽	歳 男・女		
12 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名				
13 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
14 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名	機数			機	
15 要請日時	年	月	日	曜日	時 分	
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。						
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
2 到着予定時間	年	月	日	曜日	時 分	
3 活動予定時間	時間		分			
※その他の特記事項						
			受 信 者			

# ○県指定に基づく被害報告様式

PAGE

(様式 3—4—2)

市町村被害状況票		市町村名			
集計日時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名			
受信番号 (地域県民センター)		受信者(地域県民センター)			
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他		
1 人的被害	死者	重傷	軽傷	行方不明	
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上	非住家床下	
3 火災(棟)	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数	
4 被害概況					
5 道路					
6 橋梁					
7 河川					
8 崖崩れ					
9 電話					
10 電気					
11 ガス					
12 水道					
13 鉄道					
14 バス					
15 避難所					
16 ヘリ関係					
17 教育					
18 農業					
19 応急対策					
20 その他					
21 応援要請	①消防(県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他				
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)					
連絡先(住所等)		電話		担当者	
22 避難状況	①勧告		②指示		③自主
	月 日 時 分	避難地域 避難先		世帯	人
	月 日 時 分	避難地域 避難先		世帯	人
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧建築物・ガレキ対策班 ⑨その他( 部 課)			受信者 日 時	氏名 平成 年 月 日 時 分

※市町村→地域県民センター→災害対策本部情報収集班



(様式 3—4—5)

市町村災害対策本部等設置状況 職員参集状況票		市町村名	
集 計 時 点	月 日 時 分 現在	市町村担当者名	
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)	
受 信 日 時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
災害対策本部設置		設 置      平成   年   月   日      時   分  解 散      平成   年   月   日      時   分  設置場所  電話                                  FAX	
職員参集状況		人	

※市町村→地域県民センター（集計）→災害対策本部情報収集班

避難所開設状況一覧表

(様式 3—4—6)

平成 年 月 日 : 現在

記入者

市町村名 \_\_\_\_\_

No.	避難所名	避難所住所	避難所責任者	避難所連絡者	電話	F A X	避難者数									合計
							大人 (18歳以上)			子供 (3歳～17歳)			乳幼児 (0歳～2歳)			
							男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計	
市 町 村 合 計																

※市町村→地域県民センター→災害対策本部情報収集班

市町村職員参集状況

市町村名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

( 年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・注意情報 (第 1・2・3 報) 発表時点
- ・注意情報 (第 1・2・3 報) 発表後 2 時間経過時点
- ・警戒宣言発令時点
- ・警戒宣言発令後 2 時間経過時点
- ・警戒宣言発令後 6 時間経過時点

職員参集状況 (人)

※地震災害警戒本部 (市町村) →地域県民センター

市町村別避難所開設状況一覧表

平成 年 月 日 : 現在  
記入者

市町村名

No.	避難種別	避難所名	避難所住所	避難所責任者	避難所連絡者	電話	F A X	避難世帯数	右記避難者数のうち救護が必要な者数			避難者数									合計		
												大人 (18歳以上)			子供 (3歳～17歳児)			乳幼児 (0歳～2歳児)					
									男	女	合計	男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計			
合 計																							

※避難種別 (勧告・指示・自主) ※市町村地震災害警戒本部→地域県民センター

地震防災応急対策実施等状況票

(様式 4—6—1)  
(第 報)

市町村名 地域県民センター名		報告日時	平成 年 月 日 時 分
実施（集計）時点	注意情報発表 以後	実施 (集計) 日時	平成 年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害（棟）			
3 火災（棟）			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 振興局体制			
21 その他			

※市町村本部→地域県民センター→県本部

報告者

電話

F A X

## 〔参考資料〕

### ○「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」

#### 第1 想定地震

中央市に被害を及ぼす地震としては、「東海地震」、「南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）」、「山梨県内及び県境に存在する活断層による地震」の3種類の地震が想定される。

##### 1 東海地震

東海地震は、駿河トラフを震源とする地震で、前回の東海地震からすでに150年が経過していることや東海地震周辺の各種の測地測量結果から、近い将来の発生が懸念されている。

このため、昭和53年、大規模地震対策特別措置法が制定され、県下では56市町村が東海地震が発生した場合に震度6弱以上になると予想される地域として「地震防災対策強化地域」に指定された。

なお、政府・中央防災会議は、平成13年に22年ぶりに東海地震の想定震源域の見直しを行うとともに、これに伴い、平成14年4月24日付けで全国で96市町村を新たに「地震防災強化地域」に指定した。県内では5町村が追加指定され、これで県下では丹波山村及び小管村の2村を除く全ての市町村が「地震防災強化地域」に指定されたこととなった。

##### 2 南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）

南関東地域で相模トラフ沿いのプレート境界で発生が予想される地震。設定地震モデルとして、山梨県、神奈川県を震源とした地震を設定した。

##### 3 活断層による地震

山梨県内及び県境に存在する活断層による地震としては、次の地震が想定される。

釜無川断層地震	山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震
藤の木愛川断層地震	山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震
曾根丘陵断層地震	甲府の近くに位置し、地震発生により甲府に被害を及ぼすと考えられる地震
糸魚川—静岡構造線地震	日本を代表する活断層であり、この断層が動くことにより、かなり大きな規模の地震発生が予想され、山梨県に被害を及ぼすと予想される地震

※1 活断層とは、地質時代に繰り返し活動してきた断層のことであり、千年から一万年の周期で活動し、将来も地震を発生させる可能性のある断層をいう。

※2 調査対象とした断層は、発生した場合山梨県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。

#### 第2 被害想定

県は、山梨県への大規模な被害を及ぼす地震を想定し、その物的・人的被害を予測し、各種デー

タや想定結果を地域防災計画等に活用する目的で被害想定調査を実施し、平成8年3月に「山梨県地震被害想定調査報告書」を発表した。

### 1 想定地震の概要等

想定地震の概要は、次のとおりである。

#### (1) 想定地震の規模

想定地震	マグニチュード	震央位置	
東海地震	8.0	北緯 35.15 東経 138.70	駿河湾湾口
南関東直下プレート境界地震	7.0	北緯 35.40 東経 139.09	山梨県、神奈川県の間境

想定地震	マグニチュード
釜無川断層地震	7.4
藤の木愛川断層地震	7.0
曾根丘陵断層地震	6.1
糸魚川—静岡構造線地震	7.0

#### (2) 前提条件

被害想定は、次の条件を前提とした。

- ① 山梨県を500m×500mのメッシュに切り、被害想定を行う。
- ② 火災発生の危険性が最も高い冬の夕方6時を想定する。
- ③ 南関東直下プレート境界地震は、東京都多摩地区直下を震源とした地震（M7）、山梨県、神奈川県の県境を震源とした地震（M9）、神奈川県西部を震源とした地震（M14）の3つのモデルがあるが、M7、M14モデルはM9モデルに比べて地震動がかなり小さく、山梨県下に与える被害は少ないため、地震動・液状化以外の想定ではM9モデルのみについて想定した。
- ④ 本想定は、地震による物的被害、人的・社会被害を定量的に想定することを基本とするが、十分なデータの不足等のために定量化が不可能な項目に関しては定性的な評価を行うものとする。

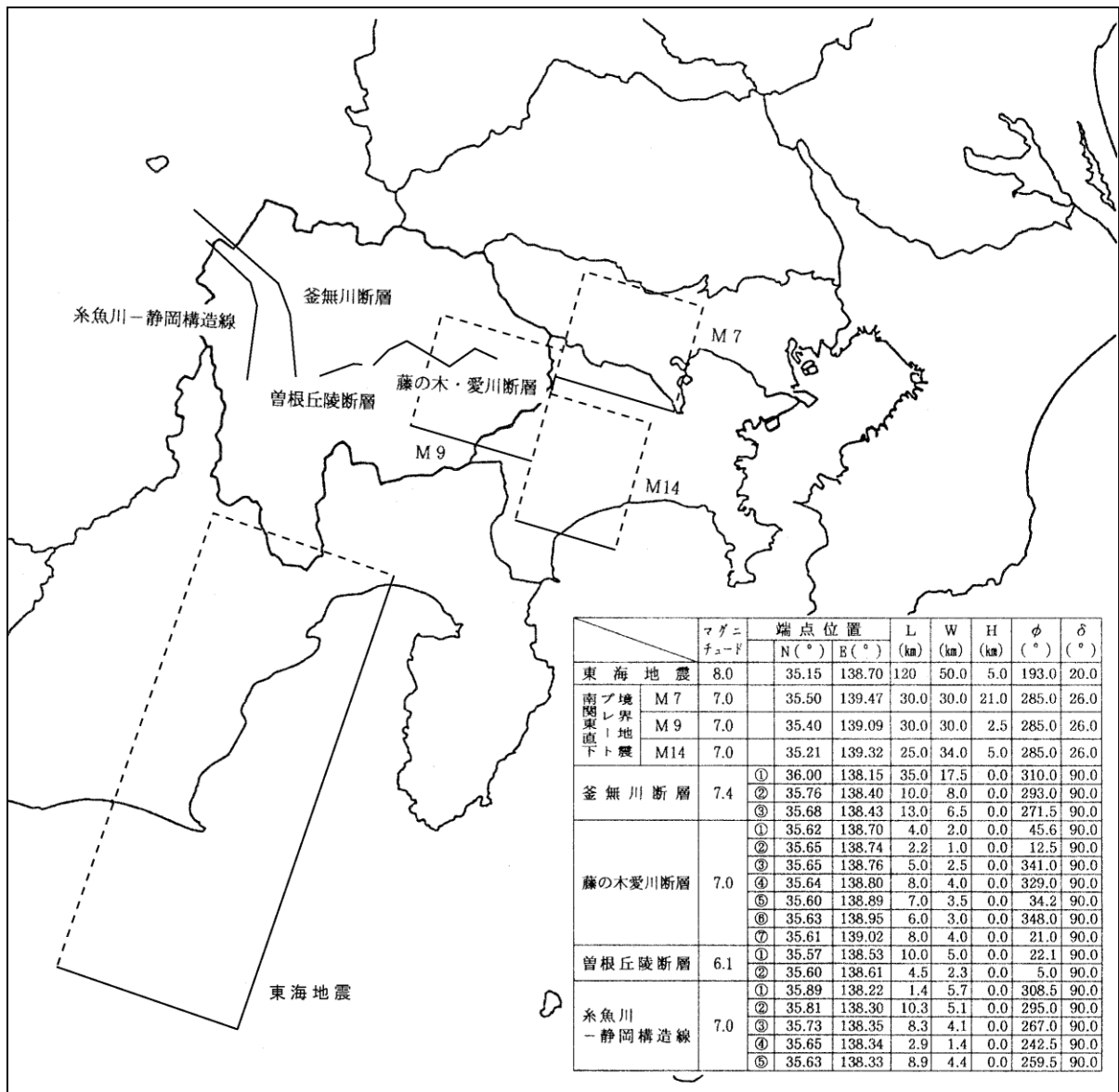
#### (3) 想定項目

県は、次の項目について想定を行った。

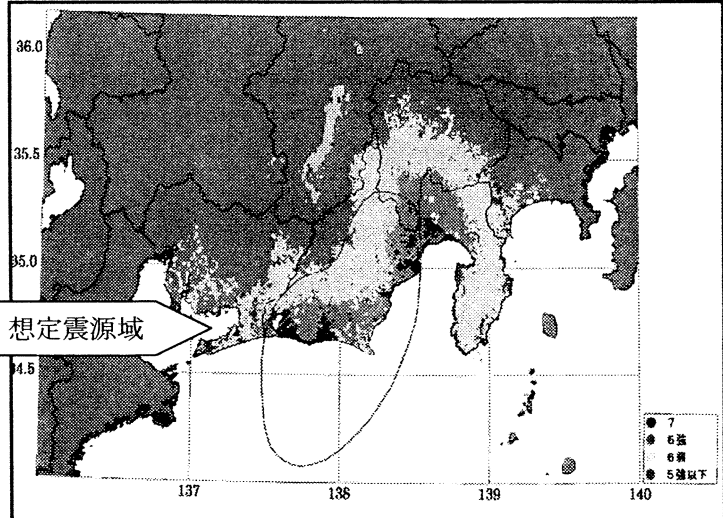
- ア 地震動、液状化、崖等被害
- イ 建築物被害
- ウ 火災被害
- エ 供給施設被害
- オ 交通施設被害
- カ 人的・社会的機能被害

(4) 想定地震の位置

(※東海地震は平成8年3月時点)



**東海地震に係る新たな想定震源域及び想定震度分布図**  
 (中央防災会議・東海地震対策専門調査会報告書(H15.5))





## 2 想定結果

本市における想定結果は、次のとおりである。

### (1) 地震動

6つの想定地震のうち、本市に最も影響を及ぼすとされる地震は、「釜無川断層地震」で地表加速度は本市の全域で400gal以上となっており、地表速度は本市の全域で50kine以上となっている。また、震度は全域で、震度6強が想定されている。

次に影響を及ぼすとされる地震は「曾根丘陵断層地震」で、地表加速度は本市の全域で400gal以上、地表速度は全域で50kine以上となっている。震度は本市の全域で震度6強と想定されている。(別表—1参照)

### (2) 建築物

6つの想定地震の想定結果からすると、本市における地震による建築物の被害要因は、液状化によるものでなく、震動によるものとされる。このうち本市に最も影響を及ぼすとされる地震は「曾根丘陵断層地震」で、全壊2,139棟、半壊2,058棟、合わせて4,197棟と、全体の45.0%の建築物が被災するとされている。

次に影響を及ぼすとされる地震は「釜無川断層地震」で、全壊2,009棟、半壊2,068棟、合わせて4,077棟と、全体の43.7%が被災するとされている。(別表—2(1)～(3)参照)

### (3) 地震火災

地震による出火はさほど多いとは想定されておらず、想定地震の中で全出火件数が最も多い地震は共に11棟の「釜無川断層地震」と「曾根丘陵断層地震」であるが、焼失棟数はそれぞれ219棟、8棟となっている。(別表—3参照)

### (4) 供給処理施設

電力供給施設については、いずれの想定地震も物的被害は少ないものの、停電契約口率は高く、約半数の世帯で停電被害が発生するとされている。

上水道被害では、断水率が最も高いものが「釜無川断層地震」の約53.4%、次に「曾根丘陵断層地震」の約53.2%であり、最も低い「南関東直下プレート境界地震」でも約25.3%と、一般的に高い断水率となっている。(別表—4(1)～(7)参照)

### (5) 人的被害

死傷者が最も多く発生すると想定されているのは二つあり、「釜無川断層地震」では、死者102人、重傷者84人、軽傷者914人と想定されている。「曾根丘陵断層地震」では、死者102人、重傷者80人、軽傷者915人となっている。

本市における死傷原因は、建物の倒壊によるものがほとんどで、火災によるものは少ない。(別表—5(1)～(2)参照)

### (6) 社会機能被害

地震によって居住困難となる住居制約は、「釜無川断層地震」では3,188世帯、次いで「曾根丘陵断層地震」では3,084世帯が住居が制約されると想定されている。

また、医療制約についても6つの想定地震において、ライフライン被害による機能低下のある、なしにかかわらず、大幅な支障が生じるとされている。(別表—6(1)～(2)参照)

## 3 想定結果に基づく本市の取組み

「2 想定結果」によると、本市に最も被害をもたらすと想定される地震は、「釜無川断層地

震」である。人的被害は、死者102人、重傷者84人、軽傷者915人、次いで「曾根丘陵断層地震」も、これにほぼ匹敵する被害が想定されており、その被害のほとんどが建物倒壊によるものとされ、火災による死傷者は、わずかしか想定されていない。これは、本市の建築物の多くが木造建築物であることによる。このため、他の断層による地震や東海地震についても同様の結果となっている。

したがって、市においては、被害想定結果を本市の地震防災対策を推進する上での目安として、公共建築物、特に防災上重要となる施設の耐震化を図るとともに、住民に対して住宅の耐震化の必要性を広報紙等を通して周知を図るものとする。

## 別表

### 1 地震動

区分 想定地震	地 表 最 大 加 速 度 (gal)	地 表 最 大 速 度 (kine)	震 度
東 海 地 震	全域 300～400	北部の一部地域 30～40 その他地域 40～50	全域 震度 6 弱
南関東直下プレート境界地震 (M7)	全域 100～200	全域 10～20	全域 震度 5 強
南関東直下プレート境界地震 (M9)	東部地域 300～400 南部地域 200～300	全域 30～40	全域 震度 6 弱
南関東直下プレート境界地震 (M14)	全域 100～200	全域 10～20	全域 震度 5 強
釜無川断層地震	全域 400以上	全域 50以上	全域 震度 6 強
藤の木愛川断層地震	全域 400以上	東部の一部地域 50以上 その他地域 40～50	全域 震度 6 強
曾根丘陵断層地震	全域 400以上	全域 50以上	全域 震度 6 強
糸魚川―静岡構造線地震	全域 400以上	北部の一部地域 50以上 その他地域 40～50	全域 震度 6 強

### 2 建築物

#### (1) 本市の構造種別毎の建物棟数

地 区	木 造	R C ・ S R C 造	S 造	軽 量 S 造	そ の 他	総 棟 数
田 富	3,805棟	86棟	542棟	371棟	35棟	4,839棟
玉 穂	2,188棟	61棟	451棟	210棟	34棟	2,944棟
豊 富	1,256棟	43棟	100棟	76棟	72棟	1,547棟

#### (2) 建築物被害想定結果

地 区		液 状 化 に よ る 被 害			振 動 に よ る 被 害			全 体 被 害		
		全 壊	半 壊	り 災	全 壊	半 壊	り 災	全 壊	半 壊	り 災
東 海 地 震		0棟	0棟	0棟	123棟	832棟	955棟	123棟	832棟	955棟
		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(2.5%)	(17.2%)	(19.7%)	(2.5%)	(17.2%)	(19.7%)
南 関 東 直 下 プ レ ー ト 境 界 地 震		0棟	0棟	0棟	18棟	267棟	285棟	18棟	267棟	285棟
		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.4%)	(5.5%)	(5.9%)	(0.4%)	(5.5%)	(5.9%)

田 富	釜無川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	961棟 (19.9%)	1,082棟 (22.4%)	2,043棟 (42.2%)	961棟 (19.9%)	1,082棟 (22.4%)	2,043棟 (42.2%)
	藤の木愛川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)
	曾根丘陵断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	890棟 (18.4%)	1,067棟 (22.1%)	1,957棟 (40.4%)	890棟 (18.4%)	1,067棟 (22.1%)	1,957棟 (40.4%)
	糸魚川—静岡構造線地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)	123棟 (2.5%)	832棟 (17.2%)	955棟 (19.7%)
玉 穂	東海地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	54棟 (1.8%)	361棟 (12.3%)	415棟 (14.1%)	54棟 (1.8%)	361棟 (12.3%)	415棟 (14.1%)
	南関東直下プレート境界地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	9棟 (0.3%)	105棟 (3.6%)	114棟 (3.9%)	9棟 (0.3%)	105棟 (3.6%)	114棟 (3.9%)
	釜無川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	484棟 (16.4%)	628棟 (21.3%)	1,112棟 (37.8%)	484棟 (16.4%)	628棟 (21.3%)	1,112棟 (37.8%)
	藤の木愛川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	188棟 (6.4%)	529棟 (18.0%)	717棟 (24.4%)	188棟 (6.4%)	529棟 (18.0%)	717棟 (24.4%)
	曾根丘陵断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	528棟 (17.9%)	632棟 (21.5%)	1,160棟 (39.4%)	528棟 (17.9%)	632棟 (21.5%)	1,160棟 (39.4%)
	糸魚川—静岡構造線地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	75棟 (2.5%)	483棟 (16.4%)	558棟 (19.0%)	75棟 (2.5%)	483棟 (16.4%)	558棟 (19.0%)
豊 富	東海地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)
	南関東直下プレート境界地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	51棟 (3.3%)	265棟 (17.1%)	316棟 (20.4%)	51棟 (3.3%)	265棟 (17.1%)	316棟 (20.4%)
	釜無川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	564棟 (36.5%)	358棟 (23.1%)	922棟 (59.6%)	564棟 (36.5%)	358棟 (23.1%)	922棟 (59.6%)
	藤の木愛川断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	398棟 (25.7%)	357棟 (23.1%)	755棟 (48.8%)	398棟 (25.7%)	357棟 (23.1%)	755棟 (48.8%)
	曾根丘陵断層地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	721棟 (46.6%)	359棟 (23.2%)	1,080棟 (69.8%)	721棟 (46.6%)	359棟 (23.2%)	1,080棟 (69.8%)
	糸魚川—静岡構造線地震	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)	213棟 (13.8%)	341棟 (22.0%)	554棟 (35.8%)

(3) 崖の崩壊による被害棟数

地区	東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曾根丘陵断層地震	糸魚川—静岡構造線地震
田富	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
玉穂	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
豊富	3棟	3棟	3棟	3棟	3棟	3棟

### 3 地震火災の状況

地区		出火件数(棟)			消火件数 (棟)	木造残 火災 件数 (棟)	焼失 棟数 (棟)
		全出火 件数	炎上出火 件数	木造出火 件数			
田 富	東海地震	1	1	1	1	0	2
	南関東直下プレート境界地震	1	0	0	0	0	0
	釜無川断層地震	6	3	3	2	1	89
	藤の木愛川断層地震	2	1	1	1	0	2
	曾根丘陵断層地震	5	3	3	3	0	0
	糸魚川—静岡構造線地震	2	1	1	1	0	2
玉 穂	東海地震	1	0	0	0	0	0
	南関東直下プレート境界地震	0	0	0	0	0	0
	釜無川断層地震	3	2	2	1	1	128
	藤の木愛川断層地震	2	1	1	1	0	2
	曾根丘陵断層地震	3	2	2	2	0	4
	糸魚川—静岡構造線地震	1	1	1	1	0	2
豊 富	東海地震	1	1	1	1	0	2
	南関東直下プレート境界地震	0	0	0	0	0	0
	釜無川断層地震	2	1	1	1	0	2
	藤の木愛川断層地震	2	1	1	1	0	2
	曾根丘陵断層地震	3	2	2	2	0	4
	糸魚川—静岡構造線地震	1	1	1	1	0	2

### 4 供給処理施設

#### (1) 地中配電線の物的被害量・被害率

地区		東海地震	南関東直下 プレート境 界地震	釜無川断層 地震	藤の木愛川 断層地震	曾根丘陵断 層地震	糸魚川—静 岡構造線地 震
田 富	被害亘長 (被害条数)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)	4.38m (1)
	被害率	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%
	被害亘長	2.48m	2.48m	2.48m	2.48m	2.48m	2.48m

玉穂	(被害条数)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	被害率	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%
豊富	被害亘長 (被害条数)	0.69m (1)	0.69m (1)	0.69m (1)	0.69m (1)	6.33m (1)	0.69m (1)
	被害率	0.150%	0.150%	0.150%	0.150%	0.963%	0.150%

注 本市の設備亘長=5,231m

(2) 電柱の物的被害量・被害率

地区		東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曾根丘陵断層地震	糸魚川—静岡構造線地震
		田富	被害本数	16.97本	16.97本	16.97本	16.97本
	被害率	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%
玉穂	被害本数	9.63本	9.63本	9.63本	9.63本	9.63本	9.63本
	被害率	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%
豊富	被害本数	2.66本	2.66本	2.66本	2.66本	12.18本	2.66本
	被害率	0.33%	0.33%	0.33%	0.33%	1.5%	0.33%

注 本市の設備本数=6,468本

(3) 架空配電線の物的被害量・被害率

地区		東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曾根丘陵断層地震	糸魚川—静岡構造線地震
		田富	被害亘長 (被害条数)	0.32km (9)	0.32km (9)	0.32km (9)	0.32km (9)
	被害率	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%
玉穂	被害亘長 (被害条数)	0.18km (5)	0.18km (5)	0.18km (5)	0.18km (5)	0.18km (5)	0.18km (5)
	被害率	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%	0.232%
豊富	被害亘長 (被害条数)	0.05km (2)	0.05km (2)	0.05km (2)	0.05km (2)	0.23km (7)	0.05km (2)
	被害率	0.161%	0.161%	0.161%	0.161%	0.742%	0.161%

注 本市の設備亘長=247km

(4) 停電契約口数・停電契約口率

地区		東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曾根丘陵断層地震	糸魚川—静岡構造線地震
		田富	停電契約口数	4,271口	4,271口	4,271口	4,271口
	停電契約口率	52.01%	52.01%	52.01%	52.01%	52.01%	52.01%
玉穂	停電契約口数	2,419口	2,419口	2,419口	2,419口	2,419口	2,419口
	停電契約口率	51.89%	51.89%	51.89%	51.89%	51.89%	51.89%

豊 富	停電契約口数	750口	750口	750口	750口	1,611口	750口
	停電契約口率	40.56%	40.56%	40.56%	40.56%	87.14%	40.56%

注 本市の契約口数=14,722口

(5) 上水道・簡易水道物的被害量・被害率（導水管・送水管・配水管）

地区		導水管			送水管			配水管			導水管+送水管+配水管		
		設備延長 km	被害箇所数 箇所	被害率 箇所/km	設備延長 km	被害箇所数 箇所	被害率 箇所/km	設備延長 km	被害箇所数 箇所	被害率 箇所/km	設備延長 km	被害箇所数 箇所	被害率 箇所/km
田 富	東海地震	0.3	1.3	3.81	0.0	0.1	3.64	87.7	134.9	1.54	88.0	136.3	1.55
	南関東直下プレート境界地震	0.3	0.8	2.38	0.0	0.1	2.29	87.7	84.2	0.96	88.0	85.1	0.97
	釜無川断層地震	0.3	3.4	10.24	0.0	0.3	9.82	87.7	362.7	4.14	88.0	366.4	4.16
	藤の木愛川断層地震	0.3	1.7	5.00	0.0	0.1	4.79	87.7	177.2	2.02	88.0	178.9	2.03
	曾根丘陵断層地震	0.3	3.3	9.79	0.0	0.3	9.39	87.7	346.7	3.96	88.0	350.2	3.98
	糸魚川-静岡構造線地震	0.3	1.6	4.95	0.0	0.1	4.75	87.7	175.5	2.00	88.0	177.3	2.01
玉 穂	東海地震	0.4	0.1	0.25	1.3	0.5	0.41	39.6	32.3	0.82	41.2	32.9	0.80
	南関東直下プレート境界地震	0.4	0.1	0.17	1.3	0.4	0.28	39.6	22.0	0.55	41.2	22.4	0.54
	釜無川断層地震	0.4	0.2	0.62	1.3	1.3	1.00	39.6	78.7	1.99	41.2	80.2	1.95
	藤の木愛川断層地震	0.4	0.2	0.39	1.3	0.8	0.64	39.6	50.4	1.27	41.2	51.4	1.25
	曾根丘陵断層地震	0.4	0.3	0.69	1.3	1.4	1.12	3.96	88.1	2.23	41.2	89.8	2.18
	糸魚川-静岡構造線地震	0.4	0.1	0.30	1.3	0.6	0.49	39.6	38.9	0.98	41.2	39.6	0.96
	東海地震	0.0	0.0	—	6.0	27.4	4.61	27.0	167.5	6.21	32.9	195.0	5.92
	南関東直下プレート境界地震	0.0	0.0	—	6.0	18.2	3.06	27.0	111.4	4.13	32.9	129.6	3.94

豊 富	釜無川断層地震	0.0	0.0	—	6.0	60.4	10.14	27.0	368.9	13.68	32.9	429.3	13.04
	藤の木愛川断層地震	0.0	0.0	—	6.0	40.8	6.85	27.0	249.0	9.23	32.9	289.8	8.80
	曾根丘陵断層地震	0.0	0.0	—	6.0	81.5	13.68	27.0	497.6	18.45	32.9	579.1	17.59
	糸魚川—静岡構造線地震	0.0	0.0	—	6.0	26.0	4.36	27.0	158.7	5.88	32.9	184.7	5.61

(6) 上水道・簡易水道断水世帯数・断水世帯率

地区		東海地震					
		東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曾根丘陵断層地震	糸魚川—静岡構造線地震
田 富	断水世帯数	1,557	1,221	3,066	1,837	2,960	1,826
	断水世帯率	32.34%	25.36%	63.67%	38.15%	61.47%	37.93%
玉 穂	断水世帯数	725	629	1,160	895	1,248	787
	断水世帯率	23.61%	20.47%	37.77%	29.13%	40.64%	25.63%
豊 富	断水世帯数	825	591	930	930	930	788
	断水世帯率	88.68%	63.56%	100.0%	100.0%	100.0%	84.74%

注 本市の世帯数=8,817世帯

地区	ボンベ転倒戸数			ガス漏れ戸数		
	一般家庭	業務用	合計	一般家庭	業務用	合計
田 富	235	0	235	168	0	168
玉 穂	156	0	156	112	0	112
豊 富	42	0	42	30	0	30

(7) LPガス物的被害（機能支障）予測結果

5 人的被害

(1) 本市の人口データ

地区	人 口	世 帯 数	1世帯当たり人口	人 口 密 度	65歳以上の人口	外国人登録数
田 富	15,674	5,043	3.11	1,461.8	1,238	101
玉 穂	9,462	3,691	2.56	1,014.0	711	67
豊 富	3,409	915	3.73	251.3	628	1

注 人口（夜間人口）、世帯数、1世帯当たり人口=平成7年国勢調査結果

人口密度、65歳以上の人口、外国人登録数=平成2年国勢調査結果

(2) 死傷者の想定結果

地区		死 者 数				重 傷 者				軽 傷 者			
		建物 倒壊	火災	崖崩 れ	計	建物 倒壊	火災	崖崩 れ	計	建物 倒壊	火災	崖崩 れ	計
田 富	東海地震（予知なしの場合）	6	0	0	6	22	0	0	22	259	0	1	260
	南関東直下プレート境界地震	1	0	0	1	10	0	0	10	112	0	1	113
	釜無川断層地震	44	3	0	47	43	2	0	45	494	7	0	501
	藤の木愛川断層地震	6	0	0	6	22	0	0	22	259	0	0	259
	曾根丘陵断層地震	41	0	0	41	42	0	0	42	479	0	0	479
	糸魚川—静岡構造線地震	6	0	0	6	22	0	0	22	259	0	0	259
玉 穂	東海地震（予知なしの場合）	2	0	0	2	9	0	0	9	103	0	0	103
	南関東直下プレート境界地震	0	0	0	0	4	0	0	4	42	0	0	42
	釜無川断層地震	18	5	0	23	19	4	0	23	224	10	0	234
	藤の木愛川断層地震	7	0	0	7	14	0	0	14	157	0	0	157
	曾根丘陵断層地震	20	0	0	20	20	0	0	20	232	0	0	232
	糸魚川—静岡構造線地震	3	0	0	3	11	0	0	11	126	0	0	126
豊 富	東海地震（予知なしの場合）	12	0	0	12	10	0	0	10	115	0	1	116
	南関東直下プレート境界地震	3	0	0	3	6	0	0	6	71	0	1	72
	釜無川断層地震	32	0	0	32	16	0	0	16	178	0	1	179
	藤の木愛川断層地震	23	0	0	23	13	0	0	13	151	0	1	152
	曾根丘陵断層地震	41	0	0	41	18	0	0	18	203	0	1	204
	糸魚川—静岡構造線地震	12	0	0	12	10	0	0	10	115	0	1	116

6 社会機能被害

(1) 住居制約の想定結果

地区		住 居 制 約		(参考)
		住居制約世帯数	住居制約者数	ライフライン支 障世帯数
田 富	東 海 地 震	564	1,753	435
	南関東直下プレート境界地震	158	491	372
	釜無川断層地震	1,630	5,066	652
	藤の木愛川断層地震	564	1,753	513
	曾根丘陵断層地震	1,488	4,625	656
	糸魚川—静岡構造線地震	564	1,753	510
玉 穂	東 海 地 震	294	754	241
	南関東直下プレート境界地震	77	197	222
	釜無川断層地震	1,118	2,866	292
	藤の木愛川断層地震	569	1,459	273
	曾根丘陵断層地震	1,062	2,722	321
	糸魚川—静岡構造線地震	399	1,023	253
	東 海 地 震	227	846	183
	南関東直下プレート境界地震	109	406	154



豊富	釜無川断層地震	440	1,639	143
	藤の木愛川断層地震	342	1,274	172
	曾根丘陵断層地震	534	1,990	114
	糸魚川―静岡構造線地震	228	849	175

(2) 医療制約の想定結果

地区		ライフライン被害による機能低下なしの場合		ライフライン被害による機能低下30%の場合	
		入院対応能力	外来対応能力	入院対応能力	外来対応能力
田 富	東 海 地 震	-3	-259	-5	-259
	南関東直下プレート境界地震	9	-112	8	-112
	釜無川断層地震	-27	-501	-301	-501
	藤の木愛川断層地震	-3	-259	-5	-259
	曾根丘陵断層地震	-24	-479	-27	-479
	糸魚川―静岡構造線地震	-3	-259	-5	-259
玉 穂	東 海 地 震	86	633	79	581
	南関東直下プレート境界地震	91	694	85	649
	釜無川断層地震	70	484	59	403
	藤の木愛川断層地震	81	579	73	515
	曾根丘陵断層地震	73	486	61	399
	糸魚川―静岡構造線地震	84	610	77	554
豊 富	東 海 地 震	-10	-116	-10	-116
	南関東直下プレート境界地震	-6	-72	-6	-72
	釜無川断層地震	-16	-179	-16	-179
	藤の木愛川断層地震	-13	-152	-13	-152
	曾根丘陵断層地震	-18	-204	-18	-204
	糸魚川―静岡構造線地震	-10	-116	-10	-116

注 入院対応能力＝地震後の対応可能入院患者数－入院需要量（平常時の1日当たり在院患者数＋地震時の重傷者数）

$$= (\text{市町村別病床数} \times \text{医療機関使用可能率} \times \text{ライフライン機能率}) - \text{入院需要量}$$

$$= (\text{市町村別病床数} \times \text{医療機関使用可能率} \times \text{平常時空床率} \times \text{ライフライン機能率}) - \text{地震時の重傷者数}$$

外来対応能力＝地震後の受入可能外来者数－外来需要量（地震時の軽傷者数）

$$= (\text{市町村別平常時外来患者数} \times \text{医療機関使用可能率} \times \text{ライフライン機能率}) - \text{地震時の軽傷者数}$$